令和４年　第４回定例会

利　島　村　議　会　会　議　録

令和４年12月14日　開会

令和４年12月15日　閉会

利　島　村　議　会

令和４年第４回利島村議会定例会会議録目次

招集告示 …… １
応招・不応招議員 …… ２

第　１　号　（１２月１４日）

議事日程 …… ３
出席議員 …… ４
欠席議員 …… ４
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… ４
職務のため出席した事務局職員 …… ４
開会及び開議の宣告 …… ５
会議録署名議員の指名 …… ５
会期の決定 …… ５
日程第　１　行政報告 …… ５
日程第　２　一般質問 …… ２１
会議時間の延長 …… ９６
散会の宣告 …… ９７

第　２　号　（１２月１５日）

議事日程 …… ９９
出席議員 …… １００
欠席議員 …… １００
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名 …… １００
職務のため出席した事務局職員 …… １００
開議の宣告 …… １０１
日程第　３　議案第５６号・報告第７号　専決処分の承認を求める件について …… １０１
日程第　４　議案第５７号　移住定住促進住宅建設基金条例 …… １０７
議案の修正 …… １１３
日程第　５　議案第５８号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 …… １２４
日程第　６　議案第５９号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例 …… １３５
日程第　７　議案第６０号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及

び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更について……１３８
日程第　８　議案第６１号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）……１４０
日程第　９　議案第６２号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）……１６４
日程変更の動議……１６４
日程第１０　議案第６３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）……１６５
日程第１１　議案第６４号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）……１６７
日程第１２　議案第６５号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）……１６７
日程第１３　議案第６６号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）……１７１
日程第１４　議案第６７号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更について……１７２
閉会の宣告……１７３

利島村告示第４号

令和４年第４回（１２月）利島村議会定例会を下記のとおり招集する。

令和４年１２月５日

利島村長　　村　山　将　人

記

１　日　　時　令和４年１２月１４日（水）　午前９時３０分

２　場　　所　利島村役場議会室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員　５名

１番	前	田	清	君	３番	笹	岡	壽	一	君
４番	石	野	治	君	５番	井	口	保	君	
６番	寺	田	優	君						

不応招議員　なし

令和４年第４回利島村議会定例会

議事日程第１号　　１２月１４日午前９時３０分開会

日程第　１　行政報告

日程第　２　一般質問

３番　笹　岡　壽　一　君

４番　石　野　　治　君

５番　井　口　　保　君

１番　前　田　　清　君

出席議員　５名

１番	前田　清君	３番	笹岡　壽一君
４番	石野　治君	５番	井口　保君
６番	寺田　優君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山　将人君	教育長	弟子丸　知樹君
住民課長	榎本　雅仁君	環境建設課長	上野　崇君
会計管理課長	出口　貴司君	産業観光課主幹	荻野　了君
総務課長補佐	隅　智孝君	環境建設課長補佐	前田　裕君

職務のため出席した事務局職員

書記　五味　恵介

◎開会及び開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　皆さん、おはようございます。定刻となりましたので、ただいまより令和４年度第４回利島村議会定例会を開会いたします。

新しく議場の位置が変わりましたので、議席については今お座りのところということで規定させていただきますので、よろしくお願いいたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（寺田　優君）　議事録署名人については、今回の定例会は井口保議員、それから石野治議員にお願いしたいと思います。

◎会期の決定

○議長（寺田　優君）　会期についてお諮りいたします。

会期については、12月14日より16日までの３日とすることでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　異議がないようですので、会期は本日12月14日より16日までの３日間といたします。

それでは、日程についても執行部が出されている順番に沿ってやっていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎日程第１　行政報告

○議長（寺田　優君）　それでは、早速議案に入っていきたいと思います。

まず、日程１、行政報告を行います。

弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　皆様、おはようございます。教育委員会教育長の弟子丸です。９月議会で同意をいただきまして、10月から着任をいたしました。それに伴って、一言だけご挨拶をさせていただければと思います。

利島村着任をしまして、いいところ、本当にたくさんあるというふうに思っております。その利島のよさと新しい取組というところの両面を追求いたしまして、教育と人が学ぶといった営みを通して、この村を豊かにする取組というところを行っていきたいというふうに考えてございます。どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして行政報告ということでございますけれども、この報告は令和４年第３回定例議会の終了の日の翌日から令和４年第４回定例議会の予定日の３週間前までの行政の主に重要な動きを概括的にまとめて、議会にご報告をさせていただくものになります。教育委員会から２つ、報告としてはございまして、１つは運動会及び文化祭の実施についてというところでございます。運動会については、10月１日に実施をいたしましたけれども、午前を子供たちの競技、演技種目というふうにいたしまして、午後、島民の皆様ご参加いただく形での競技というふうにしております。文化祭については、児童生徒の発表に加えて保護者の演技種目というところも実施をしてございます。利島ならではのよさを生かした、持続可能な学校の行事であったり、地域の行事であったり、そういったものの在り方について今後検討していきたいというふうに考えてございます。

２つ目でございますけれども、北海道の利尻町の児童生徒に来島いただきまして、利島村の児童と交流するというふうな事業を実施してございます。こちらは、11月の５、６というところで行っておりますけれども、島内の案内であったり、製油工場の見学、椿の実拾いの体験、そういったところを実施いたしました。このたびオンラインを通して事前に交流した上で、利尻町の子供たちに来ていただくという形を実施しまして、そういった形にすることによって交流会であったり、夕食の調理時に児童同士の交流が活発になったというようなところも見られたところです。リアルとオンラインのよさ、両方を生かした形で交流事業というのを実施できるように検討してまいりたいというふうに考えてございます。

私からは以上になります。

○議長（寺田　優君）　よろしくお願いいたします。

では、隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　おはようございます。総務課の隅です。よろしくお願いします。

行政報告報告者、総務課長補佐。

総務課からは３点あります。まず、１点目ですが、知事との意見交換会についてでございます。10月14日に村長と小池知事との意見交換会が行われました。これは、各区市町村の取組について、都と連携して対応すべき課題等について都知事と意見交換を行う場で、当村については今後取り組んでいく東京宝島サステナブルアイランド創造事業について、防災対策強化事業について15分ほど意見交換会を行いました。小池知事からは、島の自然環境を生かしながら、クリーンエネルギーを活用した住宅の確保、将来を担う子供たちへの支援のための教育環境の整備について、まさにサステナ

ブルな利島の実現に寄与する重要な取組であり、都としても本事業について支援するとお言葉をいただいたところでございます。

2つ目でございます。地方交付税及び市町村総合交付金検査についてです。９月27日から28日の日程で地方交付税、11月10日及び11日の日程で市町村総合交付金検査が実施されました。大きな指摘事項はなく、無事に検査を終了することができました。

続いて、オフグリッド型トレーラーハウス導入事業についてです。９月臨時議会で可決いただいたオフグリッド型トレーラーハウス導入事業について、11月１日に専決対応で契約を締結してございます。現在は、３月設置に向けて定例会の場を設け、導入及び実証実験について課題抽出、検討を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　おはようございます。住民課のほうの行政報告、行わせていただきます。

１番目、オミクロン株対応コロナワクチンの追加接種４回目、５回目についてでございます。オミクロン株に対応したワクチン接種４回目、５回目を令和４年11月17日木曜日に12歳以上の一般の方を対象にして74名に接種をしました。今後12月に高齢者などに対する５回目の接種を予定しているとなっております。そこで、12月９日、10日で急遽でございますが、東京都のほうからワクチンバスが導入、東京都のほうでご尽力いただきまして導入させていただきました。おかげをもちまして住民の方107名、島外の方６名の113名の接種を12月９日、10日に実施することができまして、その時点の接種率が61.4％といったところで、島内で一番の接種率にすることができました。また、12月15日、22日に残りの接種を今年予定しておりまして、そこの接種予定者数が54人います。そこを接種終わりますと、接種率としては80.4％の接種率になるのかなというふうに考えております。

２番目についてでございます。敬老祝賀会の中止についてでございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、９月より延期していました敬老祝賀会についてですけれども、やはり島内の感染者の状況ですとか都内の感染拡大のため、やむを得ず中止することとなりました。代替として12月10日土曜日に対象者にお弁当と記念品をお配りしたといったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　おはようございます。

行政報告報告者、環境建設課長。

１番目、第３回リサイクルフェスの実施について、令和４年10月15日土曜日でございます。第３回リサイクルフェスを実施しました。引取りに際して、105名の方に参加いただきました。

２番目、集落環境清掃、美化の日の実施について、令和４年10月22日土曜日、集落環境の一斉清掃を実施しました。両事業に関し、参加いただいた方々に感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　よろしくお願いします。産業観光課からの報告は３つあります。

報告者、産業観光課主幹。

１、農業機械の買換えに関するアンケートの実施について、椿生産者を対象とした農業機械の保有状況と来年度の買換え等に関するアンケートを実施しました。配布数は47件で、11月24日木曜日現在までに18件の回答がありました。現在内容について精査しているところです。

２、アイランダー2022への出展について、新型コロナの影響で３年ぶりにリアル開催となったアイランダー2022へ出展しました。アイランダーは、日本離島センターと国土交通省が主催する移住、定住を目的としたイベントで、利島村ブース内で求人情報の提供や椿油やさくゆり焼酎などの特産品の販売を行いました。利島出身の高校１年生にもお手伝いしてもらい、幅広い層に利島村をＰＲすることができました。

３、ラフテレーンクレーンの利用状況について、令和４年９月から11月までの間、ラフテレーンクレーンの貸出し実績は１日。伊豆七島海運の貨物船への荷役作業での使用実績は、令和４年９月は５日、10月は７日、11月は８日、計20日となっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　行政報告は以上になりますが、行政報告に対する質問ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何点か質問しますが、１件ごとに質疑応答でいいのですか、それともまとめてやりますか。

○議長（寺田　優君）　１件ごとに。

○３番（笹岡壽一君）　まず、教育委員会に伺います。新しく教育長に就任していただいて、ご苦労さまです。

運動会、それから文化祭について、最後のところで利島ならではのということを今後検討していきたいという、催物について。それで、これは検討ということですから、どういうことになるか分かりませんけれども、この発意している意味合いと、何を構想されているのか、どのような例えばイベントの、運動会のイベントといえばイベントでしょうが、在り方を考えていらっしゃるのか、それをお伺いしたいと思います。

○議長（寺田　優君）　教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　ご質問いただきまして、ありがとうございます。お答え申し上げます。

利島ならではのよさを生かした持続可能な学校行事、地域行事の在り方について、今後どのように検討していくかというところと、そのイメージはというご質問かというふうに思います。

１つは、まず利島のよさを生かして、この地域の方と学校がより連携して、学校行事、地域行事を実施していくという形を模索していきたいと。そう思いました背景としては、新型コロナウイルスがございまして、学校行事、地域行事も含めて少しの間、例えば実施が中止になったり、そういうふうなことがあったかと承知をしております。そのようになりますと、例えば二、三年実施がされていなくて、当時どのように実施をしていたかというふうなところの、例えば記録があまり残っていないとか、そういったことによって、もう一度再開をさせようと思ったときに再開をさせるのが難しいと、そういったこともあろうかと思います。例えばそのようなことのないようにしっかりと記録に残した上で、持続可能な形で実施をしていくとか、そういったところが考えられるかなというふうに思います。どのようにそれを担保していくかというやり方について、まさにいろんな方のご意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　大体おっしゃる経過があるわけです。

答弁いただいた経過が、長い間この島にはあるわけですけれども、これ実はある父兄の方から、こういうお伺いをされたのですけれども、今年の運動会初めて、今まで名称は連合運動会ということで、午前中から午後、１日、これが保育園、学童、それからＰＴＡというのでしょうけれども、その他業者、いろいろな諸団体が参加してメニューをこなしてきていると。ところが、今年はコロナということもあるから、あるいは何となく変えたのか、午前中が学童あるいは保育園と、プログラムが。それで、午後からは村営というのでしょうか、あれも学校営、営は分かりませんけれども、学校主催みたいなことで、それで午後からは村主催。こういう運動会になったということを漏れ聞いているわけです。実際そういうことだったと思うのですけれども。これが一つ、今後の事例として継続していこうと。学童と一般者とは分けようということを構想しているのか。

実は、他の島なんかでは、大きい島なんかでは、多少はＰＴＡが参加する種目はあったにしても、学校運動会と、それから町民といいますか、住民運動会というのは別にあるのです。これは、日にちも違うだろうと思うのです。ここは、村を挙げてのスポーツ大会というのはないのです。個々のいろいろ野球大会とか何とか大会というのはあるにしても、総合的な村民を挙げての運動会、スポーツの催物というのはない。そういうことを考えていらっしゃるのかと思って、お伺いしたのです。いかがですか。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答え申し上げます。

今年度実施をしたやり方については、お話しいただきましたように、午前中を学校の部、午後を島民参加の部というような形で実施をいたしました。その上で、例えば午後に関しては当然というか、子供たちも学校の先生方も含めて様々な地域の住民の方にご参加をいただくものになったものでございまして、私着任初日だったのですけれども、かなり一体感のある形で実施をできていたというふうに考えております。そのように午前と午後で実施主体を分けたとしても、例えば同日にやることによってかなり地域の方々、一体となった形で運動会実施できたなというような側面もあるので、その辺りは今年度の実施をしたやり方というのは一つのやり方、一つの実施の形ではあったのだろうというふうに思ってございます。その上で、よりよい形があるのかないのかというところも含めて検討していきたいというふうに思ってございますけれども、今年度については午前と午後を分けるという形で実施をさせていただいたというようなところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

○３番（笹岡壽一君）　実は、私は行政質問に対する原稿も用意していたのですけれども、ちょっとばたついたもので、急遽そういうことはやらないだろうということで持ち忘れてきたのですけれども、そういうことで少し戸惑いもありますけれども、そういう前提で教育委員会については分かりました。今後の検討を待ちたいと、結果を待ちたいと思います。

それから、今は知事との懇親会といいますか、意見交換会についてお伺いします。教育委員会ではなくて、これは総務課主幹の報告になっていますけれども、１つは、これは総務課でも所管はいいのでしょうけれども、やっぱりこれは村長がなすべきなのかなという感じはあります。総務課長補佐もそこに参加していたから、いいと言えばいいのでしょうけれども。ここに、最後のところがちょっと気になっているところがありまして、これ原稿に書いてあるのですけれども、サステナブルです。本事業について支援するとお言葉をいただいたと、こうなっているのです。これは議事録を見ますと、そうはなっていないのです。支援するという約束はしていないのです、発言は。知事は。そういうことで、何かもう確定しているというような報告なのですけれども、今後検討していくと、意見交換会で。東京都で今後審査して、今後の検討会で検討していくと。ただし、その前段としては、利島村村長のお話についてはそれなりに理解できるというか、重要だとは考えていると。それはありますけれども、支援するとは言っていないのです。それは大丈夫ですかと。このままそれを聞いて、報告のとおり了解していて。それをお伺いしたいと思うのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ただいまの質問ですが、東京都知事との意見交換会におきまして、先日来住民説明会で東京宝島サステナブルアイランド事業といったところのお話かと思います。当然そうい

った村の先進的な持続可能に関する取組に関しては支援、指示していくといったところですが、その補助に関しましては何でもかんでもオーケーではないと。つまり審査等があっての支援だというふうに捉えております。なので、全くやらないというわけでもないと思いますし、全部やりますよ、言われたことをやりますよというわけでもないというような感覚で捉えております。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

議員がおっしゃっている議事録というのはどの議事録か、ちょっと分からないのですけれども、私が東京都から頂いている議事録に関しては、支援するという記載はございました。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が入れている議事録は、別に公開することはやぶさかではありませんけれども、それは公開していただけますか。

〔「公開されています」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、いや。公開していただけますか、違うと言うから。私が頂いている議事録には支援すると書いてあると、こう言うから、そう書いてある議事録なのでしょう。そうすると、議事録が２つあることになる。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

議事録は後ほど公開します。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私の議事録も午後持ってきますので、中断すれば今持ってきてもいいですけれども、午後には公開していただけますね。

○議長（寺田　優君）　公開してください。公開するのでしょう。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も公開することはやぶさかではありませんけれども、今所管課補佐が、私の持っている議事録のほうにはそういう記載があるというから、私のほうにはないのです。議事録が２つあることになる。議事録が２つ。だから、私のほうはそれは提示することは構いませんけれども、村のほうも提示してもらえますかと聞いている。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議事録公開に関しましては議会議長にお任せするとしまして、そもそも支援をするといったことに関しましては、東京宝島サステナブルアイランド事業というものが、東京の島に対する持続可能な官民一体の事業に対して支援をすると、３年間で数億というようなものでありまして、その事業自体がそもそも支援するといったものでありますので、その言葉、議事録でどんなふうになっていたかというところはもちろんあるのですけれども、事業自体が各島、東京の島、みんな頑張れといったものであって、ほかの首長も私と同様にやはりサステナブルアイランド事業に対して積極的に発言されていたといったところがあります。

○議長（寺田　優君）　公開するということで、午後に届けてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、それはそれで午後にまた持ち越す可能性がありますので。議場から出てからでないと進みません。それはそれで、そういうことにします。

それから、次にトレーラーハウスのところでオフグリッド型のトレーラーハウスのところなのですけれども、先ほど報告があった、文章報告がありますけれども、実証実験についてということで課題の抽出やら検討をと、この意味が分からないのです。この結果によってはどうなるということなのですか。というのは、これからやるのでしょう。しかし、やることを決めているのだね、もう。トレーラーハウスは買うのでしょう。これは決定しているわけだ。オフグリッドもやることになっている。そういう予算組みになっている。しかし、これから定例会議というので、これは意味とすれば、私が勝手に解釈しているのは、定例議会にはここの議会ではないと。どこかの会議なのでしょう。東京都の会議だか、あるいは業者間の会議だか分かりません。これを定例会議をやっていくのだと、これから。そうして実証実験をやっていきますと。この結果によって左右されるのでしょう。

ところが、よく分からないのが、議会に対しては前にはどこかの団体だか組織だか知りません。メーカーだかどこだか分かりません。これがもう実証実験済みだと、こういう報告を聞いたような記憶があるのです。それを改めて３月の申請を待って、４月ですか。事業が今年度やるのでしょう、もう予算決まっているから。少なくともトレーラーハウスは。その点をお伺いしたいのです。実証実験は一体何ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

以前臨時議会前のときにご説明はしているのですけれども、確かに内地のほうで実証済みということはお話ししておりますが、島という環境下での実証実験でまだ実施されていないので、その実

証実験ということになります。現在実証実験に向けての検討、課題抽出、定例会云々というところなのですけれども、トレーラーハウスの導入、これから実証実験をしていく上で課題等は発生するのは分かるとは思うのですけれども、それらの課題を４者で共同で打合せをして解決していく場、月に１回実施しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今の答弁で極めてはっきりしたと思うのです。

これの結果によってはどうなるのです。皆さんのこれまでの説明では、水もオーケー、汚水の処理もオーケー、電気も要らない。水も要りません。こういうことになっている。ところが、実証実験やったら、あなたに明確に答えていただいたのだけれども、それはよそでの話であって、本村のようなこういうところではどうかと。だから、これから実証をするのだと、実証実験やるのだと。この結果が出ていないのですよ、そういう意味では。これからやるのだから。

私が伺いたいのは、予算を決めました、事業をやりました。購入するのでしょう。予算決まってしまっているのだから。オフグリッドの施設付きのハウスを買うわけだ。これ買うのですか、買わないのですか。実証実験をやってから買うのですか、それとも買ってから実証実験をやるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

オフグリッドの実証実験を行うトレーラーハウスを買うのか買わないかというところですか。トレーラーハウスは買います。買って、実証実験をしますと。実証実験後、どうするかというお話も以前お話ししていると思うのですけれども、それらの結果を踏まえて、今後建設予定の住宅等に導入できるかどうかという判断を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうなのです。私はそれをお伺いしたいのです。トレーラーハウスを買って、要するに住宅を３年計画でサステナブルで建築といいますか、施設を建てます。そのときのそこの説明は、まさにオフグリッドなのです。これを全部つける。そういうことで東京都に申請しようとしているのでしょう。住宅の許可、建設の費用をもらおうというのでしょう。１億になるか、２億になるか分かりませんけれども。そのときにここで島ならでは特殊性といいますか、環境において、このオフグリッドというのは通用するのかしないのか、そのための実証実験をトレーラーハウスでやるのだと。トレーラーハウスは、それは金は五千数百万でしょうけれども、補助金の場合を除い

て。よくても悪くてもそれでおしまいです。駄目ならオフグリッドというか、電気も切るとは言ったけれども、切らない。水も水道管も引くと。下水処理も通常どおり、普通どおりやりますと。それはそれでいいでしょう、駄目ならば。ところが、住宅はそうはいかない。それから、そのために相当額の金を費やすわけです、建築費を。普通の家と違う。しかも、これは遠い先の話、構想の話ではない。極めて具体的な施策です。施策から手をつけるような。そうすると、この結果によってオフグリッド型の住宅を16戸ですか、18戸ですか、即かかってくるわけだ。予算も当然違ってくる。その意味で聞いているのですけれども、そうするとそこのところは今のところ全て実証結果待ち、あるいは定例会議待ちと。それによって、将来の住宅建設計画は変更といいますか、構想から外れることもあり得るということですね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　このトレーラーハウス、オフグリッド型と先ほど来出ておりますが、そもそもこの事業に取り組むきっかけとなったのは、これは臨時議会等で説明しましたが、利島の水問題に対して解決に向けて取り組んでいこうといったものであります。また、そういった前例がないものに関しまして、東京都から支援がいただけるといったことも併せて取り組んでいるものでありまして、既製品、過去にも成功事例が全部あるといったものがないことに対して、それぞれ世界で初めてのことでもありますので、一個一個課題を抽出して、それに解決に向けてまた利島ならではの課題が出ておりますので、そういったことを含めて解決していこう。それこそ毎月と言わず、昨日もそうですけれども、ウェブ会議等を通じてコミュニケーションを取り、利島に合った形でいろいろなものを導入したり、検討したり、システムもそうですけれども、ほかにも家賃がどうするとか、居住者がどういう負担をするのかといったこともいろいろな課題、まだやったこともないので、を抽出して、それを一個一個処理していこうといったところです。それが成功するのかしないのかといったことは、正直申し上げて分からないところではありますが、成功に向けてここにいる職員だけではなくて、相手方の事業者とも協定を結び、一生懸命取り組んでいるといったところです。それが先々の利島の住民のために給水人口の問題ですとか、強いては簡易水道の事業費の負担を軽減させるといったところも含めて取り組んでいるものであります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、一般論的にはそれでいいのです。だろうと思います。構想を描いていると。そこはただだから。村のため、幸せのため、発展のため、便利のため、そのように検討して努力していきます。それは一般論的で、ここまではただなのです。どんな構想を描こうと。ただ、それに事業化していく段階になると、これは具体的になります。事業というのは具体的なものだから、構想ではないから。事業を展開するというのは。具体的ということは、今言ったように、手間

暇、費用がかかるわけです。そこの手間のかけ方、費用のかけ方、ここを抜きにして構想だけを述べられても、島のため、住民のため、便利のためと、そういうところで村長からるる述べられましたけれども、私がお伺いしているのは、それはそれでよしとして否定はしません。ただ、問題はもう目の前に具体化してきているのではないですかと。５億だか、６億だかは別として、その中に住宅費の構想があるのでしょうと、18戸だか、16戸だか。その中にいわゆるオフグリッドだ、何とかという水も要らない、電気も要らないと。これが事業化されようとしているのでしょう。それで、そのための実証実験だというから、それはそうでしょうと。結果によっては、まだ分からないですねということを言っているのです。ところが、計画の中ではそれを織り込んでいるのでしょう。わけも分からぬうちに。構想の分には構いません。どんなユートピア的な構想を描いても。それを伺っているのです。ということは、明日にも申請するわけです。４月にはやるのでしょう、３月までには。４月の段階では。５年度には。それをこれから構想を検討するまだ数か月、二、三か月あります、申請するまでには。そういうところでどう行政が対応していくのか。これは、実証実験を３月までやるのでしょう。その結果をもってどうとかこうとか考えるのが普通ではないですか。

〔「３月からやる」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、いや。３月までかけるのでしょうというの。書いてあるのだから、定例会議をやりながら、実証実験やりながら、課題の抽出とやっているのだ。もうできているのですか。これからでしょう。だって、ハウス買っていないのだ、トレーラーハウス買っていないのだから、まだ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

ちょっと勘違いされているのかなと思っているのですけれども、トレーラーハウスの導入が今年度で、実証実験自体は来年度実施します。事業構想に関しては、議員の皆様に既にお示ししているサステナブルアイランド創造事業の中に含まれておりまして、一応現時点での段階ですと来年申請しまして、令和５年から３か年、事業自体ができるので、来年度、オフグリッド型トレーラーハウスで実証実験をした結果を踏まえて再来年設計で、令和７年に住宅建設できればという現時点での構想でおります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　トレーラーハウスは買うのだけれども、３月までに買うのでしょう。９月の予算で。ここには今と違うような書き方で読んだものですから。３月設置に向けて定例会議の場を設け、導入及び実証実験について課題抽出、検討を実施していると。ところが、今聞くと、実証実

験来年だというのだ。トレーラーハウスは買うけれども。だって、３月に向けてですよ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

９月臨時議会の際にもお話ししたと思っているのですけれども、購入自体は今年度、実証実験は来年度実施するというお話はさせていただいていると思っています。そこに記載されている実証実験に向けての課題抽出というのは、これから来年度実証実験をしていく上で、どういった実証実験を行っていくか、どういうデータを取るかというところの課題抽出という意味になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それだとなおさら分からなくなる。来年にならないと、いつまでやるか分かりませんけれども、実証実験を。どういう実証実験をやるかは今年決めるのだと、３月までにそれはどういうことをやるか、それは決めてください。ところが、これは実証実験はどのくらいかかるのか。その辺は全然分かりませんね、これでは。いいですよ。どうせやらないのでしょう。やるのは、実証実験は来年でしょう。それでないことにはわけが分からぬわけだ。結果が出ないことには。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

再三お答えしているとおり、今年度導入、現時点で導入されていないので、実証実験のしようがないと思っています。９月臨時議会でもお話ししていますけれども、来年かけて、期間については現時点では来年度いっぱい実証実験を行って、そのデータを持って、今後建設予定の住宅に反映できるかどうかを判断しつつ、課題については４者で話し合っていって、解決できればしていきたいのですけれども、それらを住宅に導入していくというふうに考えています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今お伺いして答弁で、１年間かけて来年度、５年度に１年間かけて実証実験をやると。その結果が出るのは再来年ですよ、言わせれば。再来年でもいいということだ。そうすると、住宅をどうするかというのはその先です。そういうことでいいのですね。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

お見込みのとおりです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、これ村長に伺いますけれども、次年度の住宅はやらないのですね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その点に関しましては、３月の当初予算の答弁から経過があって、変わってきたといったところで、この後出てきます補正予算の中でも反映してくる際にご説明させていただければなというふうに考えておりますが、本来というか、もともとはリース方式でやろうとしていた住宅整備だけれども、リース方式だとなかなか厳しいよといったところで、先ほど来述べております東京都の補助事業としてやっていこうと。そうすれば、財政負担が少ないといったところで、そっちを目がけておりましたが、やはりそれに関しましては実証実験したものでないと反映できないといったことがありまして、それに向けてトレーラーハウスで実証実験をしながら反映していこうといったところで進んでおりましたが、期間的に厳しいと。また、別のことで補助アイテムといったところがメニューとしてあるものがありまして、近々にはそちらのメニューを使って住宅を整備していこうと。一方、本来進もうとしていた住宅整備、ユニットを使った住宅整備に関しましては、隅課長補佐のほうから説明があったとおり、来年１年しっかり実証実験、データを抽出して、それを反映した住宅にしていこうといった計画になっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、住民説明会で出したこういう図だか、写真だかありましたね、住宅の。あれはそうすると、再来年以降ということになるのですね。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　説明会にもそのように説明しておりますので、その計画です、今のところ。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。それでは、その結果を待つしかないということで。

次に、これで終わりますけれども、産業観光の主幹さんにお伺いしたいのですけれども、アンケート、ご苦労さまでした。数値は半分足らずぐらいの回答が寄せられているという報告ですけれども、その数値は別にして、この結果を精査するのだと、内容を精査しているところ、もう性差は終

わっているのでしょうね、一つは。これで、即来年度予算になるわけですけれども、この成果の結果、次年度からどういうことになります、それを伺います。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まだ遅れてアンケートが提出されてきている方もちらほらいるので、まだ全体的な精査は終わっていないというところがまず１つあります。ちょっと今年度に関しては、ブロアの影響もあったりとかして足りないというか、早い時期に補助金として足りなくなったというところもあるので、来年度に関しては今年度よりは上乗せできればというところで今調整をしているところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、他の議員からも過去に、ほとんどの議員から出ていると思うのですけれども、生産者中心にして、機器が大体６月、遅くても９月頃ではもう切れてしまうのです。補助制度が、補助金額が。予算枠は60万円ですから。漁協関係は分かりません。漁協関係はちょっと調査していませんけれども、聞いていませんけれども、申請したこともありませんから分かりませんけれども、大体９月か、遅くても10月頃でおしまいになっていると、下手したら７月、８月頃で。というのは、６月、７月で予算がなくなるというのは、なぜなくなるかというのは分かるのです。前年度分が来るから。前年度分はもう４月１日から始まってしまうから、今年度分ではないのです。前年度買ったのを繰り越してくるから、当然なくなってしまうのです。下手したら、一、二か月でなくなる可能性もあるわけだ。そうすると、新年度事業としては生産者は申請できない状況になるわけ。そういうことで、他の議員からも再三にわたって出ていると思うのですけれども、要望が。これは議員の要望というより、生産者を中心とした要望です。そういうことで、年度分にトータルでどのくらいの機器を購入しているのかというのは把握できないと申請できないのだから。行政のほうではその判断はできないと思うのです。例えば昨年度は、前年度繰越し分は別です。その年度においてどのくらいのあれがあったかというのは分からないと思うのです。その辺を含めて、どのくらいあったのか、年度で。それと、それに要する費用はどのくらいかかっているのか。当然機種によっても違うわけだけれども。その辺を精査上で、相当の対応をしていただきたいと思うのです。これは村長に伺っておきますけれども、そういう対応はできませんか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にちょっと補足させていただきます。

基本的には、現年度に申請を受けたものを現年度で処理するというのが補助金の運用ということ

がまずあります。生産者の方がこれだけ使えますよと、今回アンケートを取ったのですけれども、これはちょっと一般質問での答弁にもつながるところではあるのですが、例えばこれぐらい必要だとなったときに、それを全額補助金として計上できるかというのは、全体の予算の関係もあったりとかするので、そこは検討するという形になってしまうのですけれども。

あともう一つは、現状としては補助金の在り方として、漁協のほうもそうなのですけれども、ある意味早い者勝ちの状態なのです。プラスして、あとは機器の機種を制限していないというか、機種は10項目ぐらいあるのですけれども、例えば１人で10種類買っていいのかというのに関して、実は制限をかけていないのです。それを例えば現状はそれを制限するものはないのですけれども、ある程度そこを運用として考えていかないと、広く補助金として使える方が狭まるという可能性はあるので、ちょっと運用も含めて考えていかなければいけないのかなというふうに。例えば草刈り機３台欲しいから、３台申請するというのをよしとするかどうかの話だと思うのです。それをやることによって、使いたい人が使えなくなるというのは、またちょっと別の話なのかなと思うので、そこの運用の部分、今までは例えば草刈り機２台申請してきても、それはオーケーとしてやってきたのですけれども、それがいいかどうかというのは、広く使ってもらうという観点からするとちょっと私は違うのかなというふうに、そこは違うというか、運用としてどういうルールをやることによって広く使ってもらえるかということは、今後検討していく必要があるというふうには考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは検討と言えば制約するほうでしょうから、そうでない検討ももちろんあると思うのですけれども、そもそも論をやっぱり理解しておいてもらわないと。今言ったように、３台買った、４台買ったというのは、何もおもちゃではあるまいし、あってもなくてもいいのを趣味で買う人はいないのです。それは機械が壊れたり、あるいは必要と思えば買う。それで、一方では村は農業振興策としてやっているのです、目的は。基本はそこなのです。何か趣味で買っているような、そういうのとわけが違う。だから、そういう点ではこの議論は後に何か出てきたときにしたいとは思いますけれども、基本的には農業振興、椿産業を中心とした、もちろん畑もあるわけだ。ブロアにしたって、いたずらに道路掃除するためには買っていないのですよ、皆さん。多少使うかもしれないですけれども。草刈り機だって、自分のうちの庭は刈るかもしれぬ。だからといって、制約するということではないだろうと思うのです。もともとは椿林の、あるいは関係する農地の整備のために草刈り機を買うと。チェーンソーもそうです。耕運機もそうです。そういう意味で、必要な機種をなぜ増やしてきたかというそもそも論をやっぱり考えていただきたい。ひとえに農業振興のためだぞと。ここを押さえておいてもらわないと、あれやこれやになる。私はそう思っているのです。

村長にお伺いして、先ほど答弁を求めたのだけれども、やっぱり所管課長もそうやっておっしゃいますけれども、年度内に処理できるような、そういう予算体制というのは、財政措置というのは考えられませんか。なるたけ年度内に処理すると。年度内に発注のあったもの。というのは、発注に応じて、何を言いたいかというと、発注に応じて固定的予算ではなくて、増額補正をやるということです。幾らあるか分からないなんていうことは言いません。例えば60万円でもいいのです。ところが、その年に追加申請してみたら、25万なら25万分の申請が出てきたと。そうしたら、25万か30万ぐらいの補正をやると、そういう発想はできませんか、対応は。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　現状のところ考えておりません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ということは、60万ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど主幹のほうから答弁があったように、アンケート、その他精査して実績等を含めて、当初予算の中で想定をし、その中で運用していきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、アンケートというのは一時的なものです。ある程度の平均を取るかもしれませんけれども。それはあまり当てにならないです。ある程度は推計の根拠は取れると思いますけれども、ある年度には45万ぐらいしか申請がなかったということだってあると思うのです。今言ったように、結果を待ってということですけれども、アンケートの。そのときに私が言ったのは、基本的に分かれるのは、必要に応じて出したらどうですかと言っているのに、それはやりませんと。固定的な予算ですと。なぜですか。金がない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　１つは、ほかの補助事業とのバランスを考えているからということで、やっぱり補助の申請と精査があった上で当初予算に査定があって計上され、それを執行すると。執行実績によって、次年度また予算を編成していくという流れの中で、途中で変わったりすると、当初予算の重みといいますか、そういったのが変わってきてしまうといったところもありますので、やはり基本的には当初予算の中で決めていきたいと。もちろん精査、査定は重要になってくると思いますが、そういうふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。最後。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　補助制度には、それはもちろんいろいろあると思うのですけれども、例えば結婚だとか、出産だなんていうのは、これは年度で切っています。今年子供が生まれたと。ところが、予算を打ち切って、当初予算で30万円用意してあったと。ところが、子供がもう一人生まれてしまったと。それでは、あなたの場合来年ですよとやっています。そういうことになるのです。

一方では、農業振興だの定住促進だのと言いながら、なぜそうして制約するのですか。医療費もそうです。医療費も旅費も予算がなくなったから、はい、おしまいとやっていないでしょう、来年払いますというのは。なぜ私はそういうところで制約的に切るのか、その辺が補助金にもいろいろありますと言っても、そう広げてしまって、固定的に考えたらいいと思うのです。固定というのは個別的に。出産助成なんていうのは切ってしまいます。なぜ切らないのですか。

○議長（寺田　優君）　それでは、答弁もないようですので、これで終わります。

答弁は同じだそうです。

〔「だから、何でそうなんだって聞いているの。その理由ぐらい説明
してください」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど来述べているとおりで、当初予算の段階で想定をしていくといったところに終始しているところです。また、出産育児金、出産祝金とか、そういったものに関してはある程度想定ができますので、それによって予算編成の段階で見込めるかなというふうに考えております。途中で急に生まれるとかということがあるのかもしれないのですけれども、現状あまり事例がないというふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　それでは、ほかに質問ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　なければ、行政報告をここで終了いたします。

５分間休憩を取ります。

（休憩　午前１０時３２分）

（再開　午前１０時４４分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第２　一般質問

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程２、一般質問を行います。

本日は、笹岡議員よりの一般質問となります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、12月定例でトップバッターで質問いたします。質問に先立ってということで、また以下読み上げてまいります。

初めに、弟子丸知樹氏におかれましては、文部科学省から直接小さな離島の本村教育長に就任されましたことに謝意とお礼と歓迎のご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。都は、来年３月の離島新島法の改定期を前にして、島嶼の要望の取りまとめに入っています。私は、島嶼住民の生活と健康を守るために、４項目に絞って国や都が支援助成するよう、要求書面を提出しました。これは国会議員を通じて出したということです。同じ文書は、村長にも提出してあります。近年本村では、住民の要望は実現が厳しい状況にあります。教育長におかれましては、教育、文化、スポーツの充実振興はもとより、住民要望の実現を図る上でも尽力いただけましたらと期待しています。よろしくお願いいたします。

島外診療の際の旅費助成であります。村は、増額を拒み続ける一方で、助成制度の見直しを図ろうとしています。見直しの内容は明らかではありませんが、私は前議会で提示した要綱による実費の80％を回数制限なく助成するよう求めます。これは、前議会で質問関係で割愛しました。行政のほうではご理解いただいていると思います。

次に、補聴器の購入助成、その後の検討結果を伺います。あわせて、現物給付も実施するよう求めます。

その次は、奨学金返済額の２分の１を免除。本村独自の奨学金貸付け制度が創設されておよそ30年になります。当時は、本村での実施は御蔵島村と並んで島嶼町村では先進的で画期的な制度でした。現在では、東京都の全ての島嶼町村で実施されています。近年特に大学生にあっては、多くの学生がアルバイトをしながらの通学と言われていて、学業が半分、アルバイト半分といった就学実態があります。それでもなお経済的に学業が続けられず、余儀なく退学する学生も増加傾向にあります。まさに教育の貧困化が叫ばれている状況にあります。

本村にあっては、中学校を卒業すると島外の高等学校への進学となり、生活費を含めて保護者の大きな負担となっています。村の奨学金を皆さん利用されていますが、返済が重い負担となってきています。教育長ご承知のとおり、教育に関しては憲法に法の下の平等、これも憲法ですが、ひとしく教育を受ける権利、法律にも教育の機会均等法に定めがあります。そこで、私は弟子丸教育長におかれましては、小離島なるがゆえの本村の実情をご理解いただきまして、奨学金の返済金２分の１を免除するよう実現に特段のご尽力をいただきたく要望します。お答えください。

次が、施設の建設用地と空き地の活用です。本村では、個人、公共問わず、住宅等の施設物件の

用地確保は自然公園法の縛りがあって難しい状況にあります。私は、離島振興法の改定期に当たって、自然公園法の規制緩和を求める要請書を提出しました。村も要望しませんか。

次が、近年個人や団体が空き家を購入したり、賃借したりしています。これはこれでよしとして、それだけでは個人で対処できない人の対策にはなりません。村はこれを横目で見ている格好ですが、併せて村長の所見を伺います。

次は、土地の評価です。このところ、村は宅地等の用地を取得していますが、買収価格の設定を伺います。

次は、少し長いですから。島内美化。前議会で他の議員から村道路肩の草刈りが求められていました。それも一部はいまだに実施されていませんが、現状ではそれにとどまりません。観光施設では、南が山園地、赤石山、ウスイゴウ園地上、ヘリポート東側の廃材置場、これ名称はちょっと分かりませんが、廃材置場など数か所の休憩、展望施設はやぶで見る影もありません。南が山園地では、遊歩道は枯れ枝が散乱し、池は枯れ枝やごみで埋まっています。トイレは水が流れず、キッチンハウスも廃屋状態で使用できません。観光施設ではないにしても、モノラック線路沿いの草刈りも進みませんし、赤坂山の旧炭焼き小屋、老人施設跡や東山炭小屋一帯なども見られた状況ではありません。せっかく整備した多くの施設が、長期間に及んで管理されることなく、荒れ放題になっています。また、道路の側溝にごみが詰まって、大雨時にはグレーチングが浮き上がっている箇所や、路面がぬれた落ち葉で滑りやすくなっている箇所が見られます。

私は、前議会で、今の役場は機能が半ば麻痺状態にあると指摘する住民の声を紹介しましたが、こうした事態を行政はいかように認識していますか。これらの指摘は、職員が現場仕事をすることを求めているわけではありません。誰がいつ来てみても感動を与えるとまではいかないまでも、せめて見苦しく不快な印象だけは与えないように、ふだんの管理に配慮されたいと求めます。近未来の持続可能な、これはサステナブルのことですが、持続可能な事業運営にも直接関係する喫緊の重要な課題です。

ごみ処理と焼却場建設です。年末は、除伐枝や草葉の廃棄物が一斉に出ることが予測されます。12月20日以降、１週間程度、ジシンガ沢への持込みを開放するよう求めます。

次に、焼却場を村が予定しているヘリポート下東の廃材置場での建設に多くの住民が変更を求めています。行政もその場での建設が適所とは思っていないだろうと話しています。住民の中には、決まってから説明するという村の姿勢に強い批判がある中で、署名を取って再考を促したいという動きもあります。自然公園法の規制緩和を求めて、署名簿を添えて国に要望しませんか。

次に、(株) ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設積立金についてであります。社員住宅の戸数、事務所建設の具体的な年次計画の構想を伺います。その事務所に社員が移動して勤務する時間帯はありますか。事務所は、都が計画している船客待合所の建て替え時に１区画を借り受けてはいかがですか。同社の運営に関する議会との協議は、予算編成前に実施することを求めます。

次は、桟橋内における乗降客の送迎です。雨天時におけるマイクロバスでの送迎を求めます。

同じく桟橋付近の道路の問題です。道路と建物の問題、西側建築物の問題です。東西桟橋間の道路は仮設道かもしれませんが、改修を求めます。あわせて、西側桟橋にある建物の活用目的を伺います。

製本化した議事録の配付です。９月議会に電子化の講習がありましたが、あれだけでは駆使できる状況にはなりません。現状では、議事録の電子化は時期尚早と考えます。速やかに製本を配付するよう求めます。

次は、議会の予算要望。予算編成前に議会の要望に対する機会の設定を求めます。

最後に、議会招集日の決定通知です。住民の話合いや要望等の聞き取りには10日間程度の期間が要されます。よって、１か月前には招集日の決定及び日程を通知するよう求めます。

以上で一般質問を終わります。答弁内容によっては再質問いたします。再質問については、あらかじめ答弁書をいただいていることについて、私用意したのですが、まだ今日やるとは思っていませんで、原稿は持っていますけれども、取りあえずばたばたとする中で原稿は持ってきたのです。これは再質問ですけれども、まだよく編集というか、整理していないので、読みづらいのですけれども、よければコピーして渡してもいいのですけれども。そういうことで以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、答弁のほうを１問ずつ行っていきたいと思います。

まず、島外診療の旅費助成、榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

島外診療の際の旅費の助成についてでございますが、現在令和５年度当初予算の要求、予算編成中でございまして、対象者や金額の見直しについては現在検討しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これについては再質問はないというか、結果を待たなければ分からないので、それで次の３月で結果を待ってやります。

○議長（寺田　優君）　続いて、補聴器の購入助成について、榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

補聴器の購入助成についてでございますが、先ほどとあれですけれども、現在令和５年度当初予算の要求を行っており、金額の見直しについて検討しているところでございまして、また議員からご紹介いただき、大変ありがとうございます。現在社協において医師及び言語聴覚士の招聘と、遠隔で調整ができる補聴器のメーカー担当者と調整を今行っているところで、今年度中の招聘を速や

かにできるように検討して、調整しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これにつきましては、前向きに検討していただけるということです。非常に期待しています。結果待ちです。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　奨学金返済額の２分の１を免除するということについて、弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　お答えを申し上げます。

奨学金返済額の２分の１の免除についてでございますけれども、家庭の経済的な負担を軽減していくというところは、小離島ゆえの利島村の積年の課題であるというふうに認識をしてございます。家庭の経済的な負担を軽減するために、ですので利島村では義務教育機関の教材費、給食費等の教育費の無償化、そういったところに加えて高校生向けの月額４万円の補助制度も実施してございます。それに加えて今ご質問いただきました奨学金貸付け制度というところを運用しているところです。

奨学金制度については、ご子息がＵターンして居住して帰ってきた場合、その場合に返済が免除になるというふうなところの仕組みしているところに加えまして、令和３年度条例改正を行いまして、返済期間を最大10年から20年というところに延長しているところです。これによって、ご指摘いただきました学業に支障を来すことなく、及び長期的な視野に立った返済の計画を立てることが可能になったというふうに考えてございます。そのため奨学金の返済額の一定額を一律に免除するというところは、現時点では考えていないというところはご理解をいただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは30年前と書きましたけれども、これ直接関わったのです、この条例制定について、制度設定について。

この奨学金の特徴は、一つは成績に関係ない、経済力に関係ない、無利子である。それから、島に帰ってＵターンされた場合には、その間の免除をすると、これが大きな本村の条例上の、制度上の特典といいますか、特徴なのです。これに基づいて経過をよく知っているものですから、成立したときの提案者でもありましたし、そういう点では知っているのですけれども、ただ経済状況の変化もありまして、確かに期間を延ばしましたし、当初の金額よりは額も増えました。当初の設定の

ときは３万円でしたけれども、今は４万円でしょう、高校生が。それぐらい時代に応じて変わってきていると思うのです。

私がお願いしたのは、依然として経済力のある程度ある人はいいのです。それで、条例末のほうに、特段の事情がある場合には村長が減免するというと、これは個別です。個別的に事案としてやるという規定はあります。自由裁量です。それは裁量権は村長に委ねられていますけれども、私が言うのは個別的というのは非常に混乱があるし、村長のほうでも事例がほとんど少ない。よっぽど天変地異の災害があるとか、例えば保護者がどうとかなったとか、そういうことがない限り、なかなか一般的に減免するということは厳しいだろうと。する側も、申請して初めて対象になるわけで、そういうことのないように、確かに期間が数年前、五、六年前ですか、20年になったのは分かるのです。計算してみますと、大体大学まで出ますと、今の制度でお幾らになります、償還額は。大体年間三十五、六万円だろうと思うのです。計算すればすぐ出ます。４掛ける３足す５掛ける４、これを足せば三百何万でしょう。これを20年やると、18万円ぐらいですか、年間償還額は。そうすると、月額１万5,000円ぐらいです。これが負担になるという実感が行政が理解できるかどうかというところに関わってくる。このくらいいいではないかということであれば、なかなか今言った答弁に尽きるでしょうと。ところが、そうかと、それは確かにきついわなということになれば、少しの配慮がいただけるのかなと。こういう質問です。ですから、私は了とはしませんけれども、今の教育長の答弁をもって了解、いいですよということにはなりませんけれども、引き続き実現に努力していただきたいと思うのです。その点でぜひ任期中、教育長にもなるたけのご尽力はいただきたいと、それは要望して、次の質問です。

○議長（寺田　優君）　続いて、施設建設用地と空き家の活用について、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

自然公園法の絡みの話だと思うのですけれども、一応自然公園法の規制に関しては、国は国立公園の保護と適正利用のため、罰則等の引上げを行っているのが現状ということです。村としましては、できる限り自然を残しつつ、可能なエリアで公共施設等の建設を行っていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも一般的に言いまして、確かに乱開発があるということで、自然公園法、法律上は。平たく言えば自然を守りましょうよということが原則になっているわけで、その中に国立公園をどうするかと。国の管轄、あるいは東京都の管轄もあるでしょうけれども、都立公園だとか、そういうのがあるでしょう、村立公園もあるでしょうけれども。そういうことで、規制は一般

的にはそうなっている。ところが、ここの本村の場合はほとんどがご承知のとおり、都でも村でもない、国です。国の環境省、昔で言えば建設省ですか。それが国土交通省でもなったかと思えば、何だか知らぬけれども、環境庁ができたときに引っ越してしまってそうなっているけれども、いずれにしても罰則というのはそちらのほうへ言っているので、乱開発を言っているので、ここではなじまないと思うのです。

それで、何も私の質問は、そこを解除しろと、全面的に解除としろと、何だか知らぬけれども、自由にどうぞと、どこでもどうぞにしてくれということを言っているのではなくて、質問書にも書いたように、個人、公共問わず、建築、特に構築物、公園にするとか、道路にするとか、あるいは建物を造るとか、公共施設を造るとか、個人が住宅を建てるとか、そういうところの村が申請すれば建てられるようにエリアを広げて、後にエリアというのが出ていますね。エリアという言葉だったかどうか。これが極めて狭いと。現実にどこか山の奥のほうへ住宅を建てることは考えられないです、現実には。そういう人もいるかもしれないけれども。このエリアをもうちょっと拡張できないかと、こういう申請をしませんかということです。私は、それを緩和してくれということを村長に申し上げて、こういう文書を出しましたよと言っているのですけれども、どうですか。何も一般的に規制して、罰則があるなんて、これは今言った乱開発です。それにはなじまない、本村は。そういう、これも一般的、世間の話を私は聞いているのではなくて、エリアが非常に狭い。ご承知だと思うのです。図面で出ているでしょう。ここからここまでは駄目だよと、一般地だよと。ここからこれまでが２級だとか１級だとか。どうですか。質問の趣旨をご理解いただいたような答弁には思えないのだけれども。自然を大事にするのは当たり前です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員がご指摘というか、今お話があったのというのは、利島が国立公園というところでいろんな規制を受けていると。実際に特別地域というのは、伊豆諸島でいうと青ヶ島以外が国立公園に入っていて、その中で段階的に１種、２種とか、３種まであるのですけれども、利島の特徴をいうと、実は３種がなくて２種なのです、ほとんどが。６割ぐらいがたしか２種だと思うのですけれども、それを読み解くと、何でそういう縛りが、数字が若いほうが縛りが強いのですけれども、それが何でそうなっているかというと、多分それは椿山を守るために乱開発させないためというので、当時、40年とか50年ぐらい前だと思うのですけれども、そのときの指定のときに村と国のほうとかで多分話合いがあった上でそういうふうに決まったのだろうというところは、環境省の今の担当の方とも話したのですけれども、そういうところで椿林を保護するというところで３種ではなくて２種にしたのではないか。

３種の場合は結構開発ができてしまうというのと、あとは特徴としては建蔽率とか容積率というのがかなり３種になると緩いというので、簡単にいうと大きい建物を建てやすくなってしまうとい

うのを多分制限したいがために２種にしたという歴史があるというところです。なので、ある程度の、普通地域というのはそういった制限が、制限がないという言い方はちょっとできないのですけれども、何かを建てるときに届出でできるというところもあるので、もし今後住宅を建てたいとかというときに２種地域なのだけれどもというところがあれば、それは一旦役場に相談していただいて、環境省とかと内容を確認した上でどう対応するべきかというのは検討はできるのかなというふうには、担当の私としてはそういうふうに考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　個別的にできるとは思えないのです。そうすると、村が申請して、どこでも単位自治体が申請することによって、審議会があるのです。解除しようとこの辺までは。あるいは、解除できないよと。その規定は私は質問書に書いておきましたけれども、それを待ってやるのであって、例えばごみ焼却場がいい例でしょう。村があそこへ建てたいと言っても駄目なのでしょう、どこへ建てたいと言っても。そういう意味で、何か必要に応じて申請すればそこだけはオーケーになるということはちょっと考えにくい。だったら、焼却場だってどこか申請したらいいではないですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問というか、村の今までの経緯も併せてちょっとご説明させていただくと、村としても当然私が産業観光課長だったときのお話をさせていただくと、規制区域を拡大させて規制を解いてほしいというか、普通地域を拡大してほしいとか、今２種地域だったところを普通地域にしてほしいという要望は環境省というか、大島の来ている保護官ですか、にも再三お話しさせていただいていて、その中で一部地域においては規制を緩和はさせていただいたと。２種地域を普通地域にちょっと拡大はさせていただいたと。ただ、そのときのお話の中で、これ以上の拡大というかは無理ですと、難しいですというか。村からご要望いただいても地域の、２種地域を普通地域に規制を緩くするということはできかねるというようなお話で、今回も協議会というのですか、その中でなしている中で拡大はある一定程度はさせていただいたのですけれども、具体的な例を出しますと、今西側でいきますとジャボラ沢よりも西側については西地域なので、基本開発できないですよというようなところで、ただ現状も踏まえて２種地域ではなくて普通地域にしてくれないかというご要望をそのときにさせていただいたのですけれども、そこは都道も走っているので、都道ぐらいまではいけないかとか、いろいろお話させていただいているのですけれども、やはりそこについては環境省のほうとしてもできかねるというようなお話は現時点というか、その当時いただいているといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　２種というのは建蔽率というのでしょうか、率というのでしょうか、これは面積に対して50分の１ぐらいでしょう。全然話にならないです。50分の１というと、100平米買って、どのぐらいですか。どのくらいの建物ができます。だから、現実性に欠けているのです、その枠内でやろうとすると。

それから、もっと厳しく言えば、何も更地にするとか、建物を建てる以前に、特定区域については木を切ることもできない。石をどかすこともできない。だから、道路工事なんかはできないです。そういう厳しい状況がありますけれども、私が言っているのはそういうほうではなくて、これは行政がまず困っているだろうと思います。村長の答弁の中で自然破壊をしないで、エリア内でやりますと。このエリア内で建てられますか。と思っています、住宅でも何でも。製油工場の予定地が域内だか、圏内だかどこか分かりません。予定しているところが。あるいは、エリアの中だということなのでしょう。だけれども、それに限らず、今後は住宅は不足だ、住宅は不足だと言いながら建てる場所がないと。しかし、村としては何の努力もしていないと。規制がある、規制があるということで。これを口実にして、家を建てられませんと。こう言うしかないではないですか。建てたいのだけれども、場所がありません。空中には建てられないから。あるいは、ある面積の中で高層住宅を建てると、都会並みに。４階建て、５階建てを。そういう考えですか。私は、行政自体が困惑していくだろうと思うのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先日の焼却施設住民説明会の中でもお話しさせていただきましたが、基本的には普通地域内で建設できる場所を探し、かつ村有地のある程度面積の確保できる場所で焼却施設に関しましては選定しました。

また、住宅に関しましては、これもまた普通地域といいますか、郷内で探しておりますので、特にまた規制を緩和させなければというステージまでは至っていないといったところが現状でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうことなら結構とは言いませんけれども、それならそれでやってみるしかないと、こう思います。

次お願いします。

○議長（寺田　優君）　土地の評価について、村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　土地の評価に関しましてですが、近々の案件に関しましては不動産鑑定士さ

んのほうに依頼しまして価格を評価してもらいまして、その価格で買収、売買というふうな流れになっております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　その根拠は何ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　根拠というのは、適正に客観的に資産、不動産を判定してもらうといったところが根拠になるところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはどこから指示がありました、指示。こうしなさい、ああしなさい、こうしたらいい、ああしたらいい。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　申し訳ないのですけれども、私の就任する前の話でありまして、記録を見る限りそういったことになっていると。指示があったというような記録はございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　条例があるのは承知しています。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　条例というのは、恐らく石野議員からも質問されている財産価格審議会とかというような条例だと思いますが、認識はしております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは前村政時代にやったというから、前村政は今ありませんで。だけれども、引き継ぐわけですよ、村政というのは、行政というのは。前の人だから知りませんではなくて。前任者のやったことで知りませんというわけにいかない。

　そこでお伺いするわけだけれども、条例はどう考えています。私と同じ立場で考えてみてくれませんか。前村政がやったことではなくて。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは石野議員からの一般質問の中で答弁として用意しているものと重複しますが、条例では財産の価値をその委員によって決めるというようなところでありますが、やはり専門家といいますか、客観的に判断するのが難しいと、学識経験者等が条例の中には入れなさいというふうになっていますが、なかなか不動産の売買に関して難しいであろうといったところもありますので、今後は条例の廃止も含めて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確かに石野議員の答弁で、私が重視しているのは廃止ということがあるので、これはどういうことかなということで、それは条例が出てきたときにやればいいと言われればそれまでですけれども、私が村長と少し認識が違ったのは、そもそもあの条例がなぜできたかです。条例には必ず法律に合う目的があります。この法律をつくる、条例をつくる目的は何だと。目的は理解していただいたほうがいいと思うのです。場合によっては経過措置も述べています。この条例にあるかどうかは別として。

専門家といいます。これをしんしゃくするのは、村長ではなくて、条例を読まれたということですけれども、これは委員会なのです。自らの手に負えない、自らの能力の範疇を超えていると。したがって、学識というか、専門家というか、その必要な協力を得るということは委員会がやると。今条例論をやるつもりはありません。条例の解釈論をやるつもりもありませんけれども、そういうことでこの土地の評価については専門家では処理し切れないと思っているのです。

固定資産税を課税する、標準額を設定する、これには固定資産評価委員会と、これも村でやっている。税理士をやったり、固定資産鑑定士がやっているわけではない。あれは法定設置でしょう、固定資産評価委員は。形上は条例にしていますけれども、国の法律にのっとった制度です。それで、昔は土地価格評価委員会とか何とかといった、当初つくったときは。固定資産とか何とか、それが紛らわしいということで財産になったようですけれども。

そういうことで、あれは軽々にできない条例だと思うのです。ここの状況を知っているのは、ここの人が一番よく知っているのです。東京の学者よりも、不動産鑑定士よりも。利島の土地の価格については、売買の関係、これについては感情論も含め、感情を含めて、この土地の人が一番よく知っている。それで、目的については、過去の歴史の中で格差があるところがあった。あの人の土地は幾らで買ったけれども、この人の土地は幾らだったと。それを公平性を保つために、担保するためにあの条例はできたのです。何年できたか忘れましたけれども、もう40年ぐらいたつのではないですか、制定されて。三十数年ぐらい、40年ぐらい。一番附則のほうに出ていると思う。そういう点を私はご理解いただきたいと思うのです。やっぱりあの委員会、抜いては駄目だと思うのです。廃止というから、そのとき論ずればいいかもしれないけれども。その土地の人たちの審査というのは大事ですよ、審議というのは。法定ではないのだから、これ。課税は法定作業です、国の作業。

課税は。だけれども、土地の売買は国の仕事ではない。どうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　廃止をすると決めたわけではなくて、検討を進めていくといったところで答弁しようかなと思って準備をしていたところです。笹岡議員、そこまで当初の一般質問の中には書かれていなかったので、今この場でお答えさせてもらいますが。

それで、価格に関して委員会に諮問し、価格を設定すれば、利島のことをよく知っている人が決めたほうがいいのではないかという意見もごもっともとも思います。一方で、やはり我々税金を扱っているという立場であって、客観性、公平性というのが担保されないと厳しいというところもありまして、より専門家に数値的な金額ですけれども、設定されたほうが、皆さんが納得するのではないかといったところもありまして、そういうふうな運用になっているのではないかと。まだ実際自分でそういったところでお願いした事例はありませんが、今後もそういうふうにやっていったほうがいいのではないかというふうに考えているところでいます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ぜひ廃止だけは慎重にお願いしたいと思うのです。

不動産の鑑定というのは、普通は構築物があると安いのです、地代が。一般的には。一般論です。ただ、その構築物を買うということになれば、これは別です。それは不動産鑑定士、それの評価を受ける必要があると思うのですけれども、ただこれだけ押さえたほうがいいと思うのですけれども、余計なことかもしれませんけれども。いかに高価な家でも、極端に言えば昨日建てた家でも、解体することで土地だけを確保したい人にとっては同じなのです。それを承知で建屋を持っている人は売るのだから。掘っ立て小屋のような家でも、新築のヒノキ造りの家でも、その家は撤去するのだと、土地を購入したら。今のこれ、同じなのです。ただ、心情的に売る側のほうとすれば、家主とすれば、昨日できた新築をただで売るのかと、感情はあります。買う側にとってはどうせ撤去してしまうのだから。使わない。豪華な家ほど惜しむのだけれども、手間がかかるわけだ。購入する側は、解体して処分しなければいけないから。そういうこともあると。だから、あまり不動産鑑定士、鑑定士と持ち込んでくると、不動産鑑定士は撤去して使うか使わないかと判断しないのです。この家がどういう価値があるか、それだけです。ところが、買う側にしては高いものを買ってしまったと。新築の家だから高いものを買ったと。ところが、明日にも買った途端に解体してしまうわけだ。これはへ理屈と聞こえるかどうか知りません。だって、今まで土地を買ったの、みんなそうでしょう。みんな解体してしまっているでしょう。ただ、１軒今乗っかっているのは、これから一部は解体するのでしょう。あれ、価値ないですよ、買う側からすれば。あって迷惑。そういうことも押さえて、処理しなければいけないと思うのです。いずれにしても、この委員会は私はいまだに喪失し

ていると、必要性を失っていると、用もないという状況にはないと思っているのです。

ところで、伺いますけれども、委員はいるのですか、今。議会はいますけれども。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも石野議員のほうから質問をされていまして、答弁として準備をしていたものでありますが、現在令和２年７月に委嘱されて、任期が２年ということで、今年の７月で任期が切れているといった状況にあります。議員の先生はそのままなのですが、一般の方といいますか、学識経験者という方で島内で２名の方がこれまで委嘱というか、お願いしておりましたが、現在は委嘱をしていないといった状況です。そのほかに役場職員として総務課長、それから建設課長の２名といったところで条例上設定されております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　石野議員の質問ですから、どうするかというのは私は譲りますけれども、選任するのかしないのかは取りあえず。役場の職員については今でも間に合う。辞令を出すかは別にして。それは後の質問に委ねますけれども、いずれにしても評価の在り方についてはそういう道筋を担保してもらいたいということをお願いして、次へお願いします。

○議長（寺田　優君）　島内美化について。

荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

島内美化についてですが、現状南が山園地、ウスイゴウ園地、あとはしけの広場については樹木管理と樹木管理の委託と公園移設、除草清掃として業務を実施しております。あと、ヘリポート下だとか夕日展望台、あと炭焼き小屋などについてはご指摘のとおりの状態ですので、今後ちょっと対応を検討したいというふうに考えております。その他の施設の管理運営についても、どのようにしていくのがいいのかというのをちょっと協議を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これにつきましては原稿を用意して、ちょっと長いのです。私も覚えているわけではないので、読み上げますけれども、後には整理して、裏に提出しておきたいと思いますけれども。読み上げて質問します。

具体的に場所や状況を挙げての質問に、具体的な施策は何ら示されていません。質問にある事案は、昨日や今日生じている事案ではありません。これは質問書をお読みいただければ分かると思う

のですが、非常に細かく書いてあります。あれもこれもと。私のこの事態を行政はいかように認識していますかとの質問に、今後の検討だの協議だのという答弁が幹部会の協議の結果ですか。住民や議会の指摘を受けてようやく気がついて、これから検討ですか。こうした実態にあるからこそ、今の役場は機能が半ば麻痺状態にあると住民から指摘する声が聞かれるのではありませんか。こうした事態になっている背景には、何が要因と考えていますか。改めて行政の認識を伺います。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ご指摘に関しましては、ごもっともだというところで申し訳ないという気持ちもあります。

質問状の中でもありましたように、ちょっとみっともないよと言われたところもあるかと思います。我々村役場としては、できる限り対処しているところでありますが、質問状の中であったみたいに役場は機能不全ではないかといったところがないように必死にやっているところであります。また、島内の事業者に関しましても、昔とちょっと形態が変わってきたりとか、高齢化によって後継者不足とか、そういった問題もあって、今まで委託というか、お願いをしていたところが、なかなか難しくなりつつあるといった先々もあります。なので、村役場自体だけでなく、村全体のこととして、事業者も含めて考えていかなければいけないなという認識でおります。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　改めて伺いたいと思っていますけれども、争点は、この評定といいますか、何が問題なのだと。ただ人手がありません、職員が不足です、忙しいですと。そこだけ言っていれば、それはそれなりにあるでしょう、そういう状況も。否定はしません。だから、検討するのですかと。それだったら、体制がないのに検討のしようもない。検討してみてもどうにもこうにもならぬでしょう、手作業ですから、全て管理は。ロボットがやるわけではない。ボタンさえ押しておけばロボットがやるわけではない。そういう点では、私が言うのはどう認識していますかと。汚いよと。人手がない、忙しいと。だから、職員がいっぱいだったら、前にモノラックの作業について、私はそのときにも言ったと思うのだけれども、職員を派遣してモノラックの線路沿いを切るというのが今の実態だとすれば、あのときも言いましたけれども、非常に危険だし、不慣れだし、そこまでは要求していないのだと、住民は。私もそうです。それで忙しい、手が足りない、足が足りない。いつまでやるのですか、これ。そして、物は造りたい、明日にも。これは、総合振に対するアンケートにちょっと述べておきました。造るのはいつでも金さえあればできると。サステナブルの住民会場でもアンケートにも書きました。ほかの出席者からも同じような指摘がありました。これは本村の行政体が身を入れて考えなければ、造ることは簡単にできる。自分が造るわけではないのだから。金さえ出して、業者が造ればそれでいいのだから。すぐできる。そういう点で、何が原因でこ

うなっているのだと。何が原因で業者が手に負えなくなっているのだと。そこを検討したことあります、行政界で。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　当然検討しております。検討しておりますし、その結果が出ていないといったところが繰り返しになりますが、申し訳ないところであります。

ただ、やはりその部分を新たに委託に出していくといったところで、やはり続いていかなければいけないと。１年だけ、ちょっとこの草刈りをお願いというわけではなくて、やっぱり継続的にお願いをしていくようにしていかないと雇用も生まれないですし、広い目で見れば住宅の問題ですとか、今の島内のマンパワーでは限界があるといったところで、新たに人を呼んでこなければいけない。そうなってくると住宅が必要だし、安定的に委託を出していくには、組織として企業とかＮＰＯとか、そういったものが必要であろうといったところもあります。なので、当然サステナブルの住民説明会や、ほかの住民の方からのご意見もありますが、総合的に判断はしていきたいと思っておりますし、ごみの分別とか収集も含めてになってくるのですが、ごみの部分だけで委託、草刈りの部分だけで個別に委託というのはなかなか難しいと思いますので、私の現在の考えとしてはそういったものをある程度複合的にパッケージとして委託をお願いできるような仕組みができたらなというふうには中期的には考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も今の村長の発言、答弁の中の一部分については了解できるのです。というのは、１つだけでは飯食えないです。１つだけでは。例えば道路をいったら、あそこの道路だけ掃除すると。それでは飯食えないです、業者は。だから、ある程度の事業を、似たような事業を集約するということは、これはいいのかなという点では認識を一致するのかな、見解を一致するような感じは持っています。

ただ、問題なのは、この間の歴史を見てみましょうか。なぜこうなってきたのかと。ごみは何で役場がやるようになったのだと。業者がいなくなったのです。なぜいなくなったのだと。いろいろ要因があります、具体的には。最大の問題は何だと、最大の問題は。何で回収していた業者が放棄したのだと。今道路や公園を管理したその業者に聞いてみました、私。どうなっているのだと。やぶだよと、全部。答弁は、委託してありますです。委託してあるからきれいになっているのかなと思えば、そうでもないでしょう。それで、内容も聞いてみました。池はやれ論外だとか、あそこは危険地帯だとか、そういう指定もされていますと。やぶになっているのはそれなりの意味があるというのだ。いずれにしても、そんなことは少なくとも片方では観光対策と言いながら、観光客が来たときにそんなことは誰も関係ないです。危険なら危険だと縄を張っておけばいいのだもの、表示

して。ここは立ち入るなと、危険だから。何にもないでしょう。そういうことだ。

それで、今余計な質問をしましたけれども、なぜこうなったのだと。皆さんが一番知っているはずなのだ。なぜごみがこうなってしまったのだと、回収が。これは、最大のポイントは入札です。作業員がいなくなってしまった。なぜいなくなった。入札で争うから、結果的にはダンピングです、事業費の。村はほかほかだ。住民同士でけんかさせておけばいいのだから。それで今おっしゃった、人手がない。だから、住宅を造る。都会から呼んで来る。寄ろうが来まいが、賃金が安かったら、事業が成り立たなかったらやりません。胸を膨らませて来ても、３日も働いたら嫌になって帰ってしまう。私は皆の衆、村の人たちもそういうのを見ています。よく職員は頑張っているねと、ごみの回収。大変だろうねと。ごみの回収に職員になったわけではあるまいにと。本当大変だと思いますよ。喜んでやっているかどうか知りません。そういうこともあわせながら、やはり一定の事業をやるには（株）ＴＯＳＨＩＭＡではないけれども、一定のそういう生活できる従業員、社員、働く人たちが一定の給与で保障されるような状況でなければ頭から切ってしまうのだから。業者にすれば、賃金を払う余裕がなくなる。したがって、間に合わなくなる、仕事が。受けたはいいけれども、間に合わなくなる。

それから、もう一つ聞いてみた。もう一つ何かといったら、７月頃発注になったというのだ、契約が。４月から仕事をやらなければいけないのが、７月頃契約が成り立って、それからおもむろに作業に入ったと。間に合わないと言っているわけ。なぜ７月になったのですか。その辺はどうにしますかと私は明らかにしたいと思う。行政の中では明らかにしておくべきだと。そういう意味で聞いたのです。質問しているのです。ただ、それが職員が忙しいです。手がありません。ジシンガ沢のごみの投棄もそうです。２つ目には手がありません。だから、その辺を踏まえた上で、我が村の力、行政の力というのはどこにどのくらいあるのだと。ただ一般的に手が足りませんだけでは駄目です。それでは増やせということになるのだ。増やせ、それも枠がある。給料の人件費の枠も制約されている。家もない。では、何もできませんと。そんなことを言っても無理だよと。ごみの回収もそうでしょう。無理だよ。だから、そういうことについて、それでもって今畳まれているから、だから私に言わせれば住民のほうで何を言っても行政の対応力が半ば麻痺してしまっていると、無理だよと。そういう実情を皆さん、どうにしているかということです。幹部会ではどうなっているのだと、これは。協議では。何々課長、何々教育長というのは問いません。幹部会というのは別々ではないでしょう。だから、私は傍聴教育長さんにおこがましいけれども、お願いした。教育の分野に限らず、脳学を使ってみんなで知恵を出し合って、何とかそういう住民のそういう期待に応えるように我が行政が頑張ってほしいという、その集約の気持ちでお願いしたのです。自分の仕事だけやっていればいいという状況では、これだけの頭数の人間で村づくりをやっているわけだから。どうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　いろいろご指摘があったと思っております。重く受け止めております。

幹部でも、ここにいらっしゃる幹部の方々を中心に共有して、当然今お話も聞いているので、認識していると思います。私としましては、やはりそういったことを解決するためには、第一にはやはり家だということで、当初から申し述べているとおり、まず人が住める家を造っていくことがスタートだと。何にしてもやっぱり家がないというところで全ての事業、全ての施策が足元でストップしてしまうという実態がありますので、そこを解決していく。それだけではないので、同時にほかのことも進めていかなければいけないとは思いますが、まずはその家、定住化、人を呼ぶ、交流人口、そういったところを中心に取り組んでいきたいなと思います。

行政だけでなくて、先ほども述べましたが、住民の方々も構成が今までと変わってきておりますので、その構成、新しい人口構成に対応した形での事業委託。前はこういう課題があった。では、その課題を解決するために違う形でということももちろんありますが、それはそれとしてその経験を踏まえ、また新たな施策として考えていけたらなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私もある程度自覚しているのは、ある意味では言うはやすしだと。私のほうも。だけれども、受けて立ってそれをどう対応して、どう解決していくかということは結構至難であろうというところの想定はつくのです。問題なのは、そこでしかし点は打てないと、それでおしまいにはならないのだということです。その辺はしかとお互いに認識を新たに持っていきたいと思うのです。そういう意味での質問なのです。

そこで、あわせて質問しておきますけれども、これは質問すれば、後に質問しませんけれども。そういう意味で予算なんかの席を持って、あるいは（株）ＴＯＳＨＩＭＡなら（株）ＴＯＳＨＩＭＡでもって事前に議会との協議を行政だけにやれやれ、どうなっているのだ、やれやれ、どうなって、こういうことではなくて、議会もやっぱりそこに参画して、どう村づくりをやっていくかということの道筋を求めたいと思っているのです。これは（株）ＴＯＳＨＩＭＡであれ、予算であれ、後に質問しますけれども、それは今答弁いただければそれはしませんから、後で。その辺はどうですか。決して行政だけを突き詰めて、もちろん行政の仕事を問いただすのは議会の職務でもあるけれども、そこに尽きないと思っています。どうですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　答弁書を配付しているので、質問のほう前後するところではありますが、（株）ＴＯＳＨＩＭＡにしろ、予算にしろ、できる限り議会の皆様のお話をしながら進めていきたいとは考えております。どういった形でそれを集約していくかというところはちょっとまだなかなか難し

いところではありますが、コミュニケーションを取っていくことがまず第一かなというふうには考えております。（株）ＴＯＳＨＩＭＡにしろ、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの事業計画にしろ、新年度当初予算にしろ、お話をしていきながらつくり上げていきたいなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　お答えしておきますけれども、今（株）ＴＯＳＨＩＭＡと言ったのは、そこの部分です。その他の質問もあるわけで、それはそれでしますけれども、今言った協議するという部分では質問しませんよということで、それは今の村長の答弁で了としますので、お願いします。

おおむねこれに関する質問はこれで終わります。次をお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　時間も時間なので、昼食の休憩を取りたいと思いますので、午後１時より再開いたしますので、お集まりいただければ。お願いします。

（休憩　午前１１時５０分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員の答弁のほうから、ごみ処理と焼却場建設についてを答弁してください。

それでは、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　笹岡議員の質問に答えさせていただきます。

23日金曜日までに申込みを受けた草木ごみに関しては、26日月曜日の調整した時間に受入れを行う。上記以外の対応は、体制が整わない状況。ジシンガ沢ストックヤードの開放は行わないと。焼却施設の件でございますけれども、12日の住民説明会において説明させていただきました。椿山保護の観点からも慎重に判断させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本事案については、私も本来通告するつもりで書いたのですけれども、先ほど配付して、その行為が通告になるかどうか分かりませんけれども。

では、１文だけ、１文というか、１か所だけです。椿山保護と開放とどう関係があるのかということをお伺いしたいのです。その前に付け加えますけれども、再三にわたってこれはいろんな承知のとおりの経過があります。一番新しいのでは、いわゆる監視カメラといいますか、俗にいう防犯カメラとでもいいましょうか、それを設置して、要するにそれは想定外のいろんな廃棄物を勝手に廃棄すると、処分するということがあるので、これは駄目だと。そういう今言ったような経過があ

りまして、ならば不正に投棄しないと、何でもかんでも投棄しないということ。もう一つは、過日、過日といっても大分前ですけれども、ぼやがあったというようなこともあって、それは火を燃したと言っている頃の話で、ちょっと古い話になりますけれども。穴を掘って埋めていた頃の燃やしていた時代の話で。それはともかくとして、いわゆる監視カメラ的なものを設置して、そのことによってそれらの危惧を回避すると。それで、もしそういうことがあったら監視カメラで分かるわけだから、後に個人的に指導するというようなことで監視カメラの設定をするということになった。要望したわけです。ところが、ご承知のとおりで1,000万という金額が持ち込んで、あっちもこっちもということになったので、そういうことは想定外であると。そこまでしてということではないのだということで質問者が撤回したと。撤回を求めたというのが経過があるわけです。

問題なのは、それもそうですけれども、ここにも書かれている、答弁に基づいて改めて質問しますけれども、簡単に言えば手がないと。これはどういう認識ですか、どういう認識ですかというと簡単に手がないのだということでしょうけれども。対応はできるのではないですか。もう一点、関連して聞きますけれども、例えば金曜日までに連絡して、月曜日に開放すると。これを朝から晩までそこについているのですか、職員が。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この件に関しましては、以前から所管課長のほうからお答えしているところでありますが、一部重複するところがあると思いますが、まずそもそも場所に関しましては補助事業によって整備された土地であるというところなので、その範囲内での運用になると。ただ、一部以前の話になりますが、そこには入れてはいけないものが再三注意したにもかかわらず、あったと。具体的には、本来は草木を堆肥にするという目的なのですが、プラスチック類とか鉄類とかがあった事例がありまして、当然それは職員が手分けして別の場所に移動するとかというような手間が何度か繰り返されたということで、あそこを施錠し、一般的に開放しないようにしたといった経緯があります。

ただ、議会のほうで、いや、開放してほしいということがありまして、それならばということで金額の高い安いもちろんありますが、監視カメラという形で上程させてもらいましたが、ちょっとやっぱり高過ぎると。財源に関しましては、もちろん当てがあっての計上ではありましたが、やはり見合わないというご指摘もありましたので、補正で計上はさせてもらいましたが、幹部で協議した結果、実施はしないということで今回の後に上程される補正予算で全部減額したといったところであると。そういうことでよろしいですか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは私が今質問で述べたとおりなので、その経過では一致していると思う

のです。そのときに、中で1,000万超えていたかどうか、額はともかく、そのぐらいの計上額があったので、これについては想定外だと。そして、質問者が質問していってみたらば、あっちもこっちもで数か所あると。そこだけではないのだと。こういうことになって、それは要望されていないのです。あくまでもあそこに１基だけ単体でつけるという要望をしたところが数か所につけると、それで1,000万だと、こうなったから、１か所では駄目なのかといって、そこははっきりしないままやめたと、これが経過だという認識でいるのです。

監視カメラの問題もさることながらなのですけれども、もう一点は人手がないとこうだから対応できないと、簡単に言えば。対応できません。人的に対応できない。こういう答弁であるから、朝から晩までいるのですかと、こう聞いたのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　人手に関しましては、先ほど言ったみたいに何かあったとき、例えば開放に関して人手を割くことが難しいといったことで先ほど言ったみたいに閉めて、時間を指定して今閉めているといったところです。課長から先ほど答弁があったとおりで、金曜日までに申し込んでいただければ、当然ずっとあの場所に張りついているわけにはなかなかいかないのですけれども、時間を指定して開錠して持ち込んでもらうといった運営になってくるかなと考えています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　理屈が違うよと言うのかもしれませんけれども、それを私はついていないならば、その間に行政のほうの見方をすれば、何をやられるか分からぬと一方であるわけです。手が、そこにいなければならぬという認識があるから。いてもいなくてもいいのなら開けておけばいいのです。問題なのは、いなくても１日は開いているわけだ、開けているわけ。朝から晩までこうして監視しているわけではないというのだから。それが１週間ぐらいできませんかと言っているのです。この年末の特殊性に鑑みて。どうせ１日開けておこうが、２日開けておこうが、そこに張り番しているわけではないのだから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　繰り返しになりますが、１日開けておくわけではなく、申込みがあった方の量とかによって時間とか、あとご都合もありますので、この時間からこの時間に持ち込むからということでその時間に開けるというような運用で今まで来ておりますので、そういった形でやっていきたい。

ずっと開けておくという場合には、先ほどあったみたいに、不特定多数の方が持ち込まれた場合に、約束どおりのもの以外のものが持ち込まれた場合に困るということがありまして、ちょっと限

定させていただいているといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは不特定多数の人が不純物を、指定外のごみを投棄するから、これは不特定の人はともかく、想定外のごみを、規制外のごみを捨てることを避けるために、規制するためにというのが原点でしょう。私が言っているのは、それは信用できませんと。草や木を捨てると言われても、そうはいっても今までの経緯経過からして信用できないのだと。だから、村が監視する、見ているのだと。そういうことなのでしょう、簡単に言えば。それに尽きるのでしょう。極端に言えば、それ以外の理由はないのでしょう。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　お見込みのとおりでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこでの話で、年末というのは取りあえず限定したのです。こういうご時世で庭の掃除もするでしょう。木の枝も上げるでしょう。その間に１週間、この１週間はある意味では大事な１週間なのです。というのは、その１週間を見て、そういう市道をやって開放したと。ところが、ガラスを持っていったり、金属類を持っていったり、そういうものが投棄されていたというと、これは確かに住民の側に大いに問題が発生している。これだから我々は規制したのだということが成立する。ごみというものは、そういうことで解決していくのだろうと思うのです。村で規制したからどうだという問題ではなくて。分別なんかもそうです。ずっと悩んでいるでしょう。分別どおりにいかない、分別どおりにないと。村では分別、分別と言っているのだけれども、家庭のごみについてもよく分からないと。それを指導する、指導する。しかし、分かっていても分別しないというのもあると。だから、まるでそういう点では不信感の固まりですよ、両方が。それが今の象徴的なのが、今のジシンガ沢のごみの対応なのだと思うのです。住民の村との不信感の固まりの象徴。そういう意味で１週間、この時期に開けてみて、タッチしなくていいと。そのままどうぞと。その代わり、これとこれとこれに限るよとやってみたらどうですか。確かにガラスを捨てたり、鉄筋を捨てるかもしれません。分かりません。その保障はないわけだ。だけれども、そこは住民、行政のほうできちんと宣伝なり指導なりして、こういうことで開けますと。皆さん協力してくれと、あなた方のために開けますと。木と草以外捨てるなと。やってみませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その前提条件としてカメラを設置するということで進んでいたところ、やっ

ぱりカメラはそこまで必要ではないということなので、元に戻ったというふうに認識しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこのところは私も了解しているのです。いいと、確かに設置の話はしたけれども。それはもう撤回した。カメラ設置についてはいいですと、それはそれで。ただ、今後、明日、あさっての将来を見据えて開放してみませんかと。そうしたらば、村はあれだけ一生懸命、一生懸命というか、木と草しか捨てるなと、貼り紙もし、呼びかけもしたと、タブレットで。年末の１週間、それで開放してみると。そうしたらば、いろんな貴金属類やらいろんなものがあったと、仮に捨ててあったと、この際だというので。それは、やっぱり住民と一緒に解決しなければ駄目なのです。それをこの際、住民を取りあえずひとつは信頼して、試すと言ってもいいかもしれません。１週間ノータッチで開放してみませんか。我々も住民に呼びかけますよ。我々が呼びかけたからどうなるということではないかもしれぬけれども。どうですか。ここはひとつ住民をもう一回信頼してみませんか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私の判断で分かりましたと言うわけにもいかないので、この場でお答えできかねると。この議会が終わった後、幹部で協議した上での判断になるかと思います。また、年末に関しましては、古くからの住民の方はあの上までは行けないというふうに私自身も認識しておりまして、あまり需要はないのかなというふうにも考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　こればかりやっているわけにもいかないので、幹部会で検討するということですから、検討してみて、ぜひ試しに、将来に関わりますから。これだけに収まらないです、ごみの問題というのは。どこでもやっぱり住民の中で多少けんか腰になってでも、住民同士でけんか腰になってでもごみの政策というのは重要な時代になってきているのです、特にこの分別については。これは村長を含めてあそこの四国の徳島県の上勝町か、あそこのこともただ見てきたよというのではなくて、私はあの報告、議会が終わったら報告文書を出しますけれども、それらも見てきたよというか、ただ見てきてやるのではなくて、ごみというのは非常に難しいのです。思うようにいかない。もう住民と変な言い方をすれば、けんか腰になるような場所もある。あるいは住民同士がぶつかり合う。あの人はこういうことを捨てていた、あの人は守らないと、そういうこともある。ごみというのはあるのです。そういうことを余計なことかも知らぬけれども、申し上げて、ぜひ取りあえず試験的に将来を見据えて、試験的に開放していただきたいと思います。それはそれで終わります。

それで、紙に書いてある質問ですけれども、椿山のほうとどういう関連、何を言いたいのですか、何を言っているということですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これは、先ほど行政報告の中でもご説明していたとおりで、国立公園の中の普通地域の拡大をどうかというところと関連してくると思いますが、基本的には普通地域の中での整備を目がけているという中で、第２種地域の拡大は基本的には今目指しておらず、普通地域の可能な範囲の中で整備を進めていくといった答弁と重複するところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　普通読みますと、あそこには捨てさせませんと。ということは、自分で椿山のあれは一例だとは言ったものの、では自分の椿山でもって処分してくれと、燃すなり積み重ねるなり。仮にそういうことになるわけです。そうすると、保護どころではないし、それこそ公園法にも抵触するということになるので、ちっとも椿山の保護とは関係ないだろうと思う、逆だろうと思う。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午後　１時２０分）

（再開　午後　１時２２分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　素直に読みます。ごみ焼却について、焼却といいますか、いわゆるジシンガ沢での関連していると思うのだけれども、これはこれで別口なのか。全く別口なら、何でこんなところへこんなことが書いてあるのだと、質問もしていないのにということになるし、ジシンガ沢と関連すると思うから聞いているのです。椿山保護の観点から慎重に判断していきたいと、こんなことは質問していない。だけれども、ジシンガ沢に捨てる、開放してくれよと言っているから、その質問をしているのに。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　質問に関して、改めて私のほうから整理するのもいかがなものかと思いますが、当初ごみ処理に関して質問がありまして、その最後の部分で自然公園法の規制緩和を求めて国

に要望しませんかというご質問に対して、行政報告の中でもご答弁させてもらいましたとおり、基本的には普通地域内で整備をするように考えています。そのために椿保護の観点からということでの答弁をさせてもらったということで、ジシンガ沢のものとは関係ないというか、別のところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それで分かりました。それで、要するに捨てるなということを言いたいということですね、保護の関係で。

〔「違う」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いや、いや、保護の関係で。椿山を保護するのだから、自然公園上保護しなければいけないから。そういうことではないの。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど言ったのは、焼却場施設に関連して国立公園の普通地域の拡大に関する要望ということでお答えしたものです。ジシンガ沢に関しましては、ごみというよりも堆肥を作るとかいうような目的で整備したものであって、その運用の中でやっていきたいと。椿山とかいうよりも、別の観点でお答えしているものです。

捨てる捨てないに関しましては、これも繰り返しになりますが、基本的には草木を持ち込むように受け入れて、今までどおり受け入れていくと。ただ、議会でご指摘があったとおり、常に開放してくれといった中で不特定多数の方が持ち込まれて煩雑になった場合の我々の手間も鑑みると、やはり監視していかざるを得ないということで上程させてもらいました。ただ、それは上程はしましたが、不要だというような議会からのご指摘もありましたので、今回取り下げると。つまり元へ戻った。今までどおりの運用でさせていただきたいというようなお話でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは分かったのですよ、さっきで。それはさっきで分かったのです。ただ、あえて言えば、それについては今後幹部会で検討するのでしょう。

〔「話はします」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いろいろ検討して、12月だけでも開けないかとかいうことについては幹部会。12月だって日がないけれども。先ほどの答弁では検討はしますと。即答は避けるけれどもという話に収まったのです。

それで、少し質問と答弁がすれ違いがあるような感じもします、私自身も。今聞いていて。というのは、ジシンガ沢のところも抜きにして、それで椿山の保護ですというのは何を申し上げているのですか、言っているのですかということです。ジシンガ沢はいいです。自然公園法を守るのもい

いです。要するにここで言う椿山の保護というのは何を言っているのですかということです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも何度もお答えしているつもりでありますが、笹岡議員からの一般質問の中で、ごみ処理施設に関して再考をという動きが住民の中でもある中で、今の場所ではなく、ほかの場所へということだと思いますが、そういった中で自然公園法の規制緩和を求めて国に要望しませんかという質問に対し、今の村の考え方としては、普通地域の中、かつ村の村有地の中で整備していくという方針で進めてきましたと。なので、改めて国に対し要望はしません。また、先ほどの午前中の答弁の中で榎本課長のほうからもご答弁あったと思いますが、環境省のほうからもこれ以上の拡大はなかなか厳しいよというようなお答えはいただいているといった中で、今の考え方としては、当然それには椿山を守るということで荻野主幹のほうからもありましたが、なるべく普通地域の中で整備をしていくといったところで、その先にどうしても例えば大型の施設の整備が必要だとなったときには要望なりなんなりしていかなければならないかもしれないのですけれども、今できる範囲の中で整備を進めていくといった考えの中で、国に新たに要望は考えていないといったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。要するに簡単に言えば椿山に焼却場は持っていかないよと、それが保護する意味なのだよということなのだな、簡単に言えば。そういうことでしょう。椿山を保護するという意味は、焼却場はそこへ持っていって、新たに椿山を潰して焼却場を造るということは今のところ考えていないと、そこに結びついているわけなのでしょう。それなら分かります。それはそれで分かりました。

では、次をお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　次は、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設積立金について、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの社員住宅、事務所建設積立金についてですけれども、現在検討中ということで、住宅に関しては現在検討中ですが、島外からの新規職員の受皿として考えていると聞いております。何で建てるかというのは、村の空き家の状況で採用が左右される部分を解消したいということもあると、理由としてはあると聞いています。

事務所の１区画の借受けに関しては、台風等の災害時に事務所に立ち入れなくなるということが、過去にも台風とかによって立ち入れなくなって、業務的に何もできないというようなことがあった

ということと、あとは住民からもチケット代を払いに行くというのに関して、集落内でできるようにしてほしいというような話が直接的に（株）ＴＯＳＨＩＭＡにも要望があったというふうに聞いております。

あと、同社の運営についての議会との協議なのですけれども、協議に関しては議会終了後に調整して、なるべく早めに実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、再質問ではない。こういうことを述べました。

新規職員の受皿とか、今言う台風等の災害時とか、あるいは料金の支払いと、このために事務所を造るのだというのが説明なわけです。今答弁のとおり。答弁書にも書いてある。それで、私はこれは見解の違いといいますか、それまでかもしれませんけれども、何となくこういう答弁は取ってつけたような、現実的にそのために造る、新規職員のために事務所を造る。私は、今の桟橋から、今の桟橋の社員たちは、朝の５時頃から出勤しているのだろうと思うのです。６時頃になっているか知りませんけれども。通常皆さんは８時半です。その数時間前には出ているわけだ。終業時間を聞いてみると４時だと言う。実際に４時で帰っているかどうかは別です。その後事務所に行くのかと、これ。一体あの社員たちは何時間勤めるのだと思って質問したのです。だから、移動して勤めるのですかと聞いたの。そうしたら、Ｉターンだか何だか分からぬけれども、私は簡潔的に書きましたけれども、新規職員の受皿と、何ですか、これ。新規職員もわけ分からぬけれども、受皿なんていうのはなお分からなくなる。

それから、次もそうです。台風時、そのときは危ないから閉めたらいいのではないですか。災害時に危険場所に出てくるといったら問題ですよ、どんな機関でも。学校だって休みになるのです。病気だの災害があったときに。教育長がいらっしゃるけれども。それから、料金の支払いだ。あそこは中に１人いるかもしれないです。私なんか桟橋から遠いから、うちの場合役場へ切符を買いに来て売ってくれれば一番早いかもしれぬ。そういう理屈になるのです。だから、私は何か取ってつけたような話だという質問をしました、あえて。何か造ることが先にあって、積立金とやってしまったから、造らなければしようがないのだと、格好がつかないと。そのために後から取ってつけた理屈を並べ出したと、こうとしか思えない。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

新規社員の受入れに関しては、事務所ではなくて住宅のほうの話になるのかなとは思うのですけれども、新規職員のために事務所を建てるのかというようなお話があったと思うのですけれども、

新規職員のために建てるというのは住宅の話です。そこはあると思います。村でどこまで答えるかという話もあるのですけれども、具体的に土地の選定とか、そういうのはもう大分進めているというふうには聞いております。住宅を建てることに関して。住宅と事務所に関しては、一応話としては進んでいるというふうに聞いていますので、現状としては動いているというふうに私たちのほうでは確認しております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　どうも行政の皆さんと認識というか、感覚と言っていいのか分かりませんけれども、ずれがあるので、質問しにくいような感じも、ずっと前からそうなのですけれども、するのですけれども、聞いていますと誰から聞いているのですか。社員ですか。従業員ですか。

というのは、そうは言ったけれども、そこを詮索するつもりはないのです。基本的には会社、村。株は少ないけれども、経営権者は村。ここの自覚はどう思っているかなのです。皆さんが決めるのではないのですか。言われていますではなくて。自分の会社です。そこの認識は、ずれがあるのではないかなと思うのです、いつも。ほかには指一本指せないのです。いかにあそこの責任者といえ、桟橋長といえ、事務長がいるかいないか知りませんけれども、課長がいたとしても、経営には村しかできない。できないというか、逆に言えば全て村の責任なのです。経営権というのは村だけしかない。そういうことで持ち株会社にしたのではないのですか。持ち株会社のほうは全く経営権はない。そこの認識が私とずれているかもしれない。何か別会社があって、民間会社があって、前によく言われました。金さえ払えば、あとはわしは知らぬと。払えばといっても、払った先は自分です。右手で払って、左手で受けているのだもの。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この件に関しましては、前前田村長時代から同じ答弁になるかなと思っておりますが、やはり経営権者と株主とは別と考えております。当然経営に関して株主総会等でお話しすることはありますが、基本的には経営者の経営裁量になってくるかなというふうに考えているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、見解の相違でも何でもないのです。あえて言えば都合よく使い分けしているだけです。都合のいいところだけは俺だと。そうでないところはあなただと。誰かほかの人だと。これしかない。その論を繰り返しているだけ。全責任はここですよ、村長。あれやこれやではない。株主といっても、株主は750万ですか、村は250万ですか。経営権はない。持ち株会社というのはどういう認識をしているかということ。答弁しているでしょう。持ち株会社には発言権、

議決権はありませんと。では、誰があるの。議決権を持たない会社なんかあり得ない。誰かは持っている。その誰かとは誰だといったら逃げ隠れする必要がない。できない。村しかない、これは。ほかに押しつけては駄目です、こういう問題は。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　見解の相違とかいう話もありますが、基本的には先ほどのお答えと一緒かなというところです。

また、株主総会だけではなく、経営者の方とは頻繁に今コミュニケーションを取るように意識をしております。特に今年度に関しましては、委託から補助ということでいろいろな形態が変わってきておりますので、そういった意味でも相手方、相手の会社と行政とで打合せを頻繁にしていると。当然主幹を軸にして、今やってもらっているといった状況でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　見解の相違ではないのです、これは。俺とあなたがいるのではないのです。俺しかいないのです。相談するのはどこで相談しても結構です。大いに相談してください。だけれども、責任者は私なのです。村長なのです。これ抜いたら駄目ですよ。相談の結果、判断した。その判断したときは誰が判断するのだといったら相手方ではない。利島村村長が判断する。判断したことについては責任を持つ。当たり前のことです。場合によってはあなた持ちなさいなんてあり得ない。見解の相違でも何でもないのではないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議員のおっしゃるような形ですと、例えば保育園、それから診療所のように設置責任者である村長が全ての責任を負うといったものとは別で、独立性、ある程度自由に、今は港湾事業をメインにやってもらっていますが、そもそもの設立としては事業展開としていろんなところに手を広げていってもらうといったことも含めての起業というか、設立だったというふうに記憶しておる中で、全て村が責任となると、その自由度もそがれてしまうということもありますので、相手方には相手方の経営の裁量でやってもらうところはあると。当然それに関して、株主として監視、相談はしていくといったスタンスで考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　保育園だの診療所だのと言いますけれども、全く質が違うのです。あれは直営です。委託でも何でもない。だから、それは直村長の指揮下です。それぞれのセクションはあるでしょう、課には課長がいるから。だから、お任せしていますということなのでしょう。最高責任

者は村長でしょう。何々の課長がやったことについての村長が責任でしょう。あれは課長がやったことだということにならないでしょう。

それで、今のところは使い分けと私言いましたけれども、まさに使い分けです。責任を問うのは、経営者については責任は問えないのです、今の課の人たちには。それは問うとすれば村長だけ。経営権者だけが責任を追及したり、あるいは場合によっては処分したりできるのです。ほかにはいない。やり手がいない。やりたくても何しても。ここのご理解というのはどうなっているのだと聞きたくなります。保育園なんか直営だ、あれ。委託でも何でもない。それを保育園の園長の責任にしたり、それは園長の責任もあるでしょう。課については課長の責任だって当然あるでしょう。行政の在り方というのはそういうものだと私は認識している。

それであえて言えば、委託、委託と使い分けるけれども、よその委託とは全く違うのだ、委託の仕方が。よその委託の場合、賃金まで、社長の給料まで決めていますか。民間の委託も。そんなことやっていないでしょう。見積もりして自由にしているのでしょう。ここは積算の中で保険料から何から全部積み上げているでしょう、決めて。補助金にしたらばどうするのです、今度。それは後の問題で聞こうと思っていますけれども。私は過去のことで言っているのです。今度補助金にしたらどうするのか、それはそれで問題、吟味しなくてはいかぬけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほどから株主の権利だったり、経営の関わり方の話があったと思うのですけれども、そこをちょっとうちのほうももう一度きちっと整理した上で、では村としてどこまでの権限があるとかいうのは確認した上で、今後の経営の助言というか、どこまでできるのかというのは、確認した上で対応していければというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ちょっと私語的に委託と補助はどう違うのだみたいな話があったろうと思うのですけれども、これ違います。委託の場合は村で積算するのです。補助金の場合は相手が申請する。これは条例に明るい総務課はどうですか。その辺確認したいのですけれども、どう違います。補助金と委託。委託料。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

補助金に関しては補助金の要綱がありますので、それに基づいて補助金の審査等をして、交付決

定するかどうかというのを判断して、問題なければお支払いするということです。委託に関しては、村のほうで大体これぐらいかかるだろうという積算をした上で入札かけたりとか、そういったところで事業を進めていくということになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうです。そうなのです。だから、委託と事業というのは補助金でというけれども、私はだから補助金というのはここから始まったことなのでしょう。今年度始まっているのでしたか。その補助金は申請を持ってやるわけです。その申請の中で簡単に言えば住宅資金もあり、事務所の積立てもあったということなのでしょう。あったのはいいのです。補助金要綱にそれが入っているか、該当するのかどうかということです。申請したのは利島村村長です。間違ってはいけない。株式会社の代表というのは村山将人氏です。違うと言うけれども、この経営権者というのは代表取締役というのは形式的なマネジャーみたいなものなのです。マネジャー、支配人。経営権者は村山将人氏です。では、何で25％の株を持っているのだと。それが、その25％株を持った、250万の株を持った人が、相手は発言権なし、議決権なしと。それは皆さん承知のとおり、前村長のときの答弁からそういう発言をしているのですよ、答弁は。株を譲渡するときから。いつから経営者になったのですか。村山将人氏はどういう立場になったのですか。株主はほかにもいたということだ。その株主は発言権、議決権を持てることになったということだ。そうしたら大株主だ。議決権は株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの議決権は専ら（株）ＴＯＳＨＩＭＡにあるということだ、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの代表者に。こればかりやっているわけにいかないのだけれども。畳みますけれども、この質問は取りあえず了するけれども、説明会をやってくれるということなので、そこではそういう議論できますか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

そういったところも含めて、協議できればというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（寺田　優君）　この問題は、意見の相違というようなことではないから、はっきりするものだと思うので、きちっとした人に聞くとか、そういったことで両方が納得するような感じにしないと駄目だ。何回も同じ質問しているのだから。そういう場をつくるように、ちょっと考えてください。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、所管課長から主幹からそういう協議対象になるとおっしゃっていただいたので、今回この程度に、時間の関係もありますからとどめます。

次はというか、そのことは努めますけれども、事務所とか住宅のことだと言いましたからいいですけれども、これ具体的にいつ頃を想定しているのですか。あなた方の立場、おっしゃる立場から質問すると、相手の会社、どの会社だか知りませんけれども、相手の会社さんはいつ頃を想定しているのですか。いつ頃住宅を建てようと思っているのか。例えば５年後なのか、10年後なのか。毎年、毎年100万ずつ積み立てているけれども、事務所はどこへいつ頃建てるのだと。住宅は何軒、どこへいつ頃建てるのだと、そういう構想は相手の会社が持っているのですか。相手の会社というのは、私が言うのは変だけれども、私はあなた方だと言っているのだけれども。あえて相手方の責任にしましょう、便宜上。怒られるかもしれないけれども。これが私たちは要求していません、考えていませんなんて言ったらとんでもないことだ。村がそう言っているだけだなんて言ったら。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私が確認しているだけで明確にいつまでというのは聞いていないのですけれども、なるべく早めにはやりたいというところまでしか聞いていないです。すみません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　聞いていないのは分かりました。聞いていないものは聞いていない。分かりました。

それで、村長としては、最高責任者としてはいつ頃考えています。金を出しているのは村が出しているの、100万ずつ、あるいは300万ずつ。いつ頃建てる予定でこれを認めているのですか、金を交付しているのですが、補助金を。当てどもなく20年、30年先ですか、それとも四、五年先ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　新築、改築を含めてなるべく早期にというところまでにとどめさせていただきたいなと思っています。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　こういう場合の早期というのは全く分からない。５年も早期かもしれぬ。10年も早期かもしれぬ。ただ、一般的には早期といったら二、三年です。変なことでお伺いしますけれども、教育長、国辺りはどう認識しているのですか、早期と言われると。

○議長（寺田　優君）　それを質問する。

○３番（笹岡壽一君）　いや、基準ぐらい聞きたい、早期といったら。100年を基準にしたら10年ぐらいが早期だし。無理な質問ですか。

○議長（寺田　優君）　ちょっと無理かも。

○３番（笹岡壽一君）　そうですか。いずれそういう機会をお答えいただくかもしれぬ。個人的でもいいです。早期だの、低所得者だの、高額所得者だの、基準がなくて分からない。話を聞いておいてください。余計ですけれども。それはそれで早期、早期で、あと分からない言葉が検討。これが分からない。検討とは何ですか。まあ、いいです。これは別のあれで聞くかもしれませんけれども、必要に応じて。

次、お伺いします。次は何でしたか。

○議長（寺田　優君）　次の項目行く。

○３番（笹岡壽一君）　何でしたか。

○議長（寺田　優君）　送迎について、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員の質問にお答えします。

バスの送迎については現在考えておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そこでの質問なのです。紙渡してありますけれども、要するに送迎しませんと。理由は何ですか。これも手がない。車がない。そういうことですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　バスの送迎自体は考えていないというところなのですけれども、実際にお年寄りの方で足が弱い方だとか、例えば今日ほどの日だと当然欠航になってしまうのですけれども、ぎりぎりの状態で何とかやれそうだというときに、乳幼児の方を連れている方、ご家族だったりした場合は、今の株式会社ＴＯＳＨＩＭＡのほうで送迎はしているという事実はございます。バスに関しては今考えていない。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　足の不自由な方、あるいは乳幼児の方、病人の方、場合によっては担架でも行くわけだから、それは言うまでもないのだろうと思います。歩けない人に歩いていけというのは無理ですよ、これ。子供、赤ん坊でも。だから、それはしかるべき対応をすると。それはそれでいい。

私が質問しているのは雨。ぬれるよと。ましてや桟橋だから、ちょっと風があると傘なんか役に立たない。距離も長いのだ、結構。それ書きました。かつては民民のときはやっていましたよと。しかもトラックだ。幌のかかったトラック。足の踏み台は何だといったらビニール箱。民民ではやっていたの。どうしたらば官営になったらできないのですか。どうしたら役所仕事になったらできないのですか。民間の特徴ですか、それは。この辺の住民サービスをやるべきではないのかということです。議事録に載っても構わない。ちっとも構わない。何か問題あります。民間ならできるけれども、官営になったらできないという、この答弁が難しいのですか。だったら、議事録削除しなくてはならぬかもしれぬ。

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午後　２時００分）

（再開　午後　２時０１分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　プライドに関わるということなのでしょうけれども、これは褒められた仕事なので、差し支えなければ、本人に断って訂正、関係者に謝罪して撤回することはやぶさかではありませんけれども、そうは言いつつ、何でそれでは乳幼児は運んでいるのですか。

○議長（寺田　優君）　そういう話になってしまいますよ。

○３番（笹岡壽一君）　だから、運ぶのは違法なのですか。それでは、業務はどうなのですか、あそこの業務は。事故があったら。全ての業務は、起きた事故に対しては全責任を持ちますよ、関係者は。それを恐れて、それを理屈にして仕事をやらないといったら、これはおかしなものでしょう。診療所にしても、学校にしてもそうでしょう、事故があったらどうするのだといったときに。それは私は納得できない。道路を造った。走っている人が事故があったらどうするのだと言われたら。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　申し訳ありませんけれども、この件に関しては答弁を差し控えさせていただきます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　やるともやらないとも言わないと、控えるということは。そういうことですね。やらないと言ったのだけれども、控えるということはやるともやらないとも言わないと、こういうことでしょう。それはそれでしようがない。答弁しないのだから。

それでは、次を行きましょうか。

○議長（寺田　優君）　東西桟橋間の道路改修と西側桟橋にある建築物について、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

東西桟橋間の道路に関しての改修ということですけれども、東京都の事業説明会でご説明させていただいていると思うのですけれども、改修は予定をされています。道路については、現状ではそれまでどうするかの話があるかと思いますので、それに関してはもう先週の辺りからちょっと港湾課とも相談を始めているところです。あと、西桟橋にある建物の話が追加質問にもあったと思うのですけれども、日よけ、雨よけの施設に関しましては、大型船の着岸が西桟橋を利用する場合には、定期航路をやっている事業者が鍵を開放して、乗船までの時間使えるようになっているというふうに報告を受けています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは東京都の関係ですから、あまり長くは論じようとは思いませんけれども。ただ、使えるという割に鍵がかけっ放しではないですか。開けに行っています。船が来るたびに。開けていればいいです。

それでは、これはこのとおりにして、あとは次の議事録のほうでお伺いします。

○議長（寺田　優君）　次は、製本化した議事録の配付について、榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　甚だ答弁が違うことは重々しておりますが、議会事務局長が不在なため私が代理で答弁させていただきます。

東京都並びにほかの団体の議会においても、議会議員の人にペーパーレス化に邁進されていると聞いておるところでございます。本議会においても、議員の皆様にペーパーレス化に邁進されるようにお願いしたいと考えております。また、電子データによる配付を考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これも文書を出してありますので、朗読しながら、そのとおり朗読できるかどうかは別として再質問しますが、ほかの議会がどうかは今聞いていないのです。東京都議会がどうなっているとか、あるいは千葉県議会がどうなのだというのは、そういうことは聞いていない。

引っかかるのは、どこかの偉いさんのように、何とか望むなんて言われると、上から目線で。議会も努力せよと。それを望むぞよというような表現はどうかなと思うわけで、それを上意下達と、こう言ったのです。現実的にそうはいっても、努力せよと、それを我々が望んでいるぞよと言われても、今の我々の議会構成では、そう言ってはおこがましいかもしれませんけれども、１回の講習では無理だよと。オール電化というか、オールパソコンというか、あるいはペーパーレスというか。これは駆使できない、まだ。なのに、これを持ってきていると。東京都はどうだか、千葉県はどうだか知りません。そういう点で無理だよと。

それで、その辺をぜひご理解いただきたいと、行政の皆さんにも。皆さんは365日、ここに書いたように、ディスプレーの前に座って眺めながら、スマホと、それからキーボードを打ち続けているから超ベテランでしょう。我々のように他の業務で日々暮らしている人には無理。１回ぐらいのこの間講習会をやったよというぐらいでは。そういう点で、その辺をご理解いただけますかと。自分を基準にしていませんかと。自分の能力、考え方で全ての人を見ていませんかと。必ずしも世の中というのはそうとは限らぬということです。その辺をご理解いただきたい。

それから、せめてもということなのだけれども、議事録の製本がなぜできないのか分かりませんけれども、いわゆるペーパーレスだと、紙なしだよと。目指すのはいいかもしれません。そこで、ここで対応すると、電子化に対応すると書いてあるから、この電子化というのは何ですかということです。私が書いたのは、今はやりのこのくらいの棒みたいのになった、ＵＳＢのメモリスティックを記録して、それを配付すると考えているのか。電子化を配付するといっても分からない。議事録ですよ。いつからやってくれるのですか。電子化を配付するとはどういうことを考えているのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

確かにペーパーレス化、これは一朝一夕でいく代物ではないというふうに私どもも分かって、十分承知しております。また、望むというふうな答弁、骨子には書き方をしたことについてはおわび申し上げますというところでございます。私どもも日々パソコンの画面に向かって仕事をしておりますが、なかなかペーパーレスに至らないというのは役場の今の現状等もあるというところでございますので、ぜひそこは議員の皆様方とともに手を携えてではないですけれども、一緒になって、ぜひどうしても紙を減らすというところは議員もおっしゃるとおり、ごみを減らすとか、そういういろんなところの今後サステナブルな社会の形成とか、そういったところにもつながっていくところなので、そこは丁寧に対応させていただければなというところを考えている次第でございます。

また、議事録については、製本での配付がやはりどうしてもコスト的なところがあるといったところもございますので、電子データです、ＰＤＦ。一般的に言われるのはＰＤＦという、こういう

ふうに映っているのが大体ＰＤＦと言われているものなのですけれども、そういうものでデータとして配付するのは可能ではないかといったところを今まさに実際にＰＤＦ化されているものであるので、そこはお渡しすることはできますし、ホームページにアップされているので、ダウンロードするところは誰でもできるといったところになっております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ＰＤＦと言いますけれども、ＰＤＦはメールで送ってよこすのでしょうけれども、そうなのでしょう。メールで送信してよこすということでしょう。要するに送るも送らないも、載せてあるということでしょう。見たければ議員であれ誰であれ、ご自由に議事録は読めますよということなのでしょう。それを配付というのですか。言っているのは。というのは、変な話、今時分というのはあるかもしれませんけれども、パソコンがないと読めないですな。もちろんＵＳＢもそうですけれども。それはそれで、議事録はいつ頃パソコンで見れば、今月の今回の議事録は見られるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　２から３か月ぐらい、やっぱり編集等でかかってしまうそうです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それをパソコンの中に全部落とし込んで、記録する。今では保存するための装置もいろいろあるから。２万円ぐらい出したら、それから何万字というものが記録できるし、ＵＳＢだってメガバイトだかギガバイトで、量によってはどの程度保存できるか知らぬけれども、全部落とし込むというわけにもいかないだろうけれども、だけれども条例なんていうのは落とし込んであるから、見られるようになっているから。

そうすると、２か月、３か月ぐらいになると、議事録はいつから入ります。もう入っているのですか。もう今年の３月頃の議事録は入っているのですか。そうですか。何て検索すればいいですか。

〔「ホームページの」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、大分時間が余りましたけれども、これで終わります。

庁内でもペーパーレスはまだ進んでいないということなので、その辺も参考しながら議会対応もお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、笹岡議員の一般質問は終了いたします。

ここで10分間の休憩を取ります。

（休憩　午後　２時１７分）

（再開　午後　２時２７分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

次は、石野議員の一般質問を行います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　令和４年第４回12月定例議会一般質問通告書。本議会において、以下の項目について質問することを通告いたします。

１、利島村財産価格審議会について。当該審議会は、利島村財産価格審議会条例により、村長の諮問機関として設置されています。目的は、不動産及び不動産の従物の購入時、村長の委嘱を受けた６名、学識経験者２名、議員２名、村職員２名がその価格について評定を行うとされています。この審議会について質問いたします。

１、過去10年間の不動産購入件数をお答えください。

２、１の回答のうち、当該審議会への諮問回数をお答えください。

３、諮問するか否かの判断基準についてご説明ください。

４、学識経験者の選考基準についてご説明ください。

５、現在委嘱されている議員以外の構成員の残任期間についてお答えください。

２、島外医療に係る補助について。前回９月議会を含め数回にわたり補助金制度の拡充（延泊）について要望してまいりました。しかし、村独自での増額は不可、都や国へ求めていくとの答弁を受けるも、実際には全く求めていなかったことは以前確認済みであります。何とか拡充を求めているところでありますが、今行政側では来年度より条例や要綱を変更し、補助の減額を前提とした見直しをすると表明しています。それに伴い、以下について質問します。

１、執行部は、島外での診察時、他の要件と併せて受診し、助成申請をしているケースがあるという趣旨の主張をしました。これは担当者の主観ですか。そう断じた判断材料があれば提示してください。

２、執行部は、診療所で申請書が発行されてから、島外での受診日までに日数があることがおかしいと主張していますが、島外医療機関受診の際、次回の受診日を予約し、その旨を診療所医師に相談して発行してもらっている場合があります。こうした手順を経て発行、受診したことのどこか問題があるのか、ご説明ください。

３、執行部は、島外受診することは住民にとって大きな負担であることは認識しつつも、限られ

た財源である中、差別化を図り、一律補助の変更を打ち出していますが、そもそも本制度の目的意義変更が狙いなのですか。

４、低所得者に対しての補助を手厚くすることについては賛同します。島外受診することは全ての住民にとって大きな負担になります。現執行部は、ヘリの助成に関してもそうでしたが、そもそも助成は不要であり、廃止すべきだと考えているという印象を複数の村民から持たれています。しかし、その反面でヘリの助成を決意してくれたことで、住民に寄り添って考えてくれるとの期待も持っています。現行制度を維持した上で、延泊についての増額を改めて検討していただけるようお願いいたします。

５、村長は個人の医療保険で受診に伴う費用を賄えると主張しましたが、行政は個人の医療保険ありきでの制度をつくっているのですか。保険加入は個人の自由であり、その加入の有無が制度利用の基準かのように話されるのは甚だおかしいと考えます。個人の保険加入を制度利用に加味する正当性を説明してください。

６、島外医療機関を受診する際、支援が必要な方の介助者として同行する場合、診療所医師が必要と判断する場合には、宿泊、交通費に対して補助申請を行えるようにしたらどうでしょうか。

７、前議会でプロコンをしますとの答弁がありましたが、その結果についてお答えください。

３、農業振興事業助成金について。前回議会で笹岡議員より、また以前には井口議員より、農業振興事業に係る助成金についての増額の要請がありました。数人の住民より要請の声を私にもいただきましたことから、来年度予算に向け質問させていただきます。実態に沿った形で予算を組み、なるべく多くの人の利用が望ましいといったことから、購入希望者等についても調査等の話がありましたが、どのように進めていく方向でいるのか、ご説明ください。

実際に予算が不足したことから、補正予算の計上を要望してきた経緯からも、次年度の予算編成について増額を要望いたします。

４、港湾施設について。本村においては、港湾施設は人流、物流両面において重要であることは言うまでもありません。また、その管理を含めた管轄が東京都であることも承知した上で質問いたします。

１、西桟橋に客船が着岸した場合、発券所がある船待ち施設から海岸道路を通り移動する必要があります。このとき観光客を主とした徒歩で移動される方々の様子をうかがうと、路面状況が非常に悪く、凹凸にキャリーケースの車輪がはまったり、水たまりを避けながら歩いたりと、大変な思いをしていらっしゃいます。そもそも西桟橋を利用するのは、本桟橋が使用できない海洋状況、天候状況であるということです。そうした状況で少しでも安全に移動するために路面の補修、路肩に置かれた廃材とも取れる資材の撤去などを東京都に要望していただきたくお願いします。

２、2018年の台風で西桟橋を中心に、港湾施設の被害は甚大なものになりました。現在客船が着岸可能なレベルまでに復旧されましたが、他島の桟橋と比較しても状態は悪いと言わざるを得ませ

ん。港湾道路同様に路面の凹凸がキャリーケースを転がす障害になっていることは、皆さんもご存じかと思います。それに加え、これからの季節は特に越波の問題もあります。乗船者がずぶ濡れになることも珍しくなく、これについては根本的な解決はされないままとなっています。港湾施設を管轄する東京都へ改善要望をするべきなのか、実際に桟橋を利用している東海汽船に要望するべきなのか、はたまた本村で取り組むべきことなのか、いずれにしても何らかの対応が必要になっていると考えます。執行部のお考えを伺います。

５、ジシンガ沢ストックヤードについて。９月議会において、カメラ設置をして施設の常時開放を要望した際、一般質問においてお答えいただいていない事項及び９月議会以降の協議事項について質問します。これまでどおり規制をかけた状態を継続するならば、住民に対して解決策を提案してくださるとともに､ストックヤードをどのように運用すれば住民のためになるとお考えになるか、お聞かせください。

２、カメラ設置に関して、補正予算1,051万9,000円は、前回議会で可決されましたが、執行については協議させてほしいとの発言がありました。協議結果について報告をお願いします。

３、1,051万9,000円を施設ごとの内訳を示し、お答えください。

６、トレーラーハウス導入及び中長期的住宅建設計画について。９月議会後、臨時議会においてサステナブル事業につなげるために水循環システム、太陽光発電システムを取り入ることが必須であることから、議員が一致で賛成した事業であります。本事業について質問します。

１、事業の進捗状況及び今後のスケジュールについて、完成イメージ等、視覚的に確認できる材料があれば、その資料に沿って説明ください。

２、市町村総合交付金より支出分について、補助金の申請を行うとありましたが、これについての進捗状況を説明ください。

３、村営住宅建設に関する中長期的な計画を説明してください。

次、焼却場建設及び生ごみ処理ほかについて。新焼却場建設に向け、取り組みいただいているところであります。９月議会時には、都における基本計画の内容確認が終了している旨の答弁でありました。11月に予定されていた説明も、11月末において何ら住民への知らせがない状態です。建設については、今もって様々な意見が飛び交っています。住民の意見、要望を聞くということに対して、住民からではなく、行政側からこのような計画がある。何か意見、要望はないだろうかという姿勢が取れないものかと思います。それらのことを踏まえ、質問いたします。

１、生ごみ処理槽が満タンになることについて。その後の対応、検討結果についてお答えください。

２、不調と広報されている現在の焼却施設の状況、不調となった原因についてお答えください。

３、説明会の開催の通知がなぜないのか。実施する予定だったものが遅れているのか、中止となったのか、お答えください。

４、焼却場建設計画の９月からの進捗状況をお答えください。また、詳細が決まったかと思いますので、資料をもって詳しく説明してください。

５、住民より、可燃ごみの持込みを可能にしてほしいという要望があります。新焼却場建設に当たり、ご考慮いただきたく思います。説明会の際に、そうした要望を伝えたいとしていた方から陳情がありましたので、ご回答ください。

８、公園等の村内施設の公衆トイレについて。今年度予算において、都の補助から費用の50％を充てて改修工事が計画され、衛生面上の利用者の快適性の向上を図るものであります。本事業について質問します。

南が山園地において水が出ない状態が続いています。便器の取替え時から水が出ていなかったのか、いつ正常な状態になるのか、お答えください。

２、なかよし公園への子供用のトイレの設置を希望します。

９、利島村補助金事業について。補助金交付が行われている補助金事業及び補助金事業者について質問します。

１、令和４年度利島村補助金交付規則にのっとり申請を受け、交付決定した事業者についてお答えください。また、その中で本年度以前から継続して補助金交付を受けている事業者があるかについてもお答えください。

２、利島村補助金等交付規則により、申請、決定、交付を行うものでありますが、第５条３項の必要書の一部もしくは全部省略を適用した事業先の有無についてもお答えください。また、それを可とした場合、事業者ごとにその理由についてお答えください。

以上。

○議長（寺田　優君）　一般質問の朗読を終わります。

それでは、１問ずつ。まず、利島村財産価格審議会について、村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　利島村財産価格審議会につきましてお答えします。

先ほどの笹岡議員からの質問と一部重なるところがありますが、まず基本的には個別案件につきまして答弁は控えたいなというところが基本的にあります。その中で、大体大まかなところで一つ一つお答えできればなというところで、まず過去10年間、不動産取引の実績はおよそ４件ほどであると。うち２件は、財産価格審議会の答申を経ての取引を行った実績があると確認しております。椿林などの地目が畑、山林、原野などの不動産の取得する際に諮問していると。また、宅地の不動産の取得する際は、先ほど来述べているとおり、不動産鑑定士に鑑定を依頼し、購入価格を決定していると。財産価格審議会における学識経験者とは、利島村に長年居住し、村の実態を十分に把握されている方を委嘱している。ほかの自治体のような学識経験を有する方が村内にいない場合もあると。現在令和２年７月に委嘱しており、任期が２年となることで、現在のところ新たに委嘱はし

ていない。今年の７月で任期が切れておりますが、新たに委嘱をしていない状況にあります。島内で学識経験者を探せなかったために、不動産鑑定士に依頼し、一般的な価格にての取引を目指している実態があります。また、今後は条例の廃止も検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　基本的な答弁は控えるということなので、尋ねませんけれども、10年間で４件ほどやったと。これは村山村長が就任してからの取引件数は何件ぐらいありますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私が就任してからはゼロです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そうすると、前村長のときに２件、審議にかけたということです。

この２件のどこへかけたかというのは分からない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　分かっておりますが、ちょっと答弁は控えさせていただきまして、後ほど個別にご報告できればなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　椿林などの地目が畑、山林、原野などの不動産を取得する際に諮問していると言いましたが、これ条例の場合は審議会へ必要に応じて専門的な知識を有する人を委嘱することができると、審議会で分からなかったら不動産鑑定士に頼みなさいよということは審議会がやるので、村長がやるとは書いていないのですけれども、これはどういうあれで。審議会が開かれないのに頼んだのか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、この財産価格審議会の設置の目的としまして、村内に存する公有財産の処分及び財産の取得に関して適正な価格を評定するためとあります。その中で適正な価格、評定するためには組織を構成する委員の方々にお願いをしなければいけないという中で、議員の皆さんの中で２名の方、互選ということで選んでいただいておりますが、学識経験者として島内の中から２名選ばなければいけないといったところで、ちょっと探し切れないといったところと、さきの事

例でいいますと、土地だけでなく建物も評価しなければいけないといったところで、不動産鑑定士の方にお願いしたといった経緯があります。

今後は、先ほども答弁させてもらいましたが、そういった方のほうがもしかしたら負担なく適正に評価していただけるのではないかということもありまして、笹岡議員のところの答弁とも重なりますが、どういう形で進めていったほうが適正なのかということを含めて、改めて幹部会で協議したいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　条例で必要に応じて専門的知識を持つ人を、不動産鑑定士でもいいのですけれども、委嘱することができると条例に書かれているので、開いて審議会で委嘱すればよかったのではないかと思うのですけれども、それはできなかったのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おっしゃるとおりで、第７条の専門委員ということでそのように書かれているところであります。ただ、なかなか業務の切り分け等が難しいというふうにも考えておりまして、できましたら専門の方に一括といいますか、前回委嘱したものを確認しますと、１か所だけではなく、数か所を評価してもらったということもありますので、そういった形で委託というか、依頼をしていきたいなというふうなことを一つ考えておりまして、当然議員のおっしゃるとおり、この審議会も含めてということもどういったように専門委員として入っていただくかということも含めて、また改めて考えてみたいと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　村民の中に学識経験者となると難しいと思うのですけれども、これ学識経験者ではなくて、ほかのあれで変更していくということはできないのですか。学識経験者の代わり、いろいろあると思うのですけれども。島内で。要は利島に住んでいて、長く住んでいる人を学識経験者の代わりに委嘱していたときもあるということなので、そういう条例のところを変えてやるということはできないですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今のところ考えていないといったところです。

また、これも笹岡議員のとき、一般質問の中でもご意見いただきましたが、やはり地のというか、ずっと持っている方の財産をなるべくいい価格でという心情があることも考えられると。そういった中で、我々としては民民の取引とはならないもので、やはり客観性、公平性というものが必要に

なってくる上で、専門家の方の評価というのが一番いいのではないかといったところかなと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これ利島に住んでいて、ここは風が当たるとか、ここは陽が当たらないとか、そういうのは山に行ったとき、利島に住んでいたほうが分かりがいいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

当然不動産鑑定士さんに頼むと、そういう陽の当たりとか、そういったところも全部加味した評価をしていただけるといったところもございます。利島に住んでいると、確かに陽の当たりとか風当たりとか、そういったところは当然十分把握していらっしゃる方がいるというのは十分ごもっともでございます。まず、何で財産価格の審議会を設置しているかというと、公有財産を管理、処分するために適正な価格で村が取得したり、売り払ったりというところがもともとの審議会の必要性というのはそこにかかってくることなので、不当に村が安く売り払ったりとか、高く買い取ったりすることを防止するための観点のところかと思われます。笹岡議員が先ほど一般質問の中でも、以前のお話をされていたといったところで、不正があってはいけないよといったところで、この審議会を開いているといったところです。これは一例ですよ、一例として言いますけれども、村長が不当に安く誰かに土地を売ってしまったと、そういうことのないようにというのがこの審議会を開くための目的でございまして、不動産鑑定士さんにきちっとした評価をしていただいているといったところでは、何ら支障がないのかなといったところになります。

学識経験者のところがあるのですけれども、学識経験者と、あと当然議員の皆様にも２人入っていただいているので、議員の皆様のほうから利島の事情とか、その土地の事情とか、そういったところはお聞きできて、村内でというお話をしましたけれども、学識経験者は村内に限る必要はないのかなと。ほかの自治体とかでいいますと、当然住んでいれば一番よろしいかと思いますけれども、いろいろなところで島外から呼んでくるというところも、招聘するとか、そういったところも考えていかなければいけないのかなというふうに考えておりますので、そこについては先ほど村長が答弁したとおり、今後幹部のほうで検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　最後に廃止を検討していくとあるのですけれども、私は廃止を検討しないで、評価の過程から20から25までという評価規定が、25から土地の評価規定に2,000円から100円ずつ上

がっていくのがあるので、平成２年かそこらのときのやつなので、今とは全然違うと思うので、そういうところを変えて、それで残しておいたほうが私はいいと思うのですけれども。今例えば2,000円から100円ずつ上がっていって25までいっても5,000円ぐらいしかならないと、１平米。だから、そこの上がり具合を例えば500円にするのか、300円にするのか、今の評価に合ったように変えればいいのではないかなと思うのですけれども、それはできないのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

土地の不動産の価格についてですけれども、利島村の不動産の価格というのは残念ながら設定されてほとんど上がっていないのが現状でございまして、そこの中でそこだけ評価を上げるというのが果たして適正な価格というところにそもそもの審議会の根本的なところに関わってくるところなので、あくまでも不動産の評価として出しているところと。高く買っていただきたいという住民の感情があるというのは重々私どもも承知しているのですけれども、逆に村長も先ほど来申し述べているとおり、村が果たしてそれを高く買うことでいいのかという逆の面もありますので、そこについては慎重に議論していかなければいけないのかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　だから、20段階にある価格設定を今の時代に合った、これ平成２年の多分価格だと思うので、そこを直していけばできるのではないかなと思うのですけれども、専門家を頼んでもいいと書いてあるので。審議会で。そこのことは関係なくやめるということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

やめるというのは、村長も先ほど来申しているとおり、見直しについてはどうするかということはまだ幹部会で検討するよという話で、やめる話はまだごめんなさい、一旦置いておいていただいて、不動産の価格というのは先ほど来申しているとおり、利島の土地というのはなかなか上がっていかないといったところがございますので、そこについては今すぐどうのこうのというのが、平成２年と今はもっと高くなっているのではないかというようなご質問をいただくかと思うのですけれども、不動産の価格が上がっているということは、実際問題今度は固定資産税の評価のほうにも跳ね上がってきますので、あまりそこが高くなっているというと、皆さんの固定資産税のほうが高くなるといったところにも直結しますので、あまり安易に考えるべきところではないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　別に評価の金額を上げてやれというわけではないです。もし安過ぎたなら上げてやったらどうですかと。なので、条例を廃止しなくても、専門家も委嘱できるので、この審議会で。だから、何も廃止を考えることはないのではないかなと思うのですけれども、そこは検討していくということですか。

では、島外医療に行きます。次に行きます。

○議長（寺田　優君）　それでは、島外医療に係る補助金について、榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

島外医療に係る補助、助成についてでございます。診療所の受診から２か月以上経過し、本土の医療機関を受診している件が見受けられているといったところでございます。また、定期的に島外医療機関を受診する必要がある方については、別の制度で難病者等医療通院支援事業助成で申請をお願いしているところでございます。島外医療機関の通院交通費等支援事業についての補助金については、都度島外への医療機関へ受診が必要な場合を想定しているものでございます。島外の医療機関の受診が必要な場合、議員がおっしゃられるように、限られた予算の範囲内で経済的負担は低所得者ではより大きくなっていることが想定されるため、一例として検討をしているところであり、目的の変更等は考えておりません。また、現在令和５年度の当初予算の要求を行っているところでありまして、積算を行っているところでありまして、対象者や金額の見直しについては検討中であります。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　石野議員からの前回の議会の私の答弁に関して質問ということだと思いますが、ちょっと認識といいますか、私の表現が悪かったことで大変申し訳ないなというところなのですが、あくまで一例として申し上げたまでありまして、それによって制度を設計しているものでは当然ございません。基本的には、低所得者に対しての補助という視点で今後検討していくといったところです。

また、その次の介助者への助成も含めて今後検討はしていくといったところです。

また、最後の質問のプロコンによる協議結果ということですが、プロス・アンド・コンスということで、メリット、デメリットみたいな形で当時お話しさせていただいたかと思いますが、それはあくまで検討する過程でメリット、デメリットを評価しながら検討を、所管課長を中心に進めていくといったところであります。まだお示しできる段階にしていないといったところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　補助については２か月以上受診して見受けられるというのですけれども、別に見受けられてもいいのではないですか。これは、診療所の医師がいいですよと申請書をくれるわけなので。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

２か月以上、まずそもそもとして島外の医療機関を受診しなければいけないと、医療機関を受診しなければいけないのというのは、そもそも急病とか何かしらのあれが、症状、病気とかけがとかがあった場合に島外の医療機関を受診しなければいけないと。診療所で手に負えないという言い方はあれですね。診療所の診察で事足りなかった場合に、診療所の医師が島外の医療機関を受診してくださいといったことなので、２か月放っておいていいですよというような判断ではないと思われます。それなので、２か月、当然早期に受診していただくことというのが、本来この制度をつくった、発足したときの要点となるところとも考えられますので、そこについては早期に受診していただくと、島外の医療機関に受診していただくといったところは変えられないのかなと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　東京でも内地のほうへ行って受診して、それで予約してくるわけです。島外医療で、内地の病院で。それで、利島に来て、診療所へ行って、こういう診察でしたよ、先生。それで、予約日が何月何日に予約してきているので、申請書をお願いしますと。それで、その先生がすぐ行きなさいと言えば行かなければならないし、予約日でいいですよといって、予約日で申請書を書いてくれるので、そのすぐ行く人と別、泡を食って行かなくてもいい人がいるわけだから。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

私が②番で挙げたところが、まさにそこの点になるのかなと思います。複数回行かれる場合に、東京のかかったお医者さんに、今後継続的に受診が必要だということを証明していただけるのであるならば別の制度がございますので、何も利島の診療所でこの難病等医療の通院支援のほうの助成制度の申請をいただかなくて構わないといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、島外医療機関へ行って、予約してきて、それを領収書でも持ってくれば、次の受付は要らないということですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

要らないわけではなくて、本土というか、島外のかかりつけというのですか、かかった先生が通院してくださいねというような証明を出していただけるのであれば、この制度というのは島外医療機関の通院交通費等支援事業ではなくて、難病者等医療通院支援事業の助成をご活用くださいというお話でございまして、複数回通わなければいけないのだよという方に関しては、そちらの別の制度を使っていただきたいというご説明を申し上げているので、何も次の予約票だけでいいと言っていることではございません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　予約してきて、例えば４月に行って、７月に来てくださいよと、７月の何日に今度来てください。向こうで言われて予約してくるわけです。それで、今利島の診療所へ行って、こういうわけですよ、先生と言って、何月何日に行きますと。申請のほう、いつ行きますかと必ず質問するので、そのとき何月何日ですよということを言って、はい、分かりました、では書いておきます。それは１年も先の話ではないので、まず二、三か月だと思うので。そのとき、そういう申請書のその２か月たったら悪いというのだったら、日付を書くような申請書にしてもらったらどう。いろいろあると思うのですけれども。あと、これ島外へ行って、何回か、年に２回、３回行く人は難病のがもらえるのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

２か月程度というところで、２か月程度継続して通院しなければいけない方については難病等のほうの医療費助成と、簡単に何度も言っていますけれども、省略させていただきますけれども、活用できますので、ぜひ住民課窓口にそういった方につきましてはご相談いただければと思います。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２か月ぐらいで年に６回ぐらい行く人は難病の指定をしてもらったらということなのかな。そうではないのかな。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

難病に指定してもらうとかというと話が全然変わってきてしまいますので、ちょっと訂正させていただきますけれども、難病者等に対する助成制度というのがございますので、そちらの申請というものも住民課のほうで窓口でご説明差し上げますので、ぜひご相談くださいということでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　別に難病でなくて、例えば２か月過ぎて行く、私なんかそうなのですけれども、大体１年先を予約してきます。１年後でいいですよと。そのときはずっと行く。薬をもらう、利島の診療所から薬をもらうときが合えば１か月とか、その月に行くのだけれども、薬をもらって２か月でいいですよと、薬は上げますよというときは、２か月たってから、申請書は２か月前にもらって、そのまま島外診療に行くと。そういうことがあるので、難病指定でなくても２か月ぐらいで、２か月過ぎるということはあると。だから、急いで行けというのが利島の診療所の先生がすぐ行きなさいと言うだろうから、後で行ってもいいですよとか。そういうのがあるので、必ずしも急病人ということではないので、何か１か月前でないと駄目だというような申請書にあるのです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

そもそも１か月でないと駄目だよというお話は私はしていないかと思います。あと、もう一つ、先ほども訂正しましたけれども、難病指定をとかと言ってしまうと話が全然変わってきてしまいますので、難病指定をしてくださいとかという話をしているわけでは私はございません。そこはご承知おきください。あくまでも村の制度の中として、難病者等医療費助成という通院交通費の助成の制度がありますので、２か月に１回程度継続してかかれる方はそちらの制度を利用していただければ、２か月後のわざわざ診療所を受診する、島外の病院にかかってきて、診療所にまた受診するのは全然構わないのですけれども、そこで次の分の今診療所のほうで発行している島外通院のものを使わなくてもできますよというご説明を申し上げているところでございまして、１年後の話とかというと、それは難病等の通院交通費の助成とかというところとまたちょっと変わってきますので、そこについては検診を行かれるのかどうなのかというところがありますけれども、そこについては申し訳ございませんけれども、１度検診受診される前、検診というか、定期的な検診を行われる前には診療所を受診していただいて、当然診療所でも住民の方の健康というのは把握しておかなければいけないと。それこそ年に１回ぐらい、定期的に通院される必要があるのであるならば、当然診療所にも関わってくるところであると思いますので、そこについては１年前に行って、そこで先生

に説明したのだったら、行く前にも当然先生にご説明というか、診療所に１度受診していただきたいというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今課長が言ったとおりのことなのです。１年後予約してきて、それで行くとき、今度は島外受診するときは予約した、１年後の２か月前か１か月前には行って、それで先生の書類を書いてもらうと。そういうことで、課長が言ったとおりのことをやっていると思うのだ、みんな。だから、２か月過ぎたから駄目だとかというのだったら、日付を書いてもらってやったらどうかな。大体東京でもどこでも利島へ帰ってきて、利島の診療所の先生に行くと、今度いつですかと聞かれるので、何月何日に予約してありますと。多分みんな必ず言うと思うのです。そのとき、半年後を予約してきたのだけれども、下さいという人はいないと思うので、２か月か１か月前にもらいに行くと思うのです。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

２か月たったから助成しませんという事例を私は課長になってから、２か月たったから、あなた補助しませんよとやった覚えもございませんし、そういったことはございませんけれども、石野議員の今おっしゃっていることも踏まえて検討しながら、来年度予算の編成に向けての検討を行っていきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　島外医療の受診が必要な場合に負担がある。それで、低所得者をより多くなることが想定されているため、一例として検討しているところでありますと。これは低所得者に多く7,000円のやつを１万円にするとか２万円にするとかということだと思うのですけれども、これは一般の人は今7,000円もらっているやつを削って、低所得者に優遇するという意味でよろしいのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

あくまでも限られた財源の中でより低所得者のために手厚く助成するためには、どのような方法が考えられるかといったところを検討する中の一例として申し上げたことであって、決して今の段

階で、今の段階でという言い方はおかしいですか、その時点の考え方ですか、以前の議会で答弁させていただきました、そのときの段階でも今の段階でもそうなのですけれども、別に予算一律のものを削りますよとか、そういう話を実際にどうすればいいのだろうという検討をしている段階の話でございまして、そこについて来年度の当初予算に向けて、まさに今行うところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　村長さんが医療保険で、あくまでも一例として挙げたということだったのですけれども、村長が言ったとおり、個人の入るものなので、村長さんは言わなかったけれども。誰が入っているかなんて分からないわけですよ、医療保険は。この医療保険に入れる人は入っているとは思いますけれども、これ入れと言っているわけではないのです。あくまでも低所得者に対して補助という視点で検討していくということは、今の170万円の中からやるということなのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　これも先ほど榎本課長のほうからご説明があったとおりで、限られた財源を効果的に皆さんにご利用いただきたいなというところで、例の一つとして挙げたのは、例えば医療保険に通院のオプションもつけている方に対して通院助成をしても、あまり効果的な補助金の使い方としてはいかがなものかといった例もありますと。なので、そういう方がどういう方なのかというところももちろんありますが、例えば医療保険にも入れないような経済状況厳しい方とか、そういった方に対して補助をしていくべきではないかといったところで、その事例を基にというわけではありませんが、なので低所得者に対してということを述べさせてもらったということで、まだ検討中でありまして、当初予算に向けてそれを固めていく段階なので、現時点でお示しするところまで至っていないといったところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　検討中ということなので、これはこれで。

それと、あとは介助者への助成について、今後検討していくとあるのですけれども、これは検討してもらえるのですか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

その点につきましても、当初予算、まだ編成を今ちょうどしているところでございますので、そこの点につきましても含めるか含めないかとか、そういったことについて検討させていただきたい

と思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、介助者の助成金についても何とか検討して、出るようにしてください。

次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　次は、農機具について、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

行政報告の質問の際にもお答えさせていただいている内容と重複しますけれども、農業機械の買換え等についてのアンケートにつきましては配布数は47件で、本日現在で27件の回答がありました。来年度につきましては、今年度より増額になるように調整しているところでございます。また、今後の補助の公平性、これも先ほど答弁させていただいているのですけれども、公平性等の運用方法を検討していく必要があるというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この農業機械の補助対象者というのはどういう方ですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

利島農業協同組合の組合員が対象となっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今後補助の公平性等の運用方法を検討していく必要があると考えるとあるのですけれども、どのように考えるのですか。ただ、去年だか、８月で予算がなくなったというようなことがあったのだけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　先ほど補助金の話を住民課長並びに村長のほうは答弁しましたけれども、限られた予算の中でどう公平性を担保しながら補助して、支援していくかというところが重要になってくるというところですので、これは行政報告の際にも私のほうからお答えさせていただきましたけれども、例えば１人の方で何種類というか、金額的にある意味早い者勝ちみたいな状

態になっていますので、例えば１人の人で補助金額30万円とか40万円とか使っていいのかというのは、現状は使えてしまう。ただ、道義的にどうなのだというところがあると思うので、そこら辺は線引きするのがいいか悪いかという話はあると思うのですけれども、そこら辺の運用について改めて生産者も含めて周知していくということは必要なのではないかなというふうには考えております。

以上です。

〔「次、お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　港湾施設について、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えいたします。

港湾施設についてですけれども、これも先ほど笹岡議員のご質問のときにお答えしているのと重複しますけれども、西桟橋と東桟橋をつなぐ港湾道路については、現在東京都で修繕が計画されているということを事業説明会のときにも東京都から説明があったというところでございます。西桟橋については、強靱化を含めた拡張や路面舗装、路面修繕ですか、も計画されていると聞いております。越波対策に関しては、正直非常に難しい。かなり増えてしまうときというのはどうしても越波してしまうというのがあるのですけれども、拡張と強靱化工事が進めば解消されることが見込まれるというふうには聞いております。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　港湾道路について、東京都で修繕が計画されているということなのですけれども、これいつ頃から始まるのですか。まだ。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

港湾道路の修繕に関しては、今年度から３か年で実施する予定というふうに聞いておるのですが、今年度についての入札は不調になったというふうに聞いています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　西桟橋について拡張と強靱化に合わせて路面修繕が計画されているとあるのですけれども、これも何年頃から始まるのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　一応予備設計というのですか、大規模な設計に入る前の意見集約

みたいのをまず来年度やるという話だったと思いますので、もうちょっとこうしてほしいとかという意見を聞いていただく場はつくってもらえるというふうに聞いております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これ越波の問題なのですけれども、拡張工事と強靭化により解消されると思うと、見込まれるということなのですけれども、これどういうことなのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　ちょっとこの場でどこまで話していいかというのが、東京都の事業ということもあるので、すみません。差し控えさせていただきます。

〔「それでは、次へ行ってください」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　次は、ジシンガ沢ストックヤードについて、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　石野議員の質問に答えさせていただきます。

受入れは現行どおり引き続き行っていく。協議の結果、執行しないということで今回提出している補正予算にて全額減額をしている。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これは住民のためにどれぐらい、どういうことが一番いいのかといったら、今のまま、要は月に２回やるのが一番いいということでいいのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現状の状態、これが今できる精いっぱいです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　何かをやれば、もう少し開けられるよというようなことはあるのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　正直スタッフがというところもあるかもしれませんが、あと搬入されるものですか。これというのを１つだけ挙げるとか、ずっと挙げるとか、そういうことはできないので、意見は差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　私が言ったのは、例えば何かほかのことを、カメラでも何でもいいのですけれども、何かやったら開けられるようなことがあるのですかと聞いたのです。今のままただ鎖でつないでおくだけが一番いいのかと聞いたのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　今まで、これも笹岡議員の質問に対する答弁でお答えしたことと重複しますが、今までの流れ、やはりいろいろなものが持ち込まれてしまったという事例もあった上で、今後どういうふうにやっていくかというところで一例というか、一つの案としてカメラを設置ということで検討を進めましたが、やはりそれも価格に見合った効果というところなのか、議員の皆様からちょっとご指摘もあったということで、今回取り下げたといったところで、今後今のままでいいのかどうなのかとなると、やはり課長が答弁されたとおり、今の状況で行政が全て管理していくというのは難しいと。いずれ、いずれというか、ごみ事業全体として資源ごみの分別も含めてなのですが、村役場で直営でやっていくことが私は正しいと思っておりませんので、何かと併せて、例えばジシンガ沢の管理も含めて、委託をしていくということも一つ案としてはあるかなというふうには考えております。

ただ、それが正直短期的に解決する話とも思っておりませんので、今それこそ生ごみを含めてですが、中期的、もしくは長期的に考えて、１人では当然できない仕事でもあります。なので、ある程度会社としての体力、事業者としての体力を持ってもらった上で、その余力の中での事業の一つとして見てもらえれば。それがどこまでになるか、草刈りなのか、生ごみとか分別になるのか分かりませんが、そういったことも含めて継続できるような形で委託していくことが正しいことかなというふうには考えております。

〔「次、お願いします」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、ここで５分間休憩をします。

（休憩　午後　３時３２分）

（再開　午後　３時４０分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

次は、石野さんの一般質問でありますが、トレーラーハウス導入及び中長期的住宅建設計画についての答弁をお願いいたします。

隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現在ですけれども、毎月関係事業者と定例会議、月に１度程度会議を行っている状況でございます。また、現在設計も行っている段階で、ＷＯＴＡユニット及びトレーラーハウスの設計を行っている状況で、年内に製造開始予定ということになっております。視覚的にお示しできる資料については、現時点ではございません。総合交付金についてなのですけれども、地域特選枠については申請済みでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　住宅整備の計画でございますが、現時点では直近５年間で住宅２棟を建設予定であります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　９月の臨時議会において図をお示しいただいて説明がありましたが、その後はどのような進捗状況になっているのか、教えてください。ちょっと私いなかったもので、説明会に出られなかったので。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

サステナブルアイランド事業についての意見交換会でお示しした資料なのですけれども、以前議員の皆様にお示しした資料のとおりで、特に更新は行っていない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もう設計を現在行って、年内に製造開始の予定になっているというのですけれども、ちょっと心配になっているのが、箱物だというのは９月のあれで分かっているのですけれども、車輪とかそういうのはつくのですか。車輪。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

一応トレーラーハウスを想定していますので、タイヤはつく状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　利島へできて、出来上がって持ってくるときはどういう、利島まで運ぶのはどういう運び方をやるのですか。何か１回トレーラーハウス協会に聞いたら、貨物ではなく、トレーラーごと運ぶと聞いたのですけれども。フェリーへ乗せて運ぶのですよということだったのですけれども、トレーラーから外してしまったらどうなるのと言ったら、それはできないですよと聞いたのですけれども、それはないのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

利島までの海上運搬方法なのですけれども、現時点で貨物を考えていまして、トレーラーの上の部分、シャーシ以外と分けて運ぶ予定と今聞いております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ちょっと聞いたとき、トレーラー、タイヤを外して運んでは駄目ですよというような話があったので、それで現場で組立てはできないというような話もちょっと聞いたので、心配になって、大丈夫なのかなというので、それは大丈夫なのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ご心配いただきありがとうございます。一応トレーラーハウスの製造業者からは、躯体、上の部分とシャーシの部分を分けて運んで、こちらで組み立てて、それ以降外すことなくトレーラーハウスとして運用していくというふうに考えています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ちょっと心配だったので、聞いてみたのですけれども。

あと、地域特選枠を申請済みであるということだったのですけれども、これはもうもらえることは大体決まっているのですか、補助金。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょっとこの場での回答は控えさせていただいて、後で個別でお話しさせていただければと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　直近５年で住宅２棟を建設する予定であるということなのですけれども、これはサステナブルの住宅なのか、それとも村営住宅として建てるのか、どういう建て方になるのかな、これは。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

現時点で考えているのは、１棟は移住定住促進住宅というところでサステナの補助金は使わないで建てて、もう一棟についてはサステナの補助金を使って建てることを今検討しているところでございます。

以上です。

〔「ちょっと分からなかったんで、もう一度」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　もう一度言ってくれと。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　すみません。もう一度。

１棟については、現状サステナブルの補助金を使わないで建てる予定で、もう一棟についてはサステナブルの補助金を使って、サステナブルな住宅として建てることを今検討しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今村営住宅、古いやつが結構修繕が必要となっているものがあると思うのですけれども、これを直す予定とか、そういうのは計画になっていますか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　長寿命化計画等策定はしていたのですけれども、正直今現状そのとおり動けていない状況でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いつ頃になれば分かります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　誠に申し訳ないですが、今現状いつというのを申し上げることができません。申し訳ございません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　分かったら教えてください。

では、次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　次は、焼却場建設及び生ごみ処理ほかについて、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　生ごみ処理槽、今３槽、役場の前にございますけれども、最初に投入した槽について、試しに中身を取り出した。満タンになってから１年少々過ぎておりますけれども、土壌改良材、堆肥といいますと堆肥は法律とかでも登録の必要性がございますので、土壌改良材という表現をさせていただいております。土壌改良材として利用するにはまだ時間が必要と思われると。10月29日にジシンガ沢ストックヤードにある草木ごみと再度混和して、さらなる堆肥化、完熟堆肥を目指して試験的に今実施しているところでございます。

２番目、搬入されていた可燃ごみにおいて、必要な分別がなされないごみ、スプレー缶等焼却不適物が搬入され続けたためであると。

３番目としては、12月12日月曜日、遅くなりましたけれども、住民説明会を実施させていただきました。

直接搬入に関しましては、新施設において直接搬入を受け入れる設備は設けない。現在の清掃センターに関しては、直接搬入は認めていないというところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　生ごみ槽のあれは３年だったかに全部なくなると、消えてなくなるというような話だったのですけれども、これは予定していたより早く満タンになったということでいいのですか。これからもう一槽、これでいくとあとちょっとたてば２槽目が満杯になると思うのだけれども、どういう具合にやるのですか。あと１槽増やすとか。それと、また土壌改良材として利用するとあるけれども、これ土壌改良材になるの、いろんなものが混ざっていて。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　お答えします。

実際９月定例会のときに１槽目ですか、中を見ていただいたとおりですけれども、状況として最初の上のほうはよさそうだねというのがあったのですけれども、中を出してみたときにちょっとまだ一時堆肥という形ですか、堆肥と言ってしまうとまずいのですけれども、というところにもまだいっていないよというところが正直ありましたと。その後、恐らく草木ごみ等搬入していくことで、時間を要しますけれども、行っていけば、土壌改良材として使えることは可能ではないかと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もう一槽増やすことは考えないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　そうなのですけれども、結局整備する場所の問題もございますので、そういう場所、あと財源ですね、そちらのほうを考えながら今後整備を考えていきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　２番目の槽が空になるのは大体どれぐらいを計算しているのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現状の投入している量を考えて、そのままなくなるかというと、現状のところでは厳しいかなと正直思っておりまして、ただ堆肥としてなるのは取り出して、草木と混ぜて土壌改良材として使えるところを目指すというところではなかろうかと。消滅するのは正直今の投入量では厳しいかなと思っています。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これ堆肥として使えるの、土壌改良材として。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　３年ぐらいかかれば、恐らく土壌改良材として使えてくるのではなかろうかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　もともとの予定としては、全部消えてなくなるというような予定だったので

すけれども、そういう説明だと思ったのだけれども、これを入れるとき。半分ぐらいはいつでも残るというような感じになるのかな。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　10分の１に減容されるというふうな表現がいいですか、というところがございますけれども、完全に消滅するということは厳しいのではないかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　いろんなものが入っているはずなので、土壌改良材になるのかなというのもあるのですけれども、10分の１になったやつを取り出して土壌改良材にするのか、それとも半分ぐらいまでになったら取り出せるのか、それはどうなのですか。今の予定でいくと３番目、今取り出したやつが満杯になるのはどれぐらいの期間を計画しているのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　３槽目が10月にいっぱいになりまして、先ほど申し上げた１槽目、中を抜いたものに今投入しております。抜いたものについては、今ジシンガ沢ストックヤードの草木ごみと混和しまして、土壌改良材になるように試験をさせていただいているという次第でございます。なので、今最初の１槽目に投入しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　１槽目は分かっているのです。この１槽目が満タンになるのは、あとどのぐらいになりそうですかということ。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　大体半年ぐらいかかるので、３月末ぐらいになるのではないかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そうすると、２槽目はどれぐらいまでいっているのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　気温で増減は当然発生しますけれども、大体半分ぐらいになってい

るのではなかろうかと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これで間に合うの、生ごみが。もう一槽入れるとか何とかしなければ間に合わないのではないの。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長(上野　崇君)　現在草木ごみと混和して土壌改良材を作る試験をしておりますので、そちらがうまくいけばそちらの方法で対応させていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　うまくいくように。

間に合わないときはどうするのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　並行して生ごみ処理槽を入れられる土地があるかどうか、その確保ができるかどうか、検討させていただきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番(石野　治君)　新設の焼却場に直接というより、役場でごみを持ち込んで量るのだけれども、後で忘れたなと、焼却施設へ持っていったときに受入れはしてくれないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　先ほど答えさせていただいたとおりでございます。直接搬入は受け入れません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これ何かあるのですか、受け入れない理由は。まず、忘れたなという人もいるのです。何かあるのですか、受け入れない理由は。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今度設ける炉でございますけれども、一括投入炉で、先にごみを入れてしまえばそれでおしまいと、後から投入することはもうできない炉になっております。その後

に正直搬入を受けましても、またそれをただこちらへ置いておくだけとなってしまいます。それを置いておくための施設も当然今回設けませんので、直接搬入を受け入れるような施設がない。なので、受け入れることができないということでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今までは受け入れていたものを、新しくいい設備にして、今度は駄目なの。何かあるの。受け入れない理由というのが。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現状について、住民の皆様から直接搬入を受けていますということではないのです、正直。今の清掃センターにおいても。

〔「いや、持っていっているよ」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　いや、持っていっているよということが本当はおかしいのです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　前は業者がやったときは受け入れてくれたのです。今も多くなっていると、ではと。それは陰に。前は業者がやってくれたときは受入れはやってくれました。今回何かもう受け入れて、炉がいっぱいになったので、それ以上受け入れませんよといって、１日か２日で燃え尽きてしまうのでしょう、ごみは。何日ぐらいかかるの、そのごみを燃すのに。今度の炉で。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　基本的には、私ども回収をかけた日に運転を終わらせる状況でございますけれども、回収状況によっては逐次投入ができないときはやっぱり１日、２日、正直運転するのにかかっておりますので。ただ、直接持ってきてくれという別の話になってきているのですけれども、直接搬入はいいのだという話に関しては、私どもで現在承認をするということをしておりません。産業廃棄物については別にやっていますけれども。直接搬入は基本的にオーケーを出しておりませんので、そちらのほうはまた職員に改めて、実際運転している職員に関してもまた意思統一を図らせていただきます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　受け入れないというのだったらしようがないです。

では、次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　公園等の村内施設の公衆トイレについて、荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

公園等の村内施設の公衆トイレについてですが、南が山園地にあるトイレの水が出ない状態については把握しておりまして、実際に業者さんに見ていただいて、どういうふうに対応するのかというのを今検討しているところですので、今は使えていないというところです。なかよし公園のトイレにつきましても、老朽化しているため改修を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この南が山のトイレなのですけれども、いつ頃から水が出ないの。トイレの改修をやっています。そのときは出たのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　改修の以前から水の出の調子はあまりよくないという話は聞いていました。ただ、まるっきり出ないという状態ではないと聞いていたので、そこで大丈夫かというふうには考えていたのですけれども、実際この間見に行ったときに常態的にかなり悪いというのがあったので、実際に業者さんに来ていただいて見てもらったというところです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これ、公園のトイレなので、早くやったほうがいいのではないですか。よくそのまま残っていると言われていますよ、清掃する人に。掃除に行くと、水が出なくて。だから、今調査と言っているけれども、さっさとやったほうがいいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　なるべく早めに対応できるようにはしたいと思います。現状使われてしまうとそういった状況になるので、使用の中止の貼り紙だとか、そういったところも対応していきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　なるべく早く改修してください、それは。

次へ行きます。

○議長（寺田　優君）　次は、利島村補助金事業について、隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

基本的に個別案件につきまして、事業者名についての答弁は控えさせていただきたいと思います。利島村補助金交付規則にのっとり、今年度及び今年度以前より継続して交付を受けている事業者についてはございます。事業者において必要書類を省略した事例はないと認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　これ、補助金の要綱というのはあるのですけれども、９月だか、６月だかちょっと忘れたのですけれども、役場が全部やっているというようなことを言っていたのですけれども。役場側でやっていますよと。補助金申請の。それは違ったかな。業者側がみんな出していると。業者がみんな出してくるということですか、業者というより、補助をもらっているところが。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　石野議員のご質問にお答えします。

補助金の業者という場合と、業者というのですか、補助金の場合実例を挙げてしまいますと、利島村交通安全協会ですとか利島村社会福祉協議会ですとか、あとは利島村体育協会ですか、そういった団体にも当然補助金交付しておりますので、そこの事務局はどこかといいますと、それぞれの所管課が所管していると。ごめんなさい。社会福祉協議会は別です。以外は所管していますので、当然事務職員が申請しないと補助金の交付決定がつくれないと、こういったところがございますので、そういった意味では職員が実際にやっている場合もありますけれども、当然ほかの団体ですか、役場から外れているというのですか、本来の実施すべき民間業者が補助金を申請したいといった場合については、当然民間業者のほうで作成するといったところになっているかと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今補助金をもらっているところは、全部補助金対象者が自分で出していると、そういうことでいいのですね。

それで、ちょっと１つ忘れたので、いいですか。なかよし公園のトイレについてもちょっと修繕を検討しているというのですけれども、これ小さい子供なので、よく保育園というか、幼稚園ぐらいの子だけで遊んでいるときがあるので、今の大人用のトイレは今の小さい子供では開かない。それと、ばたんとはいかないのだけれども、挟まれると今度は開けられない。そういうのがあるので、

子供用のやつを、なかよし公園というぐらいだから子供用の公園だと思うので、子供用のトイレも造ってもらいたいのですけれども。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

おっしゃるとおりだと思っていて、現在検討中のサステナブルアイランド創造事業の中に園地公園改修事業というのを入れておりまして、なかよし公園の遊具自体も改修しようかなという事業計画になっております。そこにおっしゃるとおり、子供用のトイレを付け加えるというか、改修するといったことも含めて検討していければと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　その子供用のトイレ、よろしくお願いします。

では、以上終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、石野議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、井口議員の一般質問を行います。

井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

２点ほどございます。高齢者の緊急時対応について、現在利島村住民で独り暮らしをしている方の見守りについては、９月議会にて質問をしましたが、その後住民からの問合せがあり、自分たちはそのような連絡方法はありませんとのことでした。緊急時の対応についてはどのようにしているのか、伺います。

２番目、ごみ問題について。村内でもいろいろと話合いがあるようですが、役場として一日も早く住民説明会を開いていただき、住民の不安を解消していくことが重要かと思います。どのように考えているか、伺います。このごみ問題については、12日に説明会が行われたようですが、私この一般質問はその前に書いているもので、申し訳ないけれども、そのようにご承知おきください。

それでは、１問ずつお願いします。

○議長（寺田　優君）　それでは、高齢者の緊急時対応について、榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

村では、平成17年10月よりＮＴＴ東日本がサービス提供を行っているシルバーホンを活用した高齢者緊急通報システムの運用を行っているところでございます。シルバーホンの装置は、通常複数

箇所の電話番号を登録し、電話に対してボタンを押すと緊急通報や会話ができるシステムでございます。村では、登録する電話番号を村役場として現在運用しているところでございます。対象者につきましては、固定電話、ひかり電話等でも可能なのですけれども、敷設している独り暮らしの高齢者となっております。広報等で周知を行い、申込みを随時行っていきます。住民課までもし御入り用の方がいれば、ご相談していただきたいと思います。そのほかの緊急時の対応としては、緊急通報システム以外の通報と同様に、村役場まで電話をいただくということになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　実はこのことについて、９月議会も終わって10月頃でしたか、要するにユーチューブで見ていたと。それで、私は頂いているけれども、連れの方は俺はもらっていないというようなことを言われまして、それでしたらまた12月議会のほうでお聞きしてみましょうということで再度質問させていただいたのですけれども。

それで、今課長のほうから答弁いただいたのですが、要するに広報等、そういったものをやっていただくのも結構ですが、タブレットを今皆さん持っているので、タブレットのほうでもそういった広報等をしていただければと思います。

それと、やっぱり独り暮らしをしている方はちょっと頑固なところもあるのです。それで、俺は大丈夫だとか、私はそんなの必要ないとかと言う人もいらっしゃると思いますが、なるべく独り暮らしの方にはそういったものをちゃんと利用していただいて、なるべく事故のないようなことにしていければと思うもので、今回質問させていただきました。なるべく住民の方のこのシルバーホンについては、住民の方が本来使わなくてもいいと思うのですが、やっぱりお年寄りになるとどうしてもいつどのようなことが起こるか分かりませんので、その辺をよく村のほうでは周知をしていただければと思います。お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　井口議員のご質問にお答えします。

村としては、シルバーホンについて普及啓発活動を邁進していきたいところと、あとやはりこの制度をそもそもつくったときの携帯電話の普及率ですとか、そういったところと今のスマートフォンの普及率ですか、そういったところも加味しながら、これに限らず、よりよい緊急通報というのですか、通報体制の確立に向けて検討はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　今課長のほうからそういった答弁をいただきましたので、できる限り今の日常条件に合ったスタイルを取っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次をお願いします。

○議長（寺田　優君）　次は、ごみ問題について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　井口議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、住民の方々に不安な思いをさせてしまって、誠に申し訳ございません。その中で12月12日に説明会を２回開催させていただいております。一般廃棄物焼却施設整備に関しましても利島村1708番地２、臨時ヘリポート東側に整備を行います。事業概算費用ですが、大体６億円ぐらいと今見ております。

答弁骨子中、Ｉｓ値の話を入れさせていただいたのですけれども、訂正させていただきます。建物については、防災拠点というところがございますので、環境施設の総合耐震、対津波計画基準でございまして、その中の２類のところの大地震の後でも建物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え、機能確保を図るというところを目指して設計を今していただいているところでございます。施設に関しては、令和６年度竣工を目指していきたいと思っております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　この説明会を12日に開いていただいたのですが、やっぱり住民の方の反応というのは集まった人数は少なかったようなのですが、その中でも住民の方たちはなるべく自分たちでも努力はしていくというようなことも言われていたと。それで、とにかく村だけではないのです。住民も一体となってやっていかないと、こういった問題というのは解決していかないというようなところ。

それで、このごみ問題については結構私いろんなところで聞いていたのです。ああしたほうがいいのではないか、こうしたほうがいいのではないかという意見があったのですが、それはやっぱり住民の方たちはそれぞれ思うことは自由ですから、やっぱりそこら辺は私が聞いても、いや、そうではないということは言えないです。ああ、そうですねと、なるべく住民の意見を反映していただくような村が検討すると思いますよと答えはしているのですけれども、できる限り住民一体となって、村と。それで、ごみはなるべくなくしていく。

それと、一番困るのが焼却施設のスプレー缶、爆発です。一番危ない。そういったものに関しては、結構広報でやっていますね、放送で。スプレー缶などは入れないでください、入れないでください。それで、入っている場所というのは村のほうとしては把握しているのでしょう。どこのごみでそういったものがあったのか。そういったものまでちょっと分からないのかな。やっぱり中身を

検証するわけにはいかないから。だけれども、できる限りそういったものを入れさせない。それと、焼却施設に持っていったときに、このごみはちょっと重いなとか、何かおかしいな、硬いものがあるなというぐらいは分かると思うので、その辺は申し訳ない、職員の方にご苦労をおかけしますけれども、そこら辺はちゃんと気をつけて見てやっていただいて、なるべく今の焼却施設を長く使えるような方法にしていかなければいけないのかなと思いますので、これは職員にばかりあれもやれ、これもやれと申し訳ないのですが、そういった点で長くお互いに使っていけるような形を取っていきたいと思うのです。そういった観点から、担当課のほうでご苦労されていることは重々分かりますが、これからも十分その辺を考慮していただいてやっていただければと思います。いかがでしょう。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　ありがとうございます。これからも私どもに関しましても鋭意安全を確保しながら作業させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　それと、さっき五、六億円程度かかるという新しい焼却施設、これについてはこの９月議会で頂いた図面、これでいいわけですね。変更がございました。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　現在実施設計を今進めているところでございますが、お示ししたのは基本設計のときのものでございますけれども、それをベースにまた実施設計を進めさせていただいておりますので、大きいところで変わってくることはないかと思います。

○議長（寺田　優君）　井口議員。

〔５番（井口　保君）登壇〕

○５番（井口　保君）　そうすると、新しい施設は五、六億の予算を想定しています。それで、これについて万が一ということもないでしょうけれども、また予算が増えていくというようなことを起こさないような形でやっていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　それでは、井口議員の一般質問を終了いたします。

引き続き、前田副議長の一般質問を行ってください。

前田副議長

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　それでは、一般質問を入らせてもらいます。

３点ほどございまして、まずごみ焼却場の現状、これは現状というのは構想についてということを私言いたいので､そう捉えてください｡連日焼却施設の現状について放送を繰り返していますが、配布した資料を見て、ごみの減量に協力してくれだけではごみの減量は難しいと思います。資料を見てやってくれでは、人は動かないと思います。岡山県のある町では、スマホを住民に配布し、使い方指導を実施しているそうです。指導者にとっては、仕事提供にもなっているとの由。現状の修理代から、これは要はこういうことをやっているところがあるよということで、だから指導者云々という話ではないので、そういうふうに聞いておいてください。現状の修理代から、焼却日数の延長にかかる費用等を広く知らしめることによって、例えば説明会等、ごみの減量に取り組んでいただく機運を盛り上げる方策を取っていくしかないと思います。新焼却施設の完成までの間、何とかしのいでいくしか道はないのですから。

２番目、以前の行政答申について。前回の９月度の答申で、役場が寄附してもらった椿山について、耕作者を募って対応すると言っていましたが、結果はどうなったのですか。椿が主産業の利島で、放置のままはないと思います。また、港の駐車場、これは東海汽船の切符売場の横ですね、の置きっ放し車両は、そのまま朽ちるまで放置ですか。東京都の港湾局の管轄と以前言っていましたが、何も言ってこないのですか。それと、村道の草刈りは、今年度はこのままやらずに放置するのですか。

３番目、先月の徳島県視察に関して、先月初旬に徳島県へ視察に行ってきました。本命は、勝浦町議会の視察でしたが、その他にも特別養護老人ホーム、ごみ集積場、先進的なまちづくりを実践している神山町等の視察もあり、かなりハードな内容でした。そこで思ったのですが、利島にも特養のような入所施設があったらとつくづく感じました。高齢化が進みつつある現状を考えると、利島にも長期の入所を想定した特養のような施設が必要なのではないでしょうか。医療スタッフの問題、住宅の問題等、課題は山積しており、事は単純ではありませんが、将来を見据えた構想等を示していただけないでしょうか。

以上です。

○議長（寺田　優君）　それでは、１問ずつ、ごみ焼却場の現状について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

本村においても、ＩＰ告知端末や冊子を用いて、ごみ分別について案内を繰り返しさせていただいているところである。ただし、議員のおっしゃるとおり、分別は時間を経るに従って意識が低下しているのではないかと思われる排出状況になっている。ＩＰ告知端末を配布し、案内を行っているところであり、別に指導者を立てて指導するところは考えていない。

費用を知らしめることでごみの減量になるのかは疑問がある。ちょっと骨子が大き過ぎまして、

誠に申し訳ないですけれども。費用のところだけだとちょっと厳しいかなという意味で書かせていただいておりますので。先ほどの実際の焼却灰の中の残渣というか、未燃物の状況等、そういうのも複合的に合わせながらお知らせすることが必要ではないかなと考えております。

焼却施設が新しくできたとしても、ごみの減量及び分別収集は必要であることは変わりない。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ごみの分別に関しても、先ほど徳島県へ視察に行ったという中で、上勝町というところで集積場を見てきたのです。そうしたら、例えば紙の分別で10種類ぐらいあるということで、新聞から雑誌からチラシから何やらかにやら10種類ぐらい分けていると。あそこは全部住民が持込みなのです。持ち込んだ人が自分で分別すると。上勝町というのが、要はごみゼロを宣言している町であると。全国的に結構有名になっているらしいのですけれども、あちこちから視察もあるというようなことを言っていましたけれども、全部が全部ゼロというわけではなくて、例えば先ほど来出ていますけれども、生ごみとかというのは各自、自宅でコンポストといったか、あれを使って堆肥化していると。自分の畑にまくか、裏庭にまくか知りませんけれども、そういうことをやっているということだったのですけれども、では利島でも昔コンポストを導入したことがあると、誰か質問していましたけれども。それについてもそんな一朝一夕で住民が、はい、分かりました、明日からやりますという感じでやったわけではないと、やっぱりそれなりの月日が、住民に浸透するまでは月日がかかったと、時間がかかったという言い方をしていました。

同じように私ここで質問で書かせてもらったのですけれども、毎日のように夕方ですか、放送しています。それについても、紙に書いてあるから資料を読んでくれと。読んで分別して、燃やせるごみの量を減らしたいのだと言われても、ああ、そうですか、よく読んで、もう一回分別しますわという人はいないと思うのです。だから、そこで書かせてもらったのはスマホの事例なのです、岡山県の。だから、配ることはいい。使い方も、紙に書いてあるから、説明書があるから読んで使ってくれよというのでは住民は使ってくれないということを言いたかったのです。だから、別に指導者云々なんて書きましたけれども、別に指導者はいなくてもいいのですけれども。説明会でも何でも１回でも２回でも開いてみて、分別というのはこういうものなのだと。村として今焼却炉が壊れて大変な思いなのだと。また、壊れた原因もはっきり伝えればいいと思うのです。誰かがガスボンベか何か知らないけれども、混入してあったから、それが爆発して煙突が壊れたとか。実際にそういうことを知らしめて、初めてああ、そうなのだと理解すると思うのです、住民は。紙に書いてあるからそれを読んでやってくれというのは、ちょっと傲慢過ぎるのではないかという気がするのですけれども、私は。いかがですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　以前ＩＰ告知端末で容器包装に関しまして動画、容器包装リサイクル協会さんが出されている動画、上げさせていただいて、実際にこうやって家庭のほうでやっていただいてからこれを出してくださいという動画を上げさせていただいて、今も残しておいてくれというところでやっているのですけれども、今もう消えてしまったのかな、まだ残っている。タブレットでまだ見られるそうですので、右下のほうの暮らしの情報というところにもっと深く入ったところなのですけれども、そういった動画もございますので、そういったところを確認いただきながらご対応をお願いできればなと思っております。

その他についても、また住民の皆様に対してお知らせは適宜情報をお願いするという形で、ＩＰ告知端末等で出させていただければと思っておりますので、皆様にお願いでございますけれども、分別収集に対してご協力をお願いしたいというところでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

〔「では、次行きます」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　以前の行政答申について、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　まず、港の駐車場の車両の件でございますけれども、放置車両については現在対応中ということで、東京都さんから使用済み自動車の引取り業者さんに申込みをされて、今手数料を支払うような段階のところまで来ているそうでございます。

村道の清掃委託については受託者に作業の実施、こちらを求めてまいります。来年度以降は発注をどうするか、また検討させていただきたいと思います。今年度の道路清掃以外に関しての別に契約しての作業は、事業者も村側の監督も業務はこれ以上できない、回らない状態で正直ございまして、今年度は実施しない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　私質問の中で一番先に挙げさせてもらったのは、椿山のことなのですけれども、それには一言も触れていないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田議員のご質問にお答えします。

すみません。答弁骨子には何も書いていなかったので、申し訳ないのですけれども、前回の議会のときにこちらからお話しした内容としましては、村に寄附してもらった椿山の活用も、人を募ってやるのも一つの方法ではないかというような話だったと思います。実態としては、そういった募

集とかは現在やっていないです。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　椿山というか、放置林について、今までもいろんな他の議員からも話が出ていましたけれども、その都度第４次総合計画、その中でうたっているとか、農協がいろいろ手がけているので、そちらに委託したいとかという話があったように記憶しているのですけれども、本当に前にも私言ったことがありますけれども、前回か、前々回か、２年間も放置すると大変なのです、それを元に戻すというのは。並大抵の苦労ではないと。作業量から時間から膨大な手数が必要になってくるという中で、例えば今回の件、去年だっけ、寄附してもらった椿山についてもまだ今年で２年目なのです。そうすると、我々の感覚からいったら、まだ草刈り機のひもで刈れると、切れるというレベルだと思うのです。これがもう一年たったら、ひもでは切れないと。刃を使って切っていかなければいけないということになると、では誰かやるか、委託するかどうかというのは別にして、誰かにやってもらうとなるとそれなりの時間がかかると、手数がかかるということになってくるので、なるべく早くと私は思っていたのですけれども、現状そういうことであれば今さらどうしようもないので。何も手をつけていないのだからしようがないと言えばしようがないのですけれども、本当に椿産業が利島の主産業であるということをうたいながら、そのことについては何ら打つ手もないと。打つ手がないということはないのでしょうけれども。４次総合計画、それでうたっているから、それに沿ってやっていけばいいのだという話なのでしょうけれども、そこのどこに放置林を整備していきましょうという話があるのか。

確かに冒頭の教育長の行政報告の中で、利尻島でしたか、子供たちが来てという。椿実の拾い体験をしてもらったなんていう話もありましたけれども。実際に去年もおととしも、農協でもホリデー何とかという制度を使って何人か人が来て、椿実拾ってもらったということもやっていましたけれども、実際に椿産業はそればかりではないです。もちろん草刈りという重労働が一番先に来るのですけれども、そういうのを含めて椿産業になってくるわけです。では、それだけで果たして、先ほど来もありましたけれども、食っていけるかという問題も今度。要は生活していけるかという問題も椿産業の場合はかかってくるわけです。だから、なるべく早く打てる手は打たなければいけないと思うのですけれども、早急な役場、あるいは農協にこんなことを言ってはまずいのでしょうけれども、役場行政の対応をお願いしたいと思います。

それと、ちょっと私辛辣な書き方をしてしまったのですけれども、置きっ放し車両をそのまま朽ちるまで放置するのですかとか、草刈りは今年度はこのまませずに放置するのですかという感じで、あえてこういう辛辣な言葉遣いをさせてもらったのですけれども。これも本当にどうするのだということを言いたいのです。言いたかったのです。駐車場に放置された車については手を打っているということなのですけれども、何か月か前か、貼り紙してありました。私、２年前の議会で放置車

両とかというのはたしか言わせてもらった記憶があるのですけれども、そのときにはたまたま議会の前に私テレビのニュースで千葉県だったかな、千葉県で河川に放置されているヨットだとかボートだとか、それを撤去すると。県なり市で。撤去して、撤去費用は持ち主に請求すると。ヨットの撤去とか、モーターボートは大したことないかもしれないですけれども、ヨットの撤去なんていったら何百万とかかるのです。それを全部持ち主に請求すると。払わなければ、要は裁判までやっていくというような感じで担当が決意を述べていましたけれども、だから絶対取りっぱぐれはないのだというようなことを言っていましたけれども、僕はそこまでやってもいいのかなと思ったのです、車についても。先に撤去しておいて、撤去費用は幾ら幾らですと、払ってくださいと。当人がいなかったら遺族に請求するとか、当然打てる手は打っていかなければいけないのですけれども、先にそういうことをやるべきではなかったかなと思うのです。

それが、笹岡議員が最初に冒頭言っていたのかな、村内美化という話の中で、村内の美化というのがありましたけれども、要はそういうのも含めて美化だと思うのです。誰が見ても、真っ赤にさびた車が置いてあると美しいねという人はいないと思うのです。何で片づけないのだろうと思うのが人情ではないかなと思うのです。そういう意味で、今回ちょっときつい言葉で言わせてもらったのですけれども。やってもらっているのであれば、言うことはないです。

それと、草刈りについてもそうなのですけれども、村道が５路線、６路線かな、今。何何道と言われているのが。それ全てがそうです。特に西のほうとか上のほうとかいうと草が伸び放題、絵だというか、つるが垂れ放題という感じで、実際に車で走っていても支障があるという道にもなっています。なりつつあるではなくて、なっていると、現状。そうしたら、しゃくし定規に今年度はもうやりませんと言うのではなくて、できる人に、１回切ってもらえば、今の時期に切ってもらえば春先まで切る必要ないわけです。整備する必要もないというのであれば、できる人を募ってやってもらうと。取りあえずやってもらうということはできないのかなというのが私の感想なのですけれども。

２番目もそういうことで、あと３番目をお願いします。

○議長（寺田　優君）　徳島視察に関して、榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

特別養護老人ホームなどの入所施設については、平成26年から28年度にかけて高齢化対策検討委員会を立ち上げ、討論を重ねてきているところでございます。特別養護老人ホームの施設の建設は、やはり医療、介護スタッフの確保や施設基準の問題などから、利島に建設することは難しく、やはり小規模多機能型の居宅介護というような、その当時通い、宿泊、訪問のサービスが利用できる事業種の設置を目指すと答申をされております。答申を受けまして、そこから利島村の介護保険事業を再構築させていただきまして、従前の介護については村が事業所を設置して、そこを社会福祉協

議会に業務委託を出しているような状態でしたけれども、そこから一新しまして、社会福祉協議会自身が事業者となって、事業所を新規に開設しまして、現在までサービスを提供しているところでございます。

現在提供しているサービスのさらなる拡充、お泊まりデイ、拡充を図ることを検討していくとともに、またちょっとここに書いていないのですけれども、都内の施設、特別養護老人ホーム等々の新規新設の際に、言葉があれなのですけれども、よく言われているのがベッド買いというような表現をさせていただくのですけれども、よく23区内とかですと、区の中に施設を建てることができなかった場合に、多摩地域の施設が新規にオープンする際に、補助金というのですか、分担金を出しまして、そこの部分を自分のところのベッド数として、介護の入所できるような制度づくりをしているところもございますので、そういうところも含めて検討していけないのかといったところを考えております。特別養護老人ホームの建設、利島での建設については、現時点では考えていないところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　ちょっと確認なのですけれども、小規模多機能型居宅介護は通いと宿泊、訪問とあるのですけれども、この宿泊というのは何泊ぐらいを予定しているというか、可能なのでしょうか。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

当時というのですか、平成26年から28年の検討会の答申で出されたときの話でいきますと、365日したければできるよと。ただ、実際には宿泊、１泊するに当たり介護費用とは別にというのですか、お金は当然かかってくるといったところで、個人負担があるので、お金さえ払えれば、変な話、365日可能であるといったところではございます。ここにつきましては、特別養護老人ホームには入所しても、入所したからといって介護保険で適用される部分と居住費はまた別に別途かかりますので、そういった形になっております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　365日可能、介護老人ホームとは言いませんけれども、結構利島出身者で都会に出て生活しているという人がたくさんいますけれども、やっぱり高齢者もいるのです。中でも話を私前聞かされたのが、最期のときは利島にいたいという人がいたのです。そういう思いが、ふるさとに対する思いがあるのだなと、思いは強いだろうなと思ったのですけれども、家族に話をする

と、とんでもないと。そんなところへ行かれたら、俺たち、私たちが見舞いにも行けないということを言われて、それはあなたたちは、子供の世代から見たら確かに行くのは大変だと。ただ、当人からすれば、やっぱりそこで最期を迎えたいという思いを持っている人もいると、利島出身者で。だからこそちょっと書かせてもらったのですけれども、そういう制度の裏をつくというわけではないのですけれども、365日対応可能かもしれぬというのであれば、そういう話をしてもいいのかなと、そういう人たちにしてもいいのかなという気もしますけれども。ではちょっと。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えするというか、制度説明をちょっとさせていただくと、利島の出身の方で最期は利島で迎えたいといった方のお気持ちは十分分かりますというか、尊重させていただきたいというところはございます。というところの中でも、ただしというところでございまして、やはりサービスを提供するに当たって当然費用の負担が発生すると。そこはどこに跳ね返ってくるかというと、介護保険料にてきめんに跳ね返ってくるといったところでございます。65歳以上の住民の皆様がそこのことに享受していただけるのであれば、十分そういうことも検討していかなければいけないのかなというふうに考えておりますが、ただでさえ今現在利島村の介護保険料高騰している、都内でも２番目、３番目というような現状の中で、島外から戻ってきた方が、またサービスがもしあったとして、サービスが提供できる状態になったとして、提供するには給付費の部分がまた増加するといったところが、果たしてこれまで住んできた方が許容してもらえるのかといったところと、あとは365日お泊まりができるという中で、それあくまでも施設的なところではスタッフを確保できればできるといったところはありますけれども、やはり医師、看護師といったところで当然必要になってくるといったところでございます。

現在の診療所も東京都からの自治医出身の方を派遣してもらって、ようやく診療所が運営できているような本村において、さらに医師を確保するといったところが果たして可能なのかというようなところ、どうしても高齢者の方をお泊まりさせていただくと、何かしらの具合が悪くなったりとかというところもあると思いますので、現実的に考えていくと、小規模多機能の居宅事業所というのが開設したとしても、365日お泊まりのサービスが提供できるかといったところは、またちょっと別途というか、さらなる検討が必要でありますし、現実問題、私が担当課長として答弁させていただくところでは、限りなく不可能に近いのではないかなといったところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　例えば介護保険は使わないと、全部自費で対応するという話もあるかと思うのです。そういう戻りたいという人は、１年も２年も先は考えていないと思うのです。せいぜい１

か月か２か月ぐらいではないかなと思うのです。ただ、医者の問題、看護師の問題というのがあります。あるいは、住宅の問題というのがありますけれども。だから、そういうことを想定しておいてもいいのかなという気がするのですけれども、それも難しいですか。

◎会議時間の延長

○議長（寺田　優君）　ちょっと15分ぐらい延長します。

○１番（前田　清君）　いや、もう５分もあれば。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　前田議員のご質問にお答えします。

難しいのかどうなのかといったところは、当然実施していただける事業者等々の兼ね合いもございます。そこはちょっと私社会福祉協議会の事務局長でもありますので、持ち帰って検討させていただくといったところにさせていただきたいと思いますが、なかなか現状として施設建設とか、そういったところで、また受入れ体制を取れるような社会福祉協議会で受け手がなければ、島外から事業者を募るとか、そういったところも当然検討していくとかという話にもなってきますので、ここになるとまた今までの社会福祉協議会でやってもらっていたことというのとまた180度というか、全く違うことになってきますので、ちょっと慎重に考えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今の福祉施設に関しては了解しました。

もう一つ、私先ほど車の処分と言いました。石野議員の質問の中にもあったのです。港湾施設、港湾道路沿いの路肩に置かれた廃材とともに資材の撤去というの。これもさっき聞いていて、答弁なかったのです。私と絡みがあるので、このときも港湾局の担当者が来たという話をしていました。上野課長かな、荻野主幹。港湾道路の件で。この石野議員のこれはどうなったの。これも答えていなかったのだ。７行目か、４番目の港湾施設についてというところで。ここで同じような感じ、車ではないけれども、廃材という形で言っているのだけれども、このときも港湾局の担当者が来ているわけでしょう。そのとき、話は何もなかったのかなと。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　前田議員のご質問にお答えします。

港湾道路の置いてあるものに関しては、港湾工事をやっている事業者の荷物だったりというのも

あると思いますので、その点はちょっと港湾課と確認して、今後の検討は進めていきたいと思います。

〔「以上、終わります」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、前田副議長の一般質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（寺田　優君）　ちょっと過ぎてしまいましたけれども、本日はこれでお開きにして、明日９時半より再開しますので、お集まりください。

（午後　５時０３分）

令和４年第４回利島村議会定例会

議事日程第２号　　１２月１５日午前９時３０分開議

日程第　３　議案第５６号・報告第７号　専決処分の承認を求める件について
日程第　４　議案第５７号　移住定住促進住宅建設基金条例
日程第　５　議案第５８号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第　６　議案第５９号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例
日程第　７　議案第６０号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更について
日程第　８　議案第６１号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）
日程第　９　議案第６２号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）
日程第１０　議案第６３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）
日程第１１　議案第６４号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１２　議案第６５号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）
日程第１３　議案第６６号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）
日程第１４　議案第６７号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更について

出席議員　５名

１番	前田　清君	３番	笹岡　壽一君
４番	石野　治君	５番	井口　保君
６番	寺田　優君		

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	村山　将人君	教育長	弟子丸　知樹君
住民課長	榎本　雅仁君	環境建設課長	上野　崇君
会計管理課長	出口　貴司君	産業観光課主幹	荻野　了君
総務課長補佐	隅　智孝君	環境建設課長補佐	前田　裕君

職務のため出席した事務局職員

書記　五味　恵介

◎開議の宣告

（午前　９時３０分）

○議長（寺田　優君）　おはようございます。

定刻となりましたので、令和４年第４回利島村議会定例会の２日目を開会いたします。

◎日程第３　議案第５６号・報告第７号　専決処分の承認を求める件について

○議長（寺田　優君）　本日は日程３から行いますので、よろしくお願いいたします。

早速、日程３、議案第56号・報告第７号　専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　おはようございます。報告第７号・議案第56号　専決処分の承認を求める件について。

地方自治法第179条第１項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し承認を求める。

処分事項。一つがオフグリッド居住モジュール整備実証事業契約について、もう一つが令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第４号）についてです。

おめくりいただきまして、23ページです。

専決処分書。地方自治法第179条第１項の規定により、下記のとおり専決処分する。

専決処分事項。オフグリッド居住モジュール整備実証事業契約について、令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第４号）について。

処分理由。オフグリッド居住モジュール整備実証事業契約について、参考の新型コロナウイルス感染症の影響により物品調達に時間を要するため、早急に契約を結ぶ必要があるため。新型コロナウイルス感染症対策事業について、早急な支援事業を行う必要があるため。また、体育館トイレ改修工事について、学校行事などで体育館を使用する頻度が少ない11月から２月までに工事を完了する必要があるため。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　おはようございます。よろしくお願いします。

オフグリッド居住モジュール整備実証事業における契約についてです。今年度中にトレーラーハウスを導入するため、早々に契約を結ぶ必要がありまして、11月１日に専決にて対応させていただいております。契約金については、議会へご提示しておりますとおり5,203万円になります。

続いて、一般会計（第４号）補正についてでございます。歳入歳出それぞれ1,203万2,000円を増額しまして、歳入歳出予算の総額を18億6,388万8,000円とする補正になります。

総務課関連でございます。議案書の35ページ、中段を御覧ください。地方創生臨時交付金の重点措置歳入分について計上してございます。

続いて、議案書の37ページの下段になります。地方創生臨時交付金の重点措置歳入分を、新型コロナウイルスの対策事業費の予備費として計上してございます。

総務課関連は以上でございます。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　おはようございます。

教育委員会からは、体育館のトイレ改修工事についてということで、学校行事等で体育館を利用する頻度が少ない11月から２月、つまり早急に工事を完了する必要があるというところで、今回のこととさせていただいております。具体的には、設計の詳細な実施に伴いまして、もう少し経費がかかってくるかなというようなところで、約450万円増額というところでさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　すみません。私の住民課所管のところのご説明申し上げます。

歳入でいくと35ページを御覧ください。子育て世帯臨時特別給付金です。こちらのほうですけれども、子育て世帯の臨時特別給付金を早期に支給しなければいけなかったところで、価格高騰という部分でございまして、それに関するところの歳入を専決させていただいているといったところでございます。

支出に関連するところでいきますと、37ページになりまして、こちらのほうで臨時特別給付金の事務費と給付する金額を計上させていただいて専決させていただいて、こちらのほうは既に支給を11月30日に終わっているといったところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手を願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　おはようございます。

専決について、これは議会は事前に承諾を受けていたのですよね、記憶では。そうですよね、事前に。ですから、それも承諾ということを、専決についてはそういう事前の措置があったのでいいのですが、ちょっと内容でほかにお聞きしたいと思います。この住宅モジュールということですけれども、予算についてはあらかじめ了解ができるのですけれども、了解するも何も、了解事項になっているような気がするのですけれども、具体的にお伺いしたい。というのは、トレーラーハウスの問題ですけれども、これは昨日の石野議員の質問に対して答弁として、シャーシ、シャーシというのは下のタイヤのくっついたところですね。上の荷台のない部分というのとハウス部分、上のいわゆるトレーラーに載せる部分のハウス、家の部分ですか、これとは分けて搬送するというような意味合いの答弁があったわけですけれども、これってシャーシ部分というのは長さが何メーターなのですか、シャーシ部分の。

それから、上物のいわゆるハウスというのでしょうか、これの長さは何メートルなのか。ついでにシャーシは車幅でしょうけれども、大体常識的に考えて、運転席の幅と変わらない。特別にはみ出すということはないと思います。多少出たり入ったりはあるかもしれませんけれども、基本的には運転台と同じだというぐあいに理解しているのですけれども、問題は長さなのです。これはどのくらいなのですか、シャーシの長さは。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現在設計中で、これから製造していく上で正確な数値はお答えできないのですけれども、現時点で聞いているのはシャーシ部分は約５メーター尺、上物については４メーター弱という話になります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、全体のトレーラーハウスなるものの長さというのは何メーターなのですか。全体の出来上がった完成品は。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

全体の長さというのは、４基つなげた長さというイメージですか。大体、今聞いているところで、12メーター前後という話は聞いています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　確かに以前、11メーター70センチぐらいという話を聞いた記憶はあるのですけれども、細かいことは別にして、今12メーター前後と。そうしますと、５メーターぐらいのシャーシ部分に５メーター前後の家屋といいますか、ハウスというのでしょうか、ハウスを載せて、そうすると大体３回運んで現地へ来ると。３つつなげて約12メーターぐらいになるというところなのでしょうか。……ますけれども、それ用の何メーターあるか分かりませんけれども、大体シャーシというものはそんなものなの、５メーターぐらいのものなのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、つなげるのは４基になっていまして、３基ではございません。４基つなげたところで大体12メーターぐらいの長さというところで、シャーシ部分については、今伺っているのは５メーター弱というお話をしているのですけれども、牽引部分がつくので、５メーター弱ぐらいになるかなという話です。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうことですと、あえてシャーシと家屋部分、ハウス部分というのを分ける必要はないような気がするのですけれども、何で分けるのですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

貨物の運搬上、高さ制限みたいのがあるようでして、シャーシの上に上物を載せた状態で運ぶことがなかなか難しいというところと、車輪をつけた状態で運ぶこと自体、船で運ぶので安定性が確保できないというところもあるので、恐らく分けて運ぶのかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　次に伺いますけれども、解体というか分けるわけですから、もともとは既製

品としてはセットになっているわけですよね。タイヤがついたまま……

〔「既製品ではないです。造る……」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや造るのは、大体トレーラーハウスそのものの概念というのはどういうものなのだという、私は理解し切れていない。自分でもそう思っているのです。大体出来合いで特注で造る、利島用に。それで、ばらばらで持ってきて、貨物に載せるので高さ、たっぱが高いから、これは２つに上と下と分けるのだと。これはこれなりに意味は分かるのです。

どうも写真なんかを見ますと、一般的にトレーラーハウスという、これはばらばらにして、それで電車みたいに、電車は間がほろがついていますけれども、あれは接続するみたいなつなぎやすい。こういうばらにして、そういうばらをメーカーでは既製品としてはないのだが、これは本村独特の特注によってそういうトレーラーハウスを造ろうと。そうすると、４つというと、４つのハウスで８つのタイヤがつくということですか。１個に２つずつ、左右に２つでしょう。普通の写真を見ますと、タイヤというのは大体２つぐらいしかついていないのです。10メーターぐらいのハウスは。ところが、１個ずつ４個になるわけで、１個ずつ牽引するのでしょうから。まとめて牽引するわけではないですよね、つなげて。牽引というより、簡単に引っ張るということです。いわゆる引っ張る、トロールですよね。その辺がちょっと認識、理解ができないのです。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

議会の場でか、議員の方々に議会前にご説明したか、いつ説明したか分からないですけれども、前にもご説明させていただいているのですけれども、既製品のものを利島に持ってくることがまずできないと。それで、10フィートコンテナの小さいものを独自に開発してもらっている状況でございます。ですので、現在ある状態のものをシャーシと上物を分けるということではなくて、今新たに開発しているので、シャーシと上物をつけた状態をわざわざばらして貨物に載せるわけではなくて、こちらで完成させるというイメージになります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今、シャーシと上物とは分けると言ったのではないですか、たっぱの関係で。別にすると。

〔「もともと分かれている」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　もともと分かれているの。

〔「こっちで完成させる」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　もともと分かれているわけ。

〔「既製品ではなくて」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると、特注なわけだよね。オーダー品だ。だから、そういう意味では、そういうトレーラーハウスを発注していると。発注というか、発注するのだね。ということで、それはそれで分かります。今言ったように、それを４つずつタイヤがつくのですか。２つずつ４つ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現時点で設計開発中なので、タイヤが幾つつくかというのは、まだこちらに情報は来ていない状況でございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうすると言えることは、タイヤがまだ幾つつくか分からない。１つのシャーシといいますか、ハウスに幾つつくか分からぬということとして、４つで８つなのか、あるいは普通のトレーラーハウスみたいに２つずつつけておけばそれでいいのか、それは分かりませんけれども、少なくとも言えることは現地で組み立てるということですね。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

先ほども申し上げましたが、現地でシャーシの部分等を組み立てる予定、現時点ではそういう予定になっています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

○３番（笹岡壽一君）　はい。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第56号・報告第７号　専決処分の承認を求める件について採決を行います。

投票を行ってください。

〔「議長、討論というのを一言……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　そうか、失礼。ごめん、ごめん。

採決の前に討論を行います。

〔「投票しちゃったよ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ごめん、ごめん。どうぞ、笹岡議員。失礼しました。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、承認には同意できませんので、棄権を。反対という理由を述べるまでもないし、ちょっと分からないなと、これは。不安が依然としてあるのです。トレーラーハウスの概念、特注ならばいいのかという。既製品は駄目なのだか、特注ならいいのか、その辺がちょっと判断しかねるのです。それで、村長のこれまでの、村長といいますか、行政の説明によりますと、現地で造るといういわゆるコンテナハウス的なもの、これになると建築確認が取れないと。トレーラーハウスといえば、現地で組み立てる必要がないのです。移動できるということで。

だけれども、現地で組み立てるのであれば、構築するのであれば、それが可能であれば、トレーラーハウスでなくてもいいのかなと。いわゆるコンテナハウスです。現地で組み立てるなら、コンテナハウスを運んできて現地で組み立ててもいいのかなと。こんなに高い金を出さなくてもと思って、その辺の判断がしかねますので、この承認案件については棄権をいたします。

○議長（寺田　優君）　もう一回採決をやり直しますから。

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　改めて投票をしてもらいます。

〔「何、討論の続き」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論を終了しましたので、採決を行います。

議案第56号・報告第７号　専決処分の承認を求める件について採決を行います。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

賛成が多数でありますので、議案第56号・報告第７号　専決処分の承認を求める件については可決、承認されたものといたします。

◎日程第４　議案第５７号　移住定住促進住宅建設基金条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程４、議案第57号　移住定住促進住宅建設基金条例についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第57号を上程させていただく前にですが、今回上程させていただく住宅条例に関しまして、本年３月の議会で一度廃止をしたと。目的としては、住宅建設するために充てるお金であって、その基金から全て吐き出す、支出する予算編成であったといったところで、当時議員の方々からもご指摘があって、残しておいたほうがいいのではないかといった意見があったかと記憶しております。ただ、今年度住宅を何としても建設するのだということで、廃止させていただきました。

その後、当時計画しておりましたリース方式での建設がご存じのとおりの理由で断念し、また方法を変えて、先ほどありましたトレーラーハウス方式の実証実験を経て、今年度でなく来年度以降、５年以内に２棟を整備する方向に切り替えたといったところで、当初の説明と変わってきてしまったことに関しまして、住民の皆さん、また住民の代表である議員の皆様にはご迷惑をおかけしましたということをおわびいたします。

今回、再度基金を創設させていただいた経緯としましては、もともとが（株）ＴＯＳＨＩＭＡからの買上げによる原資を基に基金を創設し、それが住宅建設基金ということであったため、それを特定目的基金のような意味合いがあったということで、やはり目的外に支出することが適正ではないということで、当初の説明と変わってしまいましたが、住宅の建設のために再度戻すといったことが適正ではないかというふうに判断しまして、今回このような条例を再度上程させていただきました。また、後ほど出てまいります補正予算の中でも、そのようにしていきたいというふうに考えております。どうぞご理解ください。

それでは、説明させていただきます。議案第57号　利島村移住定住促進住宅建設基金条例。

上記議案を提出する。

令和４年12月14日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。利島村が所有する株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの株式を同社に売却した代金を原資として、移住定住促進住宅の資金に充当するため、地方自治法第241条第１項の規定に基づき、利島村移住定住促進住宅建設基金を設置する。

以上になります。説明は、所管より詳細説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　提案理由に記載していますとおり、昨年度村が持つ株式会社ＴＯＳＨＩＭＡの株を売却した資金、代金を原資としまして、今後行っていく移住定住促進住宅建設事業のための基金積立条例になっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　３問ぐらい質問します。

まず、移住定住促進住宅と普通の住宅と何が違うのか。定義というのか、移住する人しか住めないのか、どういう人が、どういうあれだったら、普通の一般住宅を造るのと移住定住促進住宅はどこが違うのか。

２は、原資は株を売ったのを充当すると言っていたのですけれども、前に住宅資金のときは5,000万だかあったみたいなのですけれども､それをわざわざ移してやるというのはよく分からないのだけれども。

もう一つは、住宅建設基金を設立し、基金条例が存続していると思いますが、住宅建設条例がそのままあるならば、原資として残しておいたらよかったのではないかと思うのですけれども、どうなのですか。

以上です。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

まず、１問目、移住定住促進住宅と現状の住宅の違いについてなのですけれども、ちょっと言い回しを変えている程度で、基本変わらないと私は認識しております。

２つ目の5,000万というお話なのですけれども、そこは恐らくリース方式で支出する予定額が5,000万ちょっとだったと記憶しているのですけれども、その中のうちの3,500万ちょいは基金から取り崩すと。それ以外のものについては一般財源を予定していたので、もともと基金にある金額については、現状（株）ＴＯＳＨＩＭＡの株を売却した資金になっております。

３つ目が、基金条例は以前廃止しているので、現時点で住宅建設基金条例というのがない。ないので、今回新しく住宅建設するための基金条例を設立しているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この移住定住基金は、一般の前の住宅基金と違って、入る人というのはどうなのです。住宅に入居する、移住とか定住でないと駄目なのですか、移住定住というのは。例えば一般の会社に入った人は移住になるのか、定住になるのかという、そういうあれはあるのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　先ほど課長補佐のほうから説明があったことと同じで、意味合いとしては同じかなと。利島村の住宅事情の広い意味として、今、昨日も説明があったとおりで、既存の住宅の修繕もままならないということで、当然今の住宅から移りたいという方、もしくは外から人を呼ぶといった際にも住宅がないといったところで、まずは住宅を新たに確保し、移住者の方もしくは島内の修繕をしなければいけない住宅に関しても、流動的に対応できるようにしていくために、まずは建設が必要であろうといったところの目的があります。そのための住宅整備の基金ということなので、何かに絞ってということは現状考えておりません。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ということは、普通の住宅基金と思えばいいということですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

お見込みのとおりでございます。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか。

○４番（石野　治君）　はい。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　関連ということになるのでしょうから、違った角度ということからお聞きします。

そもそもこの条例、法整備、条例は法律は同じでしょうから、整備の中で一般的にはこの法律、この条例、この規則はどういう目的で設置するのかというのをうたうのが普通なのです、一般論として。その点から言いますと、この条例は目的がないのです。だから、今言ったような疑問が生じてくるのかなと。一般でも入れますか、入れませんかと。

それから、もう一つは定義がない。定めの定義が。例えばここに言う移住とは何だと、定住とは何だと、こういう定義づけをしないからあやふやになってくるのです。その辺が私はこの条例の欠陥かなと思って見ています。答弁では何ら変わりません。目的は、定住者の住宅を造るための条例ですと、答弁ではそうなるのです。これをうたうべきなのです。今の村政の中で、今の我々議会の中では話が聞けますから、こういうことを質疑応答を通じてそれなりの理解がいくかもしれません。しかし、条例、法律というのは後世に残るのです。そういうのを考えて、もちろん改廃をしない限り残るわけです。そういう意味で、なぜ目的を定かにしないのか、それから何で定義づけをしない

のかということを、まず２つ聞きました。２つ伺います。

それから、もう一つは、今この条例を見ますと、追加して積み立てることができると。取りあえず三千数百万なのでしょう、分かりやすく言えば。これを資金といいますか、担保して、これを住宅条例を廃止したので行き場がないから、だから今度この新しい器をつくって、条例をつくって、そこに放り込むと。くら替えするということなのです、簡単に言えば。

そこで、さっき述べた２点を伺うと同時に、本来的な廃案になった、廃棄された住宅基金条例、この目的と、この今新しく設置した目的、どこがどう違うのだと。ある条例は廃棄したのです。基金条例を、住宅を建てるための条例は。今聞けば、行き場がない、箱がなくなってしまったから、それでは困るから新しい箱をつくってそこへ入れるのだと。そういうことですよね。そうすると、廃棄した目的、廃棄するのには、なぜ廃棄するのだという目的がなければ廃棄できないですよ。少なくとも時代にそぐわないとか、用が既に終わったと。この条例の役目はもう果たしたと。そして、私が推量するのに、あの廃棄は役目が終わったわけではなかったのだと、本来。だから、こういう条例をまたつくり直した。

ただし、格好が悪いから、昨日住宅条例を廃棄して、今日行き場がないから、三千数百万のお金の取りあえず行き場がないから、住宅基金として積もうではないかと。積もうといったって、積む場所がないと。だから、名称を変えて移住定住といって始めた。それにすぎないでしょう。そうすると、そこに既にあの廃棄したのは誤りだったのかなという気もするのです。確かに議会が承認と、議決されています。これは議会の責任ももちろんあるでしょう。賛成した議員からすればですよ。だけれども、そのときは私たちはもう住宅基金条例の役目は終わったという認識で、行政さんも廃棄したということになるだろうと。そういう意味で話している。

それから、もう一点は、この条例によって普通のといいますか、法に基づく公営住宅、これのいわゆる利用もできないと。目的に入らない。あくまでもこのサステーナブルだか、三千数百万だか、原資とすると言っているこの金の範囲内の処理なのか。本来は住宅基金、公営住宅でも何でも該当するというのは廃棄したのです。そういう意味でお伺いいたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

まず、最初の目的についてなのですけれども、基金条例の設置の部分になるのかなと思っていまして、目的自体は移住定住促進住宅を建設するために基金積みをしますというふうに記載されてございます。移住定住の定義に関してなのですけれども、この条例に対して利島村で、特に移住定住について利島村限定の定義をする必要がない。一般的な移住定住というところで、特に条例に記載していない状況でございます。

条例廃止については、以前の議会でもお話があった。討論とかされているところで、あと本日、

村長の冒頭のお話があったとおりになっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　最後の質問、公営住宅等の移動に関して、実際の恐らく住宅整備した後の運用に関してのことかなというふうに認識しておりますが、現在のところ、そこまで申し訳ございません。検討が進んでいないといったところが実情です。利島村の大きな課題として住宅がないというところで、取りあえず住宅を整備しなければいけないという目的に向かってやっていく手段の一つであるというところで、そういったご指摘を踏まえて、今後検討項目として加えて運用していきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が冒頭お伺いしたのは、目的を設置するという、定住促進の基金という設置をすると。いわゆる利島村移住定住促進住宅建設基金を設置する、これが目的なのでしょう。目的と書いてあります。私が先ほど述べたのは、（株）ＴＯＳＨＩＭＡ、これは目的に入るのですか。これは経過でしょう、単純な。基金から、どこから、もう一般会計化されているのですよ、あの住宅は。歳入したときに株を売ったと。それで、その当時は旧といいますか、住宅基金に入ったのだろうと。違うのです。一般会計そのまま歳入になっているのです、三千数百万。私がさっき質問したのは、それがために取りあえず、取りあえずというのは適当でないかもしれないけれども、どこかの基金に積んであったと。三千数百万、株を売却した金、その辺を整理して経過を教えてくれませんか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

住宅建設基金を取り崩したお金が今どうなっているかといったら、お見込みのとおり、今一般会計に入っている状況でございます。（株）ＴＯＳＨＩＭＡの記載は要らないのではないかというお話かと思うのですけれども、そちらは先ほど村長の冒頭にあったように、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの職員の思いを引き継いでというところで、（株）ＴＯＳＨＩＭＡの株を売った資金を原資としてという記載がございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは書いてあるから分かるのです。ただ、これを読みますと、これを原資

とすると。こればかりではないでしょう。積めばいいのでしょう。積んだ額は全て原資でしょう。例えばあえて付け加えるならば､余剰金が決算上､一般会計でもどこの会計でもいいのだけれども、不用額が出たと。それを整理してどうするのだといったときに、どこどこの何々の基金条例に積み立てると。それだけの話でしょう。何も（株）ＴＯＳＨＩＭＡであろうが、一般会計の剰余金とか不用額、各会計含めて、あるいはどこかの寄附金でもいいわけです。それだけの話なのでしょう。これを読むと、この部分だけと受け止められるのです。わざわざ書いてある、（株）ＴＯＳＨＩＭＡって。これが原資だと。それで、ご丁寧にここから生じる益、収益金、これでいったら利息ぐらいなものです。そうすると、何年置いておくか知らぬけれども、置いておけば置いておくだけ利息がつくでしょう。幾らつくかは別として。これが原資だと規定してしまっているのです、これは。そうかと思うと、次の条項では何か積立てができるみたいな、これはどこから持ってくるのです。普通の会計剰余金から持ってくるのでしょう、予算措置で。違うのですか。

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午前１０時２０分）

（再開　午前１０時４０分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎議案の修正

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　お時間いただきまして申し訳ございません。

先ほどの笹岡議員からのご指摘があった条例の設置の第１条の部分に関しましてですが、幹部のほうで協議しました結果、ご指摘のとおり（株）ＴＯＳＨＩＭＡの文言等は不適合ということで、将来性のことも考えてその部分を削除した案文で、お配りした条文で再度ご承認いただきたいというところで、これは一度上程してしまったのですが、この議会の取扱いに関しまして議長に伺いたいと思います。

○議長（寺田　優君）　条例について修正を行いたいということでありますけれども、上程はされたのですけれども、どうされます。

〔「それはみんなで相談します」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　もし問題がない、今までも結構あったことであれなのだけれども、修正したものについて協議をしていきますか。質疑をしていきますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　法律というか、条例の途中での書換えといいますか、再提出の取扱いをどうするかというのは、国で言いますと結構うるさいのです。だけれども、そういうところに必ずしも違法と言えるかどうかまでは判断できませんけれども、ここは発言を控えてはいけないところでもあるところもありますから、一応は本村で……

〔「休憩」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、もう一度休憩をいたします。

（休憩　午前１０時４３分）

（再開　午前１０時５２分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

ただいま執行部のほうで、条例の修正をしたいということで今お話がありましたが、それについてどういたしますか。そのままで……

〔「許可だから採決したら」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　採決しますか。

それでは、修正をよしとする方の挙手を願います。

〔「修正をよしではないんだよ。修正を認めるという、修正……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　修正を認めるという……

〔「内容は別な話」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　そうですね。方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（寺田　優君）　では、全員賛成ですので、修正した議案、条例について審議をしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　修正提案をいただきまして、大方のところはこれでいいのかなと、大筋はそんな認識、理解できます。

先ほど質問しましたように、この辺りも聞きたいと思っていますけれども、ここまでやっていただいたのでしたら、なお定義をつけてほしいと、明確に。定住とは何だ、移住とは何だということと。何をもって移住といい、何をもって定住というのか、この対象はどういう人なのだと。移住については、少なくとも例えば本村の島外から来た人は移住、あるいは島内だけれども、ここからこ

こに移った人は移住。定住とは何だ。住宅基金条例の上では、そういう定義はなされていなかったと思うのです。見ましたから、よく。わざわざつけたのには理由があるはずなのです。気分でつけたわけではないでしょうから。住宅から住宅へ移住する、これも移住なのだよね。あるいは少なくとも本村の外から来た人だけが移住なのか。そういう定義をしておかないと、移住とは何だということになるし。

それで、わざわざ定住というの、言葉はありますよ、定住促進対策というのは。住宅に限らずいろいろな施策の上で、産業振興なんかでもいろいろなところで定住促進という用語があります。国にもあります、そういう用語を使った法律が。その辺を国に倣ってもいいし、わざわざつけてあるのだから。今までの条例になかったことを付与してあると。皆さんの考えでいいわけです、提案者の。移住とはこういうもの、こういう人を移住と言うのだと。ここで言う移住とはこういう人なのだ。ここで言う定住というのはこういう人なのだ。この条例で言う定住あるいは移住とは、そこだけは明確にされたほうがいいなと思います。あるいは目的を変えて削除すると、移住定住なんていうのは。そうすると、元の住宅条例になるような感じがするのです。基準条例に。そうすると、分かりやすくなってくるのです。あれを何で廃案したのだろう、廃棄したのだろうと。

廃棄といえば、ちょっとお伺いしたいのですけれども、前に前総務課長にお伺いしたときに、ちょっと余談になって恐縮ですけれども、条例改正等については大体３か月ぐらいで書換えがオンライン化、要するに載ると、電子機器で見れますと、こういう答弁いただいているのです。私が旧条例と言っているのは、旧条例といいますか、住宅条例と言っているのは、確かに３月に廃案したのかもしれません。ところが、条例集には載っているのです。載っていませんか。確認できます。その２点を取りあえず伺います。条例集と言いましたっけ。あれだ、例規集。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　定義に関しましてですが、条例の第５条の村長が別に定めるといったところを引用しましてといいますか、改めて別に定めていこうかなというふうに考えております。

また、住宅条例に関しまして、当初ありました令和３年９月に可決、新設されておりました利島村住宅建設基金条例に関しましては、一番最後の失効などというところで、令和４年３月31日時点でその効力がなくなるといったこと。また、３月の定例議会の中で条例の廃止ということでご審議いただいたということで、ホームページのほうの例規集では追いついておりませんが、効力としてはなくなっているものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　例規集が有効、無効については、今の説明で了解しております。手続が若干

遅れているということに尽きるでしょうから、その手続が。

それで、今、第５条でということなのですけれども、これは目的なので、目的に伴う定住、移住なのですよ。それは附則あるいは規則等で定めると、今の答弁ですけれども、これは本文に入れるべきではないですか。だって、規則って、あるいは国で言えば省令、政令があるわけだけれども、それで法的には、私もあながちそれが不適当だということは必ずしも申し上げませんけれども、ただ基本ですから、どういう人のためにつくるのだという。それが要するにその他というところに該当するわけです。この条例に定めなきことについては、この法律に定めなきことについては、省令、政令で定めるとか、国で言えばですよ。だから、具体的なことですよ、規則というのは、あるいは要綱というのは。

これは肝心要、この人たちのためにという意味ですから。定住者のために、移住者のために、そのためにこの条例を設置するのだと。根本なのです、目的の。住宅困窮者のためにといえば、それが目的です。これを村長が判断しますよと、村長が決めますとは言わないのです。そういうところで基本政策、基本に関わる部分については、第１条の大体目的に入ってくると。そこで、目的の中に移住定住のための基金であるということをうたったら、その次には定義で、この条例で言う定義、移住とは何だ、定住とは何だと。国語辞典の話をしているのではないのです。本村で決めればいいのです。本村以外の自治体から転出して、本村に転入した人が移住者ですよと。かつ定住とは何だよと。移住だけではないよね。条件が定住になっているわけだ。そういう意味で質問しているのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　基金条例に関して、今回は住宅の基金条例ですが、ほかの基金条例幾つかあります。財政調整基金条例とか簡易水道の事業の減債等基金条例等あります。そういった中でそれぞれを見ていくと、やはり第１条の設置のところで、どういうふうにこの基金は設置されているのかというところをうたっているといった横並びの、それこそ一般的にそういうふうにうたわれているといった中で、では先ほど言った簡易水道事業減債等基金条例の簡易水道事業とは何ぞやということは、特にうたわれていないというところもありまして、今回、それこそ一般的にそういう移住とは何だ、定住とは何だとは、あえてうたっていないといったところで理解しているものかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ならば、つくる必要がないのだろうと思うのです。何で移住とか定住というのだ。何か目的があるわけでしょう。わざわざ移住定住というのは。しかし、答弁を聞いてみると、何ら変わりませんと言っているのだ。今の答弁は、それを補足するような意味で簡水が出てくると

かあれが出てくるということだと思うのですけれども、明確にお答えいただいているのです。定住移住、移住定住、これは普通の困窮者というか、住むところがないという人のための住宅を建てるための基金条例だと、積立金だと。箱だ、器。それならば要らないだろうと。何か意味があるのか聞いているのです。

このことによって、あんなのあれは要らない、解釈が出てきたとする。原案解釈が。移住とは何だ、何か意味があるのではないかと。極端に言えば、定めですから、決めることですから、例えば大島から来た人だけを移住と認めるとか、へ理屈と聞こえるかもしれないですけれども、そのことを聞きたいのです。東京都内から来た人だけを移住と言うのか、日本全国、外国を含む。だけれども、意味がないとなれば、どこでもいいわけです。聞けば、答弁はどこでもいいのだから。ならば、わざわざ移住だの定住だのと訳の分かったような分からぬようなことを書くならば、必要がない。それによって混乱する。答弁することと内容の整合が図れない、説明と条例との。私は、それならば、答弁のほうはごもっともだと思うわけです。そうですよねと。ならば削除すると。何でわざわざつけるのと。

国語辞典を引っ張れば、移住とは何ぞやとか、これも定義といえば定義ですよ、一般解釈論の上の。あるいは定住とは何ですと。それを引っ張ると、国語辞典そのままを持ち込んできて解釈しようとすると、本村の実情とそぐわない面も出てくる。あなた方というか、村が予定している、想定している。国語辞典を持ってくると、例えば先ほど議員同士で休憩中に私がお伺いしたのですけれども、例えば定住とは何ぞやと。永続というのだよね。私が読んだ範囲です。永続というのは永久ですよ。ここに住んでいる間。こんなものをここへ持ってきたら、それでは一旦その住宅は永続のもの、定住するのだから。国語辞典のとおり永続だから。だったら、そんな人なんかいやしない。移住してきてね。中にはいるかもしれません。

そういう国語辞典の解釈まで持ち込んでつくったとしたら、合わないでしょう。説明つかないでしょう。あまりにも現実とかけ離れるから。本村独自の条例なのだから、本村独自で何を考えて移住定住なのだと決めたらいいです。やるなら。それが分からないなら、削除すべきだと。だって、答弁はそう言っているのだから、何ら変わりませんよと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　混乱させてしまいまして申し訳ございませんが、移住定住の促進というのは、現在の利島村の住宅事情として議員の方々もご理解いただいていると思いますが、村役場もそうですし、島内の各事業所も人を呼べないと。住宅を何とかしてくれという声が、要望が多いといったところに向けて、それに対応する意思表示でもありますので、議員の皆様もそういった観点でご理解いただければなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは、条例の目的の中にそういうことをうたうなら別ですよ。それは一つの政策です、本村の。外から求めたいとか、あるいは若い人を求めたいとか。読んだら、これによると移住者であれば、もっと言えば年齢制限があるのかとか、働く人がいません、働く人が欲しいですと。では、高齢者は駄目です。私に言わせれば、全く条理に反するような理屈というか解釈において、成り立ちを含むと。一々その都度説明しなければいけない。外部から人を入れたいと。それにはある目的がある。例えば若い人たちを入れたいとか。ただ、口で言えないから、高齢者は受け入れませんと、こうは言えない。本村の……村長にあるとするのは、働き手がいませんと。だから、私の期待しているのは、若い人たちを招へいというか、来て住んでいただきたい。本音をたぐればそうだと思うのです。これは私の推測だけれども。だけれども、法律上、憲法上、そうはいかない。性別で差別したり、年齢で差別したり、これはできない。ですから、その辺は条例にうたい込む必要はないということだ、私は。

今、村長が言ったように、本村は人手がありません。若い人たちに来てもらいたいです。それが本音でしょう。分からぬでもないけれども。それは別の手段をもって大いにコマーシャル、呼びかけをやったらいいのではないですか。今みたいにブログでやるのか、ビラでまこうとか、条例にうたい込む必要はないだろうと。何らこれを省いても、その目的はそごがないと。かえって混乱を招くと。

○議長（寺田　優君）　特定を指しているようには見えないのですよね。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私、先ほどの話で討論まで入るとどうにもならぬわけで、皆さん確認されたとおり討論に入っていない。これについて私は削除すべきと、取りあえず定住促進については。こういう修正案の提案したいのです。これは討論というのではなくて、質問想定ができないのだろうか。私は、村長と当然見解の相違はあるかもしれません。だとすれば、それは討論も読まなくてはいけなくなる。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、訂正させていただきたいのは、私のほうから年齢を定めて定住を促進したいといったことは述べていないので、そこら辺は修正させていただきたいと思っております。

また、利島村移住定住促進住宅建設基金条例とうたわれておりまして、当然それにならって移住定住の促進を目的としたという文言からスタートさせてもらっているというのは、やはり今東京都でも移住定住に関して様々な支援、紹介なり、助成金、補助金等いろいろなことで離島に関して支援をしていただいているといったところと足並みをそろえる形もあります。

また、繰り返しになりますが、島内の事情も理解していただき、行政と議会とでこういった形で促進を進めていくのだということもあるので、普通の住宅の建設ではないと。そういったことを流動化させるという意味で、こういうふうにあえてうたわせてもらっているといったところで、見解の相違と言われてしまえばそれまでなのかもしれませんが、ご理解いただきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　言葉尻を取るわけではありませんけれども、今村長がいみじくも本音みたいなことを述べているのです。お分かりですか。

〔「ずっと本音です」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それが本音なのですよ。おのずと差別はしていません。当たり前ですよ。そんなもの口が裂けたって言えるわけない。だけれども、一方では訂正、修正をと求めつつ、望むところはこういうところなのだと。あえて私からは言いません。そこを考えたときには、それはそのためなのだなと。だとすれば、おのずと制約されてきます。先ほどの答弁と矛盾してきます。何人でも結構、住むのですよと言っている答弁と。もしお忘れでしたら、テープ回してもらいます。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　移住を促進させるといった目的ではありますが、そういったことによって、現在の住宅に関しても当然移動したいとかといった方、もしくは修繕したいというような世帯、住宅もあります。そういった方に関しても平準化といいますか、広い家に単身で住まわれている方とか、そういった方を平準化するということもできますと。いろいろな意味で今住宅の事情を解決するために、住宅整備しなければいけないといったところの基金でもあります。

ただ、今回は移住定住促進ということで、これはこれでまずは島外から人を呼ぶと。住宅を整備するといったところで、課題解決の第一歩だというところなので、繰り返しになりますが、議員の皆さんもご理解くださいといったところです。

○議長（寺田　優君）　平行線ならやめなさい。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　平行ではないです。答弁に従って質問していますから、ちっとも平行しないのです。今、答弁の中で改修も入るような発言があるのです。修繕が、この基金で。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　改修の部分に関しましては、これも先ほど述べさせてもらいましたが、例えばぼろぼろ、改修しなければいけない状況の空き家しかないといったところで、人は呼べませんと、

今。なので、そこを空けてもらわなければいけないと。トータルで言うと、住宅を造ることによって人も呼べるし、住宅の維持管理もできるであろうというふうに考えている。そういった意味で改修という言葉を使わせてもらったところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　何度聞いても分かりにくいのですけれども、改修というのはそれはそのまま残るのです、建物は。建物の改修というのは修理でしょう。違うのですか。

〔「修理」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　修理ですよね。これは残るのです、建物は。そうして窓枠を替えたり、床を替えたり、そういうことです。風呂場を替えたり、簡単に言えば。それも対象になるのだと思って聞いていたらば、今度はそうではない。その家を買って、土地を買って、今何件か買ってあります。買いましたよね、１件か２件か。そして、そこを買って更地にして、そこに家を建てると、今そういう話です。これは普通の建設基金ではないですか。改修とは関係ない。ないものを、更地にしておいて修理はあり得ない。物がなくなるのだから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　定住促進を入れることで、逆に大きな問題になるであろうと、混乱を招くというようなご指摘かなというふうに捉えておりますが、逆にどういった事例を想定されているのかなというところを分かりかねるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ちっとも平行ではないでしょう。

○議長（寺田　優君）　平行だよ。

○３番（笹岡壽一君）　だって、どういうことって言っているのだから。

○議長（寺田　優君）　今と同じことを言っているのでしょう。

○３番（笹岡壽一君）　村長と代理の２人でやっているような感じがするけれども、２人で村長をやっているという答弁に聞こえてきたような感じがするけれども、そういうことではないのでしょう。定住、定住と言うけれども、それはその定住の意味は分かるのです。同じでしょう。同じなのです。誰でも入れる住宅、そうなのでしょう。

○議長（寺田　優君）　それはそうだ。

○３番（笹岡壽一君）　そうでしょう。定住があろうがなかろうが、移住があろうがなかろうが、住宅に困っている人は誰でも入れるのではないですか。これが原点ではないのですか。差別があるのですか、定住移住ということによって。それで、盛んに人手がない。外から若い人たちといかない

までも、迎え入れたい。東京都もそう言っている。促進、促進と。事はそうかもしれないと。現実、干渉ですよ。自分の頭で自分の村のことを考えたらいいのです。私はちっとも平行でも何でもないと。

○議長（寺田　優君）　だから、その文言を入れようが入れまいが、やることは同じなのだよ。

○３番（笹岡壽一君）　だから、それならばわざわざ、同じ、村長の答弁と聞いておいていいですか。それが行政だということで聞いておいていいですか。

○議長（寺田　優君）　私は村長ではないから。

○３番（笹岡壽一君）　一生懸命村長やっているから、やっていることはよ。だから、その辺ははっきりしなければいけないのだけれども、あることによって、いわゆるさっきも言いましたように要らぬ誤解を生じやすいと。

〔「要らぬところはどういうところから」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　要らぬというのは、なくてもいいということです。だから、定住とは何だとうたうなら、さっきからくどくど言っているではないですか。これは平行線。定住とは何だと、移住とは何だとうたったらどうですかと言っている。うたうべきだと、そこまで言うのであれば。意味があるわけでしょう。わざわざ移住というふうに、定住というふうにうたい込む目的、意義があるわけでしょう。先ほどは同じだというから、同じだということは、ないと同じですよ。わざわざその中に意味ありげに書き込む必要はないだろうと。それだけのことです。原案にぐだぐだ書く必要はないでしょう。何も……。何か意味があるから、それを一生懸命村長は説明しているわけだ。東京都がどう言ったとか、何がこう言ったと説明している。定住促進を図る、定住者を迎える、移住者を迎えると、これが目的ですよと、簡単に言えばそういうことを言っているわけだ。そうでしょう。

ところが、所管課の答弁は、そこに分け隔てありませんと。全く意味が違います。普通の人と変わらないのです。誰でも入れる住宅を造るのだと。誰でも入れる。だけれども、誰でも入れる住宅なんて、こういうのは書く必要はない。大体住宅を何で造るのだということが目的だから。ところが、移住定住というから、そして村長の答弁を聞けば、村の人手がない、仕事ができない。そのために若い人たちを迎え入れたいのだ。若い人とは言っていないはず。東京都もそう言っている。これだけの話だよ、そう言っては悪いけれども。誰でも入れるのでしょう。違うのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、そういうことで今回移住定住促進というふうにうたって条例を再度上程させていただきたいといったところで、議員の皆様もご協力していただいて、村がそういう方向に進むのだと。今、総合計画でもそういうふうに前期のほうでも書いてありますが、そういう方向で向かっていくのだといったところで、逆に移住定住促進という文言を削除することによって、

問題はないと。別に入れることでメッセージ性があると思いますし、村としてはそういうのを受け入れていくのだということでも意味があると思っているのですが、逆に入ることによって後々問題になるといったところは、今後検討していきたいと思いますが、先ほど繰り返しになりますが、どういったところが問題になるのかというのを伺っておきたいと思っていますが。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　伺っていることは答えなければならないでしょう。だって、聞かれてそっぽを向くわけにいかないので。そういう意味では私が答える番になるわけですけれども、どういう人というのは、どういう障害というか、どういう問題があるのかということでしょう。あることによって、ないことによって。だから、その点については、従来、それこそ平行線と言うかもしれませんけれども、ずっと述べているとおりです。

〔「それは定義と目的の話でしょう。そうでなくて」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　定義と目的と話であって、置くなら定義をすべきだろうと。それで、答弁は変わりませんというから、ということは定義する必要がないのですね。ということは、定める必要はないということです。

〔「別に定めてもいい」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、定めるには定義を明らかにすべきだと。定めるからには。

〔「移住定住でいくなら」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　その移住とは何。というのは、あることによってどういう問題が起きますかということは、定義しないで置いておくということについて、何か問題がありますかという問合せみたいな、質問みたいに来るから、それは先ほど来言っているように、あることによっていろいろな誤解を生じて勝手な解釈が出てきますよと。

〔「どういう誤解ですか」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　例えば今言ったように、これは私が改めて伺いたいのだけれども、移住定住という条件を備えた人たちというのはどういう人ですか、何を想定していますか。一方では、誰でも入れますと言っているのですよ。移住定住と書いてあるから、この人たちに相当する、該当する人たちは、どういう人を構想していますか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、そこで広い意味で村の住宅事情を鑑み、修繕等も含めて移住定住を促進するために住宅建設しなければいけない。そのための貯金、基金の条例だという解釈です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうなると、平行になるような気がしますから、同じような質問せざるを得ないということは、平行になるという可能性があるということで、最後の確認して質問は終わりますけれども、何だか分からぬけれども、誰でもいいと、簡単に言えば。特定な構想を持っていませんと。こういう人たちと書いてあります。この定住促進というのは、特に何らかの縛りはありませんと。目的は分からぬではないです。だけれども、それを言うわけにはいかんでしょう。今、議会ではそういう答弁しているけれども、利島の発展のために、利島の仕事をするために、あれを言うと高齢者は来ないですよ。

したがって、おのずと私が解釈と言っているのは、これはある程度の年齢層を想定することになりはしませんかということです。もしそうだとすれば、それは法の下では許されないと、公営住宅的なものには。だから、そういう答弁はできないでしょうから、さすがに。特定の層の人たちだと。年齢は40歳までだとか50歳までだとか、男性だとか女性だとか。だって、住宅については会社なんかでそういう条件を設定しているわけだ、いろいろとあれやこれやと。不特定多数ではないです。公営住宅的なものなのだから、不特定多数ですよ。ただし、収入がどうだとかこうだとかいう条件はあるでしょう。そこいらの何かあるのかと、これ。さっきはそんなことはありませんと言っているのだから、それを確認したいのです。条例で確認できない限りは、議会答弁で提案者に確認するしかないのです。思惑と違いはしませんか、条例の思惑と。ただ、口では言えないかもしれない。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　全く違うとは考えておりません。

○議長（寺田　優君）　これで終わります。

ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　質問もないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　条例には、るる述べてきましたように、質疑でお伺いしてきたように違和感というのは持っています。持っていますけれども、今の村長の最後の答弁、これが担保とするということで、差別はできないわけで、したくても。したくてもできないのです、法の下で。しないという答弁をちゃんといただいているので。それで条例の趣旨は理解できます。そういう意味で原案といいますか、この案には賛成をいたします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第57号　移住定住促進住宅建設基金条例を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、終了いたします。

賛成多数ということで、議案第57号　移住定住促進住宅建設基金条例は原案のとおり可決、承認いたします。

◎日程第５　議案第５８号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程５、議案第58号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第58号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和４年12月14日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。令和４年10月７日付で閣議決定された人事院勧告に準じ、一般職の職員の給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給額の改定による改正を行う必要があるため、上記議案を提出いたします。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　議案書の45ページを御覧ください。

月例給については、民間企業における初任給の動向を踏まえまして、初任給の引上げを行ってございます。ボーナスについてでございますが、民間支給状況に見合うように0.1月分の引上げを行っ

ているところでございます。管理職手当については、国の基準に合わせて改正を行っているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手を願います。

ございませんか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　２点ほど伺います。

給料表の関係書類、一般職の給料表の行政職表については特にありません。

特別職の関係、特別職というか管理職の件でお伺いをしておきます。１点は、特定管理職というのはどういう職務にある人なのか、これを伺いたいと思います。特定管理職。

それから、もう一点は、管理職者の報酬というか手当、これは別案件ではないでしょう。この案件なのでしょう。手当が何％かはともかく、九千何ぼぐらいということで上げますよという改正ですけれども、今課長と主幹が書いてあるのです。課長が幾ら、主幹が幾らと、これは明確に。誰が課長で誰が主幹かはともかくとして、何人いらっしゃるか知らないのだけれども、課長補佐というのは出ていない。これは管理職ではないのですね。非管理職者、補佐というのは。主幹までは管理職で、役場の職階級の規定が分からないのだけれども。あるいは読み替えて、課長補佐は課長待遇になるのか、給料表を含めてですよ。今までの手当はあるわけ、管理職手当というのは。数年前に残業代もつくことになっている。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

１つ目のご質問で特定幹部職とは何かという話ですか。そちらは利島で言う管理職、課長とか主幹になります。課長補佐については、別に管理職ではございません。特に手当とかいただいておりません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　国は知りませんけれども、東京都辺りだと主幹というのは大体部長待遇で、組織を持たない管理職といえば管理職。組織を持たない、課を持たない、部下も持たない、それが主幹と言われてきたのです、東京都では。それで、本村は今それでもないと、主幹。本村では、部

長というのは町村では特定のところにはあるかもしれませんけれども、一般的には課長止まりですよね、町村は。中には部長もあるということを聞いてもいますけれども、それはともかく、課長補佐は今の答弁だと管理職に当たらないと。何なのですか。どこの扱いになっているのですか、給料表なんかでは。係長級ですか、主査級ですか。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

課長補佐の級ですけれども、給料表では４級となってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ついでにお伺いしますけれども、あるかないか分かりませんけれども、代理というのはどういうことになります。課長代理、本村にそういう制度があるかどうか分かりません。大体課長補佐そのものの位置づけというのは、条例に基づいてそういう身分が付与されているのだと思うけれども、課長補佐というのは条例上あるのでしたっけ。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

当村では課長補佐までできます。課長代理というところはございません。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　これは、あと人事権を持っている村長の範疇に入るので、立ち入った質問は控えたいとは思うのですけれども、ただ誰がかれがという問題ではなくて、分からぬではないですよ。課長補佐というのは、課長がいてそれを助ける。言わせれば、議会で言えば副議長のようなものです。いてね。ところが、本村はいない。なのに課長補佐という、どういう位置づけでなっています、課長補佐というのは。勝手につけた名前ですか。課長補佐の位置づけというのはどういうことになっているのですか。課長代理というのは分かるのです。そのときは明らかに代理だから、課長がいないあるいは不在。したがって、課長職を遂行すると、代理として。課長がいるまで、空席が確保されるまで代理を務める、これは分かりやすい。

今いう補佐というのは分からない。字は例えば助け役ですから、片仮名で言えばカバーする。どういう条例上位置づけになって、給料表は、私は給料表を聞いてもしようがないと思って、そういう意味で給料表を私は聞きましたけれども、給料表を聞いたつもりはないのだけれども、どういう

位置づけになっているのですか、課長補佐というのは。何をやるのですか、仕事としては。どういう立場で、どういう権限を持っている。代理は分かります。普通の補佐という解釈でいえば、それこそ国語辞典的な解釈でいえば、くどいようですけれども、課長がいて、その手助けをするとか、アシスタントみたいなものというのを補佐と言うのだろうと思うのです。だから、くどいようですけれども、給料表はともかくとして、身分的にはどこなのです、位置づけは。課長でもない、主幹でもない、代理でもない。あと本村にある職階級というのは、係長というのはいるのですか、いないのですか。聞くのは主査、主事というのは聞いている。主査ですか、主事ですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　給料表のことを聞いていないということですが、給料表的には１級から５級までありまして、一般的なスタートは主事から始まって、主任、主査、課長補佐、その上に課長なり主幹なり５級ということで分けられているといったところです。

また、課長補佐が何をするのか、課長が何をするのか、主幹が何をするのかというところもありますが、その部分に関しましては、現在ご存じのとおり、満足に職員が充足しておらず、また経験年数とかそういったこともありまして、その辺りはどこまでといったところが明確に線引きができない状況であるところは事実でございます。ただ、詳細に関しましては人事編成の関係なので、答弁は控えさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　係長はいない。課長補佐はいると。係長と課長補佐の区別ってあるのですか。係長は置かないと。なぜ置かないのか。しかし、課長補佐は置く。この職務は何なのか、立場は、立ち位置は。どうも分からない。長とつくと何となく私どもは、例えば係長については管理職というのを認めるというか、ほかはともかく。よそでもやっているのです。それで、係長扱いなのか、課長補佐というのは。さっき言いましたけれども、多少立場、立ち位置が違うのだけれども、主幹は東京都で言えば、かつては知りませんが、部長扱いと。本村で言う課長補佐というのは係長扱いですか。給料表の何等級何号俸はいいですよ。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

村の庶務規程に従って役職は置いてございます。まず、課に課長を置くということで、課長がいますと。その次に、課に課長補佐、主査、主任を置くことができるというふうになっておりまして、そこの中で課長補佐というものを置いているといったところになっています。

係長というお話が出ていますけれども、利島村自体が係制を取っていませんので、係長はいないと。実情を考えていただけると分かるかと思うのですけれども、大きな組織になりますと、まず係があって、当然係長がいると。その上に課長がいたり課長補佐がいたり、所によっては東京都になると課長代理がいたりとかいうような形になっていますけれども、本村の実情を申しますと、係のところは一職員が係を担っているような状態ですので、係ということをそもそも課の中に設置していないので、係長はいないというふうになっていて、課長補佐が何をするのかというと、当然自分の実務もありますけれども、課長の補佐を行うというふうに村の中ではなっております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　係長がないのも知っていますし、係についても分かっています。そういう質問したつもりはないのです。そういうことで答えたとしたら申し訳なかったですけれども、待遇は係長級扱いですかという問いなのです。本村にあるかないかは別ですよ。１等級だか３等級だか５等級の何号だか分からぬとしても、それは別。処遇とすれば、係長、続に言う係はもちろんないのだけれども、先ほどその他の主幹と述べたのです。東京都の例まで出したのは、組織を持たないとか。課長補佐というのは、直接的には組織を持たないのでしょう。あくまでも課長を補佐するわけだ。課長の職務を。したがって、職員を指示したり動かしたりはできない。理屈っぽく言えばですよ。代理ではないのだから、あくまでも課長を補佐する。しかし、その補佐する課長はいない。

結論的に言いますと、事実上課長職務をやっているのでしょう、補佐という名の下で、事実上の実態は。ならば、そこの条例といいますか、実態とかけ離れている処遇になっている。身分は一般職並みであって、やることは課長が不在のまま代理ではなくて補佐。補佐する相手はいないのですよ。代理制度はないということ。代理はどうなっているのです、例えば。考え方だけ聞いておきます、参考までに。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

利島村においては、事務専決規程及び代決規程というのがございまして、総務課長不在の場合、いない場合は、当然職の上位の者が決裁を行うと。総務課の中で今総務課長はいないので、課長補佐のほうが代決というか、決裁を行っているというふうになっています。それで、課長補佐も何か事故があった場合というのは、当然その一番、主任ですか、そういう者が決裁を行うというふうになっておりますので、そこのところ、決裁とかそういったところについては何ら支障がないのかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だとすれば、今のことだとしますと、まさに代理職ですよ。補佐職ではなくて代理職。代理職というのは、事実上の管理職者ですよ。代理する。一般の主事だかがいきなり、それは村長の、そこの自治体の人事権者の裁量に関わるわけだけれども、課長代理となれば、課長と同職をやるわけだ。補佐でも何でもなくて。ただ、本村にはそれがない。しかし、条例上課長補佐という名称をつけて、そして事実上住民課長が答弁されたとおり、今住民課長が答弁しているということは、まさにこれは代理ですよ、総務課長の代理。代理でなければ、そういう答弁ができるはずがない。あとは村長は別ですが、代理行為です。補佐行為ではない。事実上代理をやっているのでしょう。今の答弁、まさにそうです。課長がいないから。それで、住民課長が兼職で総務課長だという、ほかの課長も兼職していたかもしれませんけれども、住民課長が総務課長を兼職しているといえば、これは総務課長がいるのです。兼職であろうが何であろうが。それはいない。だから不思議だというの。総務課長いないのでしょう、兼職であろうが何であろうが。そういうことをただしたいなと思って。

それで、やるのなら身分をもうちょっとはっきりして、事実上代理でやっていると。これをそれでよしとしている。個人的な問題ではなくて、長として、人事権者として、私はそれなりの処遇は考えるべきだろうと、これを言いたいわけです。必要なら条例改正すべきでしょう。これは今の状況だけの話をしているわけです。一旦そういう制度を改正すれば、何人でもそこに通用するわけ。どこの課で誰が補佐という名の下でやっていて、事実上管理職、責任者だ。今、答弁がそうです。代理で答弁しているか、昔総務課長だったというのでやっているかもしれませんけれども、事実上管理職をやっているというのだから、いないから。ならば、まさに代理ではないですか、補佐ではなくて。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　実態、実務のところに関しましては、お察しのとおり私の不徳の致すところで、職員の皆さんにご迷惑をおかけしているといったところがあると思っております。ただ、詳細に関しましては、繰り返しになりますが、人事編成の関係で控えさせていただきたいと思っておりますが、今回の給与の条例の改正に関しましては、管理職に関しましては国の基準に合わせた改正ということなので、少しずつ待遇の面で見直していきたいというふうに考えております。編成に関しましては、十分に職員、住宅の問題もありまして充足しておりませんので、なかなか素直にいけないと。私自身も副村長も不在の状況で、非常に大変なところではありますが、議員のご指摘のように待遇の面も含めて見直しというか、国基準に合わせて改正した今回のように、働きやすい環境を整備していきたいと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

いいやもう、休もう。

それでは、休憩に入ります。

（休憩　午前１１時５８分）

（再開　午後　１時００分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

給与に関する条例の一部を改正する条例の途中でありました。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そろそろ終わりますけれども、今の実情、実態として事実上課長職、要するに代理ですね。ただ、本村に代理という制度はないので、補佐となっている。代理と補佐とは決定的に違う面がある。補佐の場合は、あくまでも課長を云々という立場、それから課長を助けて、課長がいるのだと、そこに。それをアシスタントといいますか、補助する、補佐する、助ける、援助する。この立場だと、一般的に考えて。それから、代理はまさに課長職そのものの行使だと。実態は、先ほど来お伺いしますと、これは村人誰でも知っているだろうと思いますけれども、実態は補佐ではなくて代理をやっているのです。課長はいないのに、そういうことだと思うのです。

そうすると、では誰か課長が職務に就いたとしたときには、その任は解かれる。いるのだから、代理する必要はないわけ。そういう定義というか、運用の違いがあると思うのだけれども。したがって、ある意味代理というのは時限的なものを含む。全て時限的なものを含むというのはみんなそうですよ。課長だってそうですよね。一応課長かどうかというのを担保されているわけではない。いろいろな事情で変化するでしょう。あと部長になるとか、局長になるとか、本村にはそういう職階はありませんけれども。そういう意味合いを考慮したときに、そういった管理職についての処遇はどうするのだということを論じ、対応、処遇すべきだろう。といって何々課長を任命しなくてもいいということにはならない。それは専ら人事権者の裁量に委ねられているので、そこまでは論じませんけれども、そういう状況であると思うのです。

私は、結論的に何をということになれば、やはり同じ職務をする者については、それにふさわしい扱いをすべきだと。名称を優先して、あるいは階級と言ったらいいのでしょうか、職階級というのでしょうか、それを軽々に見て、しかしやることは実際の職務は課長と何ら変わらないのだと。なのに処遇については、今のことをお伺いすれば、そういう処遇をする制度はないと、まだ村には。そのことは、私はこの法律というか、法律もそうなのでしょうけれども、国の法律の制度に準じて、地方自治体も条例を改正するということのようですから、この際、その辺も併せて改正の中に織り込むべきだろうと、こう思うのですけれども、いかがですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　具体的にどこの部分をどう変えていいのか分かりません。今の質問の中では分かりかねますが、午前中の答弁と繰り返しになりますが、職員の皆様にいろいろお願いしているところで大変申し訳ないところではありますが、なるべく職員の数も満足にそろえ、幹部職員も今空席のところを埋められるように努力をしていきたいと思っております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　努力と言われると、その範囲ですと努力のしようがないでしょう。条例そのものがそうなっているのだから、何をどう努力するのですか。何をどうしたらいいか分かりません。どういうことを言っているのか分かりませんということだから、あえて申し上げますと、これは国の基準に基づいて、法律の基準にのっとって、人事院の勧告にのっとって、地方自治体までそういう処遇をすることになった。待遇、扱いをすることになったと。

したがって、これらの課長あるいは主幹、これについては、本村についてはこの２種類の職務の人しか手当はないと。つけられないと。九千何ぼですか、若干違いますけれども、課長と主幹とは。この同じ職務をやっているのだから、実態は。職務が違うなら別ですよ。事実上、課長職やっているのだよ。全く課長職でない立場の人がだ。処遇だけはそちらに預けて、しかし責任から仕事から何から、先ほど住民課長、総務課長代理と言っていいのか、何と言っていいのか分かりませんけれども、何とかの基本に基づいてできますよと。できますよはあるのですよ。そうしたら、その職務にふさわしいほかの課長や主幹と同じように、金額は別ですよ。私はそこまで踏み込みません。だけれども、ふさわしい職務に似つかわしい諸手当については、条例の改正を図って、これしかないのよ。これを図らずして努力目標になりませんよ。職員が足りないとか、手が足りないとか、忙しいとかと言うだけで、迷惑かけますけれども、何とかうまくやりますと言ったって、極めて現実、具体的なのです。条例改正するしかないのだ、これは。ほかに施策が取りあえず見当たらない。暫定的な気分でポケットマネーを払うわけにいかない。そういうことを申し述べているのです。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　職員に対してのご配慮と推察しますが、具体的にその給与条例の部分で、どの部分を改正すべきだというところがもしありましたら、ご教示いただければなと思いますが。具体的な例えば階級を増やすとか、そういったことをおっしゃられているのかな、どうなのかなというのがちょっと分かりかねるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

あまり行ったり来たりするとややこしくなるから。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そういうことになりますと、私も少し勉強しなければいかんかもしれないですけれども、改めてその条例を見直しかけるとか、立ち入ったところまで踏み込んでいかないと、どこをどうするということまでは、条例上どうするかということの文言まで踏み込んでいかなければならぬ面があるかもしれませんけれども、趣旨とするところは、関係条例、何とか条例、二、三ありますね、給与条例のほかに。あるいは分限の問題もあるかもしれません。職務の問題を定めた条例は、先ほど来午前中述べられたように、幾つか関連条例はあるはずなのです。職員の扱いについて。それらを全て精査して、私が今ここでこのようにすべきという部分は、どこをどうするのだと言われても、こうするのだということは申し上げにくい面がありますけれども、いずれにしても先ほど申し述べたように、これは２回、３回の発言になりますから繰り返したくありませんけれども、あえて問われれば、関連条例の見直しをすべきだと。

要するにどう見直すのだということになれば、同じ職務をやっているのであれば、それにふさわしい条例に持っていく、改正すべきだと、処遇を。そのことが課長代理というものになるのか、主幹ということになるのか、あるいは課長ということになるのか。分かりやすいのは、課長になれば一番分かりやすい。だけれども、それは私が振るべき問題ではなくて、人事権については長ですから、そこら辺は何とか踏み込まないように配慮しながら発言しているつもりなのだけれども。議会とすれば、４月にさかのぼるのでしたっけ、この手当の支給は、附則では。

〔「実施時期はそうですね」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうでしょう。４月でしょう。

〔「管理職手当は令和５年４月１日」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そうですよね。ですから、そういうことになると、この条例に合わせ、事実上この１年間やってきているではないですか、４月から。１人だけ、今のところ何となく個人的に聞こえるかもしれぬけれども、個人のことを言っているのではないのです、個人的なことを。職員と言って分かってもらったほうがいいと思うのです。ある特定の職員はそういう同じ仕事をやっているのに、任務も責任も預けられているのに、議会答弁までしているのに、あるいは対外交渉もしているかもしれません。何ら変わらないような職務を実際上やらせられているというか、やっているのに、処遇ということになると、名目を掲げて対象外にされている。この不公平は、同時に私は解消すべきだ。どうせ皆さん、今月決まるのだから、これを反対されて否決されたら管理職手当出ません。この行政のこと、国がどうであろうと、人事院がどうであろうと。

なお、私はその措置を、ほかにもいるかもしれませんよ、課長補佐という人が。３人いるか５人いるか分かりません。そういう人がいるならば、これは併せて処遇を改善すべき。改善といえば改善でしょうから、改善すべき、そういうことです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

ないようですので、答弁はないのでしょう。

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、答弁……。同じ答弁だかどうだか分かりませんけれども、それによって判断する。

○議長（寺田　優君）　では、村山村長。

同じことを言って、それでお返しになると。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ですから、今回の条例に関しましては国の基準にのっとって、人事院の勧告にのっとり、管理職の給与の部分を割合を変えたと。係数を国基準に改めたといった条例です。それで、議員ご指摘のとおり、実態に合った処遇をというところですが、その部分に関しましては私も重々分かっているというか、無理をお願いしている部分もあるところは申し訳ないという気持ちはありますが、その部分に関しましては、人事編成の関係上、控えさせていただきたいといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　いいですか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　現状の職階というか、職制というか、前年度までは総務課長っていましたよね。それが今年度に入ってから、課長さんが病気になったりとかいろいろあって空席という状況。その中で、私も先ほど来ずっと笹岡議員の話も聞いていたのですけれども、確かに我々議員が役場の人事まで介入していいのかという問題はありますけれども、ただそういう状況にあった中で、確かに今回のこの議題は給与額の改定ということで、ちょっと論点がずれるかもしれないのですけれども、やっぱり仕事に合った職階なりに据えるべきというのは当然だと思うので、民間企業でもそうなのですけれども、どこでも民間、公務員問わず、同じような状況だと思います。それを怠ってきたのではないかという気がしないでもないので、その辺は本議題とはちょっとずれていますけれども、議会として決める捉え方でもいいかと思うのですけれども、あるいは私とか笹岡議員の議員の意識という感じで捉えてもらってもいいかと思うのですけれども、ぜひその辺を行政としてというか、役場としてその辺の処遇の改善というのは切に望みます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ご意見もしあるのだったら。

〔「別に……」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、これで質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私は、せっかくの条例提案を目の前にして、ほかにも管理職者いるわけですけれども、４月１日からこの条例が施行されれば、その人たちは九千何ぼ掛ける何か月という分いただけるということからすれば、非常に厳しいというか、申し訳ないような気がするわけです。そのもの、課長及び主幹に対する支給については何ら異論はないのです。もろ手を挙げて賛成できる案件です。

ただ、そこの中で、今るる質問の中で申し述べたように、これは同額の表ではないのだと。条例を改正しない限り、ただいま前田議員からも意見といいますか、質問というか、ありましたけれども、同じ仕事をやってきて、この職務の人が外されると。これをまだ努力だと、こう言っている。将来の検討、将来ではないです。今改正しようとしているのだから、何で外したのだということです。何で外すのだと。これを賛成したら、この改善策は葬られてしまうと。何人だか分かりません、課長補佐なる職務の人が。しかも、課長と同じ仕事をやっていると。そういうのからして、取りあえずというか、外した条例だ。外した条例、処遇から。課長や主幹だけは入ったけれども、課長と同じ仕事をやってきているのに外されると。除くと。それは条例上問題があるからそうなのです。だから、私はこの改正を機に一緒に改正してもらいたい。改正すべきだろうと、もらいたいというより。

それで、肩書き、職階の名称がために、課長補佐というがために、ただそれだけのことで支給対象にならないと、こうなってくる。仕事は同じ仕事をやっていると、くどいようだけれども。これは外すべきではないと。対象に当然取り入れるべきだろうと。もともとなかった条例なのだ、これ。今度の国の法改正がなければ。その中で特定管理者、幹部かよく分かりませんけれども、その中に課長と主幹しかいない。だから、その人たちが対象ですよ。だから、私はそういうふうにあえて改正をすべきだという論を述べて、この条例そのままを賛成するわけにはいかない。矛盾を抱えながら賛同はできない、実態を放棄して。そういう意味でこの原案には反対いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　取りあえず、私は先ほども言いましたけれども、私自身が勉強不足というのもあって、課長補佐とかという職階、呼称から勘違いしたというか、管理職だとずっと思っていたのです。そうしたら違うという話を先ほど耳にして、えっと思ったのですけれども、取りあえず今回の上程されているこの案件については、賛成せざるを得ないだろうと思っています。一般職は何十人といるわけですよね。否決されたら、彼らも損失を被るわけです。そういう意味では賛成せざるを得ないなと思いますけれども、先ほど来出ている課長職に準じた仕事をしているという人に対しては、今日とは言いませんけれども、後日、その辺の呼称なのか、処遇なのか分かりませんけれ

ども、改善とかという、臨時議会でも何でもいいです。やってもらってでも、その辺の対応をぜひ取っていただいて、取りあえずこの今の議案については私は賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。

〔「議長、ちょっといいですか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　何ですか。

〔「補足します。補足で」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論、自分の討論。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　反対は変わらないのですけれども、今の部分が担保されるならば、今前田議員から提案の近々に時期を合わせて一般職の給料表の改定、あるいは課長、主幹の手当の問題、これを否定しているわけではないので、それ自体という点では何ら反対する理由はない。先ほど来述べている点で反対なのだと。その点は変わりませんけれども、ただ併せて討論というのは、今の附帯意見みたいな感じしないでもないのですけれども、近々にそういう諸手当の問題が改善されるということは、私もこの討論の席で述べておきたいと思います。放置しないと。ただ願望にとどまるのでは、これは口実にしかならない。そういう意味で申し上げておきたいと思います。附帯意見みたいなものです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　一方的に述べておくということで。

それでは、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第58号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議員は投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了します。

投票の結果、議案第58号　利島村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は賛成多数で可決されました。

◎日程第６　議案第５９号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程６、議案第59号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第59号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例。

上記議案を提出する。

令和４年12月14日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。これまで村単独で行ってきた高校生等の医療費の助成について、令和５年度より新たに東京都62区市町村で助成を行うことに伴い、条例を改正する必要がある。

上記議案を提出します。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　よろしくお願いします。

利島村高校生等医療費助成に関する条例について、概要版をお開きください。67ページです。ここに書かれているとおり、これまで利島村では、令和２年度から村独自で実施してきた高校生等18歳以下の、中学校を卒業してから18歳になった次の３月31日までの間の医療費の助成について、令和５年度から東京都62区市町村で実施されることに伴い、現行の条例及び規則を改めることとしました。

主な変更点でございますが、これまで償還払いだったものが、現物給付が可能になったといったところです。これまで医療機関を受診したときに、今までですとそこで３割お支払いいただいて、その領収書を住民課の窓口に申請書とともに持ってきていただいて、その３割部分を保護者の方にお支払いしていたといったところが、今度都内で一律に都内の医療機関とか薬局を受診した際には、一部負担金３割部分、医療機関や薬局の窓口で払う必要がなくなりましたといったことでございます。これまでどおり都外で医療機関で受診した場合には、どうしても村役場の窓口で領収書とともに申請していただく必要がございます。そこは何ら変更ございません。

また、高校生の住所要件、これまで村独自で実施していましたので、村から都内、都外にかかわらず、高校進学等のために転出、要は引っ越しされた場合には、利島村の住民票があるものとして扱ってきたところではございますが、今回東京都の62区市町村一律で実施することに伴い、高校生

等の住んでいる住民票のある区市町村で医療証が発行されるということになっています。ただ、先ほども申したとおり、都外に転出されてしまった場合は、どうしても今回やっているのは東京都だけということでございますので、ほかの自治体いろいろあるかと思いますけれども、都外に住んでいて、その自治体に高校生の医療費助成がないといった場合については、引き続き村のほうで助成をしていきたいというふうに考えて、村のほうで医療証等々も発行していくといったところでございます。

それと、最後、財政的なところでもございますが、当然これまで村の単独事業で実施してきたものですから、村がかかった費用の10分の10を負担してきたのですけれども、今後は東京都が２分の１、村が２分の１といったところで、村の財政負担が減るといったところでございます。

また、特例的なところで、令和５年度から３年間については、東京都のほうで10分の10補助していただくといったところでございます。ただ、東京都の補助については、所得制限、利島村はこれまでも乳幼児の医療費助成とか、義務教育就学時の医療費助成等々と併せて高校生の医療費助成もそうなのですけれども、通常でいきますと所得段階に応じて１回の通院につき200円負担とか、そういった所得制限に応じたところとか、あとあまり高額になってしまうと補助自体がないとか、いろいろそういったのがあるのですけれども、利島の現状に即しまして、今回の負担のところも一律の負担を求めずに、また所得制限等も設けずに実施されるといったところは、何ら変更はございません。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　定義の問題について伺いますけれども、高校生に限定はしないのですよね。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

こちらの条例につきましては、用語の定義ということで第２条にございまして、「「高校生等」とは」というところで、「15歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から18歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある者」といったところで、高校生限定といったところはございません。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。当初はそういうことでありましたので、この定義を確認した

ことです。２条に明確に書いてあるので。

以上で終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　本村のこれまでのある意味では歴史が東京都へ届いたと。あるいは国内的な自治体からの要望の結果かどうか分かりませんけれども、そういう点でいずれにしても村間でやっていた事業が東京都の事業になってきた。いわゆる数年間は東京都が100％やると。その後は半分ですか、それが補助事業になるのだということですね。財政負担も整いましたし、そういう点では何ら異論なく原案に賛成いたします。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、採決を行いたいと思います。

議案第59号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例を採決いたします。

議員は投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第59号　利島村高校生等の医療費の助成に関する条例の全部を改正する条例は、全会一致で可決、承認になりました。

◎日程第７　議案第６０号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更について

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程７、議案第60号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第60号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更について。

上記議案を提出する。

令和４年12月14日。

提出者、東京都利島村長、村山将人。

提案理由。旅券法の一部を改正する法律の施行に伴い、旅券の申請受理及び交付などに係る事務の委託を変更し、これに伴い、規約の一部を変更する必要がある。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　75ページをお開きください。

今回の規則の概要から説明させていただきますと、東京都における旅券、パスポートの交付についてなのですけれども、島嶼部についてはほかの市町村と異なって、本土の町村については立川と新宿と有楽町と池袋かな、その市町村でこの事務を行っておらず、東京都が直接パスポートの支給を行っているのですけれども、島嶼につきましては、島内までの交通の便とかそういったところも踏まえまして、町村が代理でこの事務を行っている関係で、東京都と利島村、島嶼の町村との規約に基づいて実施しているため、一部法律のほうが変わってくると、どうしてもここを変えなければいけないといったところで、今回規約の一部変更といったことになっています。

主な変更点は、増補といいまして、増補というと何かというと、よく海外にお仕事とか旅行とかで行かれると、パスポートの中に判こを押されていくのですけれども、判こを押すところがいっぱいになったときに、別にもう１冊新しく作るのではなくて、間に挟むものをつけてくれるというのが増補というのですけれども、そういったところが今回の旅券法の改正によって増補を認めないというか、新しいパスポートを作りますというところになったので、増補のそこの部分が規約の中にも載っていたのですけれども、必要なくなってしまったので、廃止させていただいているといったところです。

あと、現有の今持っているパスポートを、最初の場合、申請時に利島村のほうが一時的にお預かりするといったところがあったのですけれども､そこがそのまま申請した方が持っていてもらって、パスポートを持っている方はですね。最後、新しいパスポートが出来上がったときに取り替えっこするといったところが変更になっているといったところが、主な変更点になっています。

以上、変更のところをご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手を願います。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　１点だけ伺います。

扱い窓口は、以前はたしか教育委員会だったという記憶があるのですけれども、今の説明は住民課ということですけれども、申請受付の窓口というのはもともと教育委員会と前に聞いたことがあるのです。だけれども、これは住民課ですか。それだけ伺います。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

私が把握している限り、住民課で所管していたということです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論を省略し、それでは採決を行います。

議案第60号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更についてを採決いたします。

議員は投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第60号　旅券法の一部を改正する法律の施行に伴う旅券の申請受理及び交付等に係る事務委託の変更及び規約の一部の変更については、全員一致で賛成となりました。

ここで５分ほど休憩をします。

（休憩　午後　１時４０分）

（再開　午後　１時４８分）

○議長（寺田　優君）　それでは、休憩を解いて会議に戻ります。

◎日程第８　議案第６１号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）

○議長（寺田　優君）　次は、日程８、議案第61号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第61号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）。

令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,596万7,000円を減額し、歳入歳出総額を17億9,792万1,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　説明させていただきます。

議案書の83ページを御覧ください。一般会計補正（第５号）の概要になっております。歳入ですけれども、村税及び地方交付税については、現時点での調定額を計上してございます。都支出金については、高校生等医療費助成事業補助金、医療保健政策区市町村包括補助事業補助金、ＰＣＲ等検査無料化事業補助金の増額があるものの、市町村総合交付金については、10月に行われた財政ヒアリングで東京都より示された額を参考に減額してございます。また、東京都山村・離島振興施設整備事業補助金は、対象事業を今年度実施できないことから減額を行っております。

歳出では、契約差金及び今年度実施見込みのない事業については減額を行い、原油価格高騰の影響による水光熱費等の増額、今年度実施見込みのある事業について不足分等の増額を実施しております。人件費については、人事院勧告分及び実態に合わせた補正、いわゆる新陳代謝を行ってございます。

総務課関連の主要事業についてですが、歳入については概要で述べたとおりでございます。

歳出についてでございますが、議案書の103ページ、下段を御覧ください。東京都セキュリティクラウドサービス利用料としまして222万円を計上してございます。こちらに関してなのですけれども、令和５年１月より開始する東京都セキュリティクラウド利用料として、都より今年度分の利用料の提示があったため計上してございます。

続いて、議案書の105ページ、中段、利島村サステナブル事業支援業務委託料275万円ですが、東京宝島サステナブル・アイランド創造事業について、令和５年度中に申請を行う準備としまして、業務支援委託分の計上を行ってございます。

続いて、議案書の111ページ上段、住宅建設基金積立て3,510万8,000円ですが、今年度リース方式で建設予定であった住宅に充当する予定であった住宅建設基金分を、次年度建設予定の移住定住促

進住宅建設費用に充当するため、本議会で議決いただいた移住定住促進住宅建設基金へ積立てを行うための計上になってございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　すみません。住民課所管の部分をご説明申し上げます。

84ページのまず概要版を御覧ください。⑦、117ページ、中段でございますが、先ほど申したとおり、高校生の医療費助成実施するに当たって、東京都より今年度準備費用として10分の10の補助金が出るといったところで、準備事務経費を計上させていただいています。

私のほうは主なところで以上となります。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　では、環境建設課所管の主要な事業について説明させていただきます。

84ページと85ページのほうで話をさせていただければと思います。③番目、再生可能エネルギー利用事業、超小型モビリティーの車両を今リースで借りさせていただいて、今役場の前に止まっているのですけれども、こらちのほう、当初予算のときに計上していたＣＥＶ補助金という国の制度の補助金がありまして、こちらのほうを受けられてリース料自体が減額になっております。また、リース開始が10月になりましたので、後ろ倒しになったため減額をさせていただいております。委託料、工事請負費は契約差金の減額になっております。

空き家改修事業、107ページ上段でございますが、今年度島内のほうの空き家改修事業の見込みがないため、減額させていただいております。

85ページに行きまして、猫の去勢・避妊事業でございますけれども、飼い主のいない猫の去勢・避妊手術の実施数、当初予算で５頭計上させていただいているのですけれども、12頭増の17頭を目指しまして増額させていただいております。実績も今回も５頭、当初予算の額は終わっているというところでございます。

ストックヤードの改修、121ページのところでございますけれども、ジシンガ沢ストックヤードの開放を行わないこととしたことから、ストックヤード等に監視用カメラを行わないこととなったため、減額、皆減させていただいております。

12番目の村営・職員住宅リース料というところで、先ほど総務課のところで説明申し上げましたけれども、住宅整備をリースでの調達から変更するため皆減させていただいております。

13番目、住宅建設基本設計業務委託料、来年度建設予定の定住促進住宅、こちらのほうの基本設計を今年度可能な範囲で実施するため計上。

14番目、定住促進住宅建設整備工事、今年度に関しまして、住宅整備の予定地のほうの整地を行わないこととなったため、減額させていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　産業観光課所管の補正予算についてご説明させていただきます。

85ページになります。10番、先ほど隅課長補佐から説明が少しありましたけれども、新製油センター製造工程・建屋建設設計委託に関しましては、マイナス2,363万5,000円とさせていただいております。理由としましては、新たな建設候補地の選定に時間を要しているというところで、今年度予定していた設計等業務ができなくなったため、減額とさせていただきました。

続いて、11番、ラフタークレーン海上輸送船舶賃借料ということで、これは308万円入れております。内容としましては、島外でラフタークレーンの車検を行うための海上輸送費分を計上させていただきました。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　弟子丸教育長。

〔教育長（弟子丸知樹君）登壇〕

○教育長（弟子丸知樹君）　教育委員会の分についてご説明をさせていただきます。

84ページ、85ページで１番から14番あろうかと思いますけれども、そちらに教育委員会の分としてはないのですけれども、83ページに記載をさせていただいているとおり、教育委員会としては歳出費について約295万円減額というところにしてございます。その理由として、大きく２つございまして、１つは離島高校生の補助金について、従来念頭に置いて積算をしていた人数よりも申請人数が少なかったということを踏まえて、減額をしているというところが１点目でございます。

もう一点としては、令和４年度の当初予算のときにご説明をさせていただいている記憶があるのですけれども、統合型校務支援システム、具体的には先生方が職員室で子供のいろいろな成績情報であったり、そういうふうなところを処理するシステムのことでございますけれども、そちらはもともと令和４年度に村の予算で導入をしようというふうに考えてございました。

一方で、東京都のほうで島嶼部を含めて共同で調達していただけるというような話がございまして、それは令和５年度からスタートするというふうなところの見込みでございますので、令和４年度中に村独自において導入をすることは不要であるというふうに考えまして、減額をしてございます。大きくこの２つでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手を願います。

石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　すみません。２番の利島村サステナブル事業支援業務委託料275万円ですけれども、これは105ページ、このサステナブル・アイランド創造事業というのは302万5,000円になっているのですけれども、実地調査委託料27万5,000円と、それと302万5,000円になるのではないですか。違うのかな。2,750万円、利島村サステナブル事業支援業務で275万円か。これ、サステナブル支援事業というのはどういうことですか。どういう仕事なのか、ちょっと私……

○議長（寺田　優君）　隅総務課長補佐。

〔総務課長補佐（隅　智孝君）登壇〕

○総務課長補佐（隅　智孝君）　石野議員のご質問にお答えします。

先ほど申し上げた275万円については、主要事業としてサステナブル・アイランド創造事業費、総額325万円のうちの中の一つということで申し上げた次第でございます。実地調査委託27万5,000円に関しては、今後建設予定のサテライトオフィス、今ある母屋を残して活用していこうかなと考えているところで、その母屋自体が今後も使用可能かどうかという実地調査をお願いするための委託料になってございます。

利島村サステナブル事業支援業務の内容についてでございますが、先ほども申し上げたとおり、来年度５月申請を目指しているところで、申請に当たるサポート支援、申請書の構成とか、事業計画等々をお願いしていこうかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ラフタークレーンの380万円というのは、これは往復の費用ですか、海上輸送の。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

村で今回計上した金額に関しては片道分になっています。片道の理由としましては、島内の事業者で同じように島外で車検を受けるという事業者さんがいまして、そこの事業者さんと交通費を折半するというところで今調整をしているというところです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　10番の製油センターの設計委託という、新たな建設候補地の選定に時間を要

して設計業務ができなくなったとあるのですけれども、今年の３月頃、予定地決まっていたのではないですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

予定地の候補は何か所かあるのですけれども、まだそこの決定はなされていなくて、それに関しては今回設計をするに当たって業者さんとも調整している中で、候補地がきっちり確定しない状態では、なかなかこれ以上進めるのが難しいというようなお話がありましたので、候補地をきちっと確定させるというところを優先で、今年に関しては事業を中止させていただいたということになります。

以上です。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　こういう図も貰ったのですけれども、これだと予定地の候補地というのは１か所しか印がないのですけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

ちょうどお配りしたときに私の説明も足りなかったかなと思うのですけれども、仮でそこの場所に建てたらというところで、一応概要図として入れさせてもらっているという状態ですので、確定ということでそこの資料の中に入っているわけではないということです。すみません。私の説明が足りなかったということです。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　用地が決まらなくて、都からの補助金がもらえなくなったということでいいのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　石野議員のご質問にお答えします。

補助金がそれで獲得できなくなったというよりは、こちら側で事業を遂行することができないということで、補助金に関しては取下げを申請するという形になります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　用地が決まらなくて、東京都が予定していた約2,000万の補助金を取り下げたと。

あとは、９番のジシンガ沢ストックヤードのカメラが1,051万9,000円、これは何で取り下げたのですか。これはあまりに高くて、ジシンガ沢ストックヤードはカメラを２つぐらいつければ60万、多くて80万ぐらいでできるのではないかという予定が、一千何百万になると。1,000万を超えているので、それでこの1,000万円やるからということだったのですけれども、これはあまり高過ぎたのでやめたのか、それともどういうことなのかというのを聞きたいのですが。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　９月の定例会でまさに石野議員がおっしゃられたとおり、具体的なところはすみません。一言一句まではあれですけれども、常時開放の話は以降しないですかねというお話で、しないからここの検討してくれというところの話で、うちのほうの検討の結果、カメラの設置を全部取り下げるという判断をさせていただいたところであります。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　ジシンガ沢のストックヤードだけではなくて、ほかのところもつける予定だったのではないですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　エコセンターですか、そちらのほうも整備予定ですけれども、そちらのほうもストップかけたというところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　今、エコセンターというか、いろいろな新聞紙とかペットボトルを分けているところは、もともとついていたですよね、カメラは。それを取り替えようとしたのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　そちらのほうもカメラは、物としてはついているのですけれども、正直全然中身が見られていない状態というのもございまして、併せてジシンガ沢ストックヤードと双方常時監視ができるようにと考えておりました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　24時間監視するつもりだったのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　そうですね。24時間連続で監視できるようなシステムを考えておりました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　24時間、誰か監視するのですか。また、昼間でもいいのですけれども、昼間も誰か監視するのですか、カメラを。テレビと言っていいのかな。予定だったのか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　こちらの庁舎のほうでテレビというか、モニターを設けまして、そちらで常時監視、見ることができるようなシステムを考えておりました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　夜間はどこを映していますか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　録画もできるような仕掛けになっておりますので、それを戻って見ることもできるし、ウェブで見られるようになっていますので、ウェブというか、ウェブの仕掛けというので改めてそこにアクセスすることで、ほかのところからも見ることは可能といったところでございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　では、取りに行くことができたということですね、カメラを。例えばＳＤで引っ張り出してくれば。２週間分撮れるのか、ためておけるのか、１か月分撮れているのか。要はいろいろな木とかそういうのではなくて、夜間、産業廃棄物だとか誰か夜にでも来たとき、そのとき見れるわけだよね。朝、見に行ってしまえば、誰か違うものが捨ててあるって。そのときは、ＳＤカードで引き出してくれば見れるようなものなのでしょうか、そのカメラというのは。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　考え方として、もともと整備を私どものほうで予定をしていたものに関しては、クラウドにデータが上がりますので、わざわざ引っ張り出すこと等はなくて、こちらのほうで見ることができた。ＳＤカード云々というのは、多分固定したところに置いてあるものを

考えられているのかなと思うのですけれども、カメラ、ＳＤカードとか差しているものに関して、取りに行かないと見られないよと。今回用意しているのは、ネットワークにつながってクラウドで見られるような仕掛けですので、実際に現地にわざわざカードを取りに行かなくても見ることができる。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　24時間ずっと見るということなのだけれども、昼間、職員はどうするの。テレビを誰かこうやって見ているのですか。そういう予定だったのか、それともただテレビがついていて、何か警報が鳴って見るとか、そういう予定だったのか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　取りあえず、警報等は鳴る仕掛けは考えていなかったですけれども、24時間庁舎のほうで、その状態を閲覧することは可能になるように仕掛けを考えていました。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　24時間見れるようになって、夜間は見れないわけですよね。職員いないので。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。繰り返しになってしまうのですけれども、先ほど申し上げたとおりですけれども、クラウド上に上がっているデータになりますので、ウェブ、インターネット側で、インターネットへつながるかというとちょっとまた別な話なのですけれども、インターネットとつなげるのと同じような仕掛けで動画を見ることができると、アクセスすれば。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　そういうことまでやらないと住民を信用できなかったのですか。そういうことでいいのですか。それともやりたくて、ちょうどいい機会だからつけてやろうと。ついでにペットボトルなんかあるというところもカメラを替えようと、そういうことだったのか。そういうことだと思うのですけれども、これはいい機会でカメラをつけてくれということなので、それで役場自体がこういうことをやってくれというだけでは、1,000万なんていうあれは出なかったと思うのだけれども、そこはどうなのですか。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　この件に関しましては、昨日一般質問の中でもお答えしたかと思いますが、

そもそもあの場所を整備した目的として、目的外の使用が見られたというところで、その部分に関しましては再三注意を促しましたが、なかなか改善が見られませんでしたといったところで、残念ながら施錠ということで閉鎖をしたと。閉鎖といいますか、申込み制にしたと。ただ、議会の皆様からそれはちょっと住民の方が使いにくいということで、運用していく上で今までの反省、経過も踏まえて、どうやったら使えるようになるかといったところで監視カメラ、しかも24時間ということで、夜でも映せるようにということである程度高価になったと。また、ほかの場所もカメラを、今まで設置していたカメラでは能力的に不足していたということもありまして、併せて整備をしたと。また、それに関しまして財源もあったので、財源というよりも補助金ですか、交付金も含めて計上させてもらったといった経緯があります。

運用としましては、具体的に話合いがそこまで落とし込まれてはおりませんが、ずっと職員が24時間カメラとにらめっこというわけではなく、例えばこの時間に行くよとかという連絡があったら、ああ行っているねと。もしくは何か変なの捨ててあったぞといったときに、モニターの記録をさかのぼってチェックをして、例えばその方に注意を促す。また、カメラを設置することによって、そこの利用者さんのモラルが維持できるのではないかと。様々な観点からそういったことを考えましたが、課長も述べたとおり、さきの議会でもう一回見直したほうがいいのではないかということもありまして、改めて幹部会で話し合った結果、では今までどおりの運用でいきましょうというふうなことで、今回減額させてもらったという経緯でございます。

○議長（寺田　優君）　石野議員。

〔４番（石野　治君）登壇〕

○４番（石野　治君）　この13番かな、13、14になるのかな、住宅建設基本設計委託料で1,800万、定住促進住宅で900万計画されているのですけれども、131ページ、これは定住促進住宅の84ページということを900万予定していたのだけれども、やらなくなったので減額して、今度定住促進住宅で住宅建設基本設計委託料で1,800万が必要だと。そのお金900万ないので、900万を入れたということなのですか。1,800万にするために。そうではないの。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　まず、13番、14番に関しましては、予定地の場所、具体的には述べないでＡ地とＢ地とさせてもらいまして、まずＡ地に関しまして、当初、今年度リース方式で整備を予定しておりました。再三再四述べさせてもらっている場所なのですが、そこに関して様々な課題が出てきたと。具体的には擁壁ですとか、地質調査とか、確認申請とか、手続的な問題とかあったと。中で、基本設計なり何なりをやっていくべきであろうと。当初はリース会社に全てを委託というか、リースの中に込みでやっていこうというところだったのですが、その方針に転換したといったところで、今年度基本設計ということで、その場所にこういった事業ということで委託料を補正をかけ

たといったところです。

一方で、14番の造成に関しましては、Ａ地ではなくＢ地のほう、今年リースで整備した住宅と、もう一方のＢ地のほうの造成をし、その翌年に住宅を整備していこうという計画でおりましたが、さきにも述べたＡ地のほうを集中的にまずはやっていこうというところで、この減額をさせてもらったということでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　85ページの⑧、猫の去勢・避妊事業で32万3,000円計上されているのですけれども、これって何匹分を想定しての計上なのかというのと、雄、雌どっちをやっていこうとしているのか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　前田議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回計上させていただいたのは12頭分で、取りあえず性別は今のところ指定していなくて、雄、雌でも取りあえず12頭分やらせていただきたいと考えております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　増額ですから、今までに実施したというのは何匹ぐらい実施したのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今年度なのですけれども、当初予算で５頭分計上させていただいておりまして、５頭が既に済んでいるといったところでございます。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　12匹分ということなのですけれども、私も猫を何匹も飼っていた経験があるので、去勢とか避妊とかってしてもらった記憶もあるのですけれども、たしか避妊のほう、雌のほうが手術料高いのです。そうすると、32万3,000円で12頭といったら２万ちょいか。単純にこの数字から見ると、そうか、運賃もあるわけね。それで32万3,000円か。12頭が妥当かどうかというのはありますけれども、結構住民の中でも汚いとか、やたらふんをする、おしっこするという、そういう話も聞いたことがあります。利島の場合、首輪をしている猫ってあまり見かけないのですけれども、そうするとイコール全部首輪していない猫は野良かという言い方もありますけれども、その辺はしっかり捕まえないことには、この去勢・避妊というのはできませんので、捕まえた段階で一応飼い主がいるかどうか分かりませんけれども、確認してからぜひ実施なりしていただければと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　よろしいですか、答弁は。

○１番（前田　清君）　いいです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私も先ほど石野議員から質問のあった点に若干関連しますけれども、お伺いをしていきたいと思います。

まず、クレーンの車検の問題ですけれども、搬送して三百何万ですか。これは業者と折半という説明でしたけれども、これは従来はどうなっていましたですか。いつ買ったか記憶ありませんけれども。３年ぐらい……

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

従来は島内の自動車整備の会社があるので、そこでやっていたと。今回の車検につきましては、来年度の３月までの車検ということで、そこに間に合わせるためというのと、自動車整備の会社をされている方が廃業されるということで、そこを何とかしなければいけないというところで、今回は島外で車検を行うという判断になったということです。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。

と申しますと、島内でもできるのですね。やってきたというのだから。

〔「はい、やっています」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　これまでやってきたというのだから、島内でもできるのですね、車検は。その体制があったときは、これは不用額ですね。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現状、今ほかの場所で車検をするということで、かなり具体的な話はついてきてしまっているので、ここででは島内でできますよとなったときに、相手もあることなので、そこをけっ飛ばしてやれるかどうかというのはちょっと調整が必要かなとは思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　あまり民事の中に介入するという考えはないのですけれども、厳しい財政の中で、しかも島内でできるのであれば、もともと島内でできないということでこういう対応したのだと思うのです。そういう業者さんと折衝してきて、いろいろな話の成立もあるし、場合によっては判こをついてあるかもしれません。契約書ですね、これは分かりません。分かりませんけれども、財政の節減の問題を含め、島でできるものについて島でやることによって、そのお金が島内に投入される。投入というか、回ると。これが本来の島内経済のあるべき理想的な姿だろうと思うのです。まだ流動的であるというのであれば、今後の動きにこれは検討を含みながら対応。ただ、今のところ分からないというのは、これは分かるのです。だけれども、まだ３月までは４か月あります、かれこれ。３月はしないのだ。そういうことの含みになりますか、なりませんか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

現状、ほかの島外の事業者さんと今調整を進めているというお話は先ほど説明させていただいたのですけれども、時期の問題というか、これからの季節というのは、今日もそうですけれども、船がなかなか着かないというのがありますので、なるべく早く車検をやりたいというところで、一応１月の中旬ぐらいには島外に出すという調整で今進めているところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　いかに公共物、あえて言えば村の公共財産、物だということで申し述べているので、これが民間同士なら全く立ち入る隙もないし、どうぞどちらでもと。必ずしも利島でやらなくても、民民同士で決めてどこへ運ぼうと、我々が議会で何のそのということではないと思うのですけれども、たまたま村財産、公有財産なものですから、これにかける費用、なくてもいい費用が避けられるなら、三百数十万の要はそれによって軽減策が取れるのであれば。

特に今おっしゃっていただいたけれども、１月は最悪の場合、船が来なければ運びようがないわけです。ということは、延びることもあり得るわけです。例えば１月20日持っていきますと約束したのだけれども、今みたいにこれでもって船が来ませんと。そうしたら、１月20日どころか、２月に入るかもしれないし、そういう点を考慮して、もし島の中でできないのなら、これはやむなし。できる可能性があるなら、その判断については、１月の中頃と言いましたけれども、それまでの猶予は、そのときにはどうなるかとある程度状況が明らかになってくると思うのです。これは駄目だよと、よそへ出すしかないと。それで、それを待っての業者との話合いということになるでしょうから、相手は相手なりにそれは当然考え、準備しているでしょう。そういうこともしんしゃくしながらの対応というのは取れます、取れませんか、もう決定ですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

決定か決定ではないかと言われると、今回補正予算を計上していますので、まだ決定はしていませんが、島外の事業者さんとは10月ぐらいから交渉もしていて、いろいろな調整をしている中で、簡単に言うとこちらの都合であと半月ぐらいで送るという状態でひっくり返すというか、こっちでできるようになったからごめんなさいというのが、本当に道義的にどうかというのはあるのかなとは思います。ただ、先ほど議員が述べたように予算の使用、執行に関しては、また別途考える必要はあるのかもしれませんが、今まで私が交渉してきた身とすると、やっぱりそれをなげうってというのは心情的には結構厳しいなというところは思っています。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それはそれなりに理解できますので、あながち何が何でもということはあえて申し上げませんけれども、ただ私が申したようなこともしんしゃく、判断の中には織り込んでいただければと思って質問したことです。それでは、これ以上質問はしませんで、次に行きます。

これも石野議員から質問のあった件、さきにやっているのですけれども、実態として伺いたいのですが、製油工場の問題です。これは、先ほどは担当主幹が説明不足でしたという答弁でした。私が思うに、これは推測です。説明不足ではないのではないかと。というのは、交渉してきたのだろうと、用地を。だから、絵図面を起こしたのだろうと、場所まで描いて。それでなければ、勝手によその土地を絵図面を起こせるわけがない。よその土地を全く何もなしで勝手に絵図面描いて、その上に配置図まで描いて、それは空想の世界。そういうのに対して交渉してきたのでしょう。

そこで、聞きたいのです。一つは、あえて言えば全く交渉も何もしてこなかったのか。勝手に選んで、勝手に絵図面を描いた。これは考えにくいけれども、そういうことなのかと。それが一つ。

それから、もう一点は予定して話をしたのだと。しかし、何らかの事情で不成立に終わったと。買収ができる予定で交渉して、買収できる予定で絵図面を起こしたと。そして公表したと。公表というか、議会に示したと。ところが、その後何らかの状況の変化があって、相手方さんから、ああは言ったけれども、あれはなかったことにしてもらいたいと言われて予定が狂ってしまって、それで東京都に迷惑かけてはいけない。東京都はオーケーしている、申請して。そこに造りますよと、場所まで指定して東京都に申請してあった。ところが、専ら地主との関係で不成立になったと。したがって、東京都に物をお願いしてというか、申し述べて、あれは駄目でしたと。ですから、今年度の予算措置については、助成金についてはご迷惑をおかけしましたけれども、対応できなくなりましたのでということで東京都に減額要請を申請した。減額申請というのはどうかと思いますけれ

ども、これが私は推測できる話ではないかと思うのです。決して説明不足ではないと。何があったのですか。

このことを私はなぜ聞くかというと、その説明がないと東京都だっておかしいでしょう。東京都には、議会に対する説明不足があって、あれはないことにしてくれと、そんなことは通用しませんよ。私はそう思っている。だから、なぜ駄目になったのか、これは率直に明らかにしたほうがいいのではないですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

用地に関しての地権者との直接的な交渉はしていないです。利島の今管理を任されている方には話はして、地権者の方は利島の在住の方ではないですけれども、今回候補に挙げている、さっき地図に載っているという場所に関しての地権者の方というのは島外在住の方で、その土地の管理を任されている方には話は一度したことはあるのですけれども、直接的な交渉はしていないです。

東京都に対しての申請する際ですけれども、補助金の申請する際は、まだ用地は決まっていないという説明はしていまして、候補地みたいなところはないのかというところで、一応考えている、候補に挙がっているところはありますという説明で、挙がっているところがあるのだったら、仮でもいいからそこを地図上に落とし込んでほしいという話で進めたというところはあるので、議員おっしゃるとおり、勝手にそういう図面になっているということに関しては、ちょっと配慮が足りないというところはあったと思います。すみません。失礼します。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だとすれば、村としてはある管理者といいますか、そこと接触して、大丈夫だと思うよということで絵図面を起こした。東京都には申請していないと。同時に地主とは接触したのですか、しないのですか。肝心要な地権者とは。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

地権者とは直接交渉はしていないです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　なぜしないのですか。買うつもりはないのですか。ほかに用意できたからということですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

候補地ということでほかにあと２か所候補がありまして、利島の事情的に広くて平らな土地がなかなかないというところで、一応３か所今候補があるのですけれども、どこが一番いいのかというのがなかなか決めかねているというところがありまして、ただ一番場所的に例えば道路からの導入、通路とか、そういうところとかいろいろなところを考えたときに、それだとＡがいい、こっちだとＢがいいとかというのがあるので、総合的に判断をまだしかねているというところがあるのが正直なところです。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　そうしますと、まさにその説明をするべきでしたというところに落ち着くというか、なるしかないという気がするのですけれども。

そこで、お伺いしますけれども、ほかにも何か所か候補地があるということで、確かにあの図面に示された場所は、搬入とすればちょっと問題がありそうです。あまりにもその行き来の往来が、どっちから行こうが、上から行こうと下から行こうと急坂のところで、しかも右ハンドル、左ハンドル取らないと入れないというところで、荷物を積載して入るについては問題があるかなという感じは、絵を見れば分かるように分かるのですけれども、今おっしゃったように搬入はどこが便利か、面積がどうだとか、地形がどうだとか考えると分からないと、これはこれで分かります。で、どうするのです。いつまでに、これは東京都との関係は、補助金が内諾されているように予算減してありますけれども、二千数百万、これでお返ししているわけ、減額したというのは。その辺との関係はどうなっているのか。いつ事業をかけているのですか。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員ご質問にお答えします。

補助金自体はまだ村には入ってきていない状態です。交付決定は受けたというところで、これから取下げの申請をするというところで、これからというか、今交渉というか、やり取りしているところです。土地の決定に関しては、一応来年度中に決めた上で、地権者との交渉ももちろんそうですけれども、その次に用地の測量をした上で土地の買収に進められたらということを考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私がお伺いしたのは、決まっているというのは、国でも協議しますけれども、内定通知出すわけですね。もちろん金の交付、現金の交付、これは時期がいろいろあると思います。

地方交付税、国で交付税がいつ頃入りますと、いつといつ頃に分けて入ります。それはあると思う。内定するということは決定です、実際は。このままいったら、この事業やったのですね、私に言わせれば。やらなければならないはず、今年度中に。それが今こういう事情で、考えてみたらあっちにもこっちにもありそうだと、候補地が。まだ決めかねているということをもって、東京都に内諾、内定いただいたけれども、東京都としてはちょっと面食らうと思うのです。所管課にしたって、決裁を経て内定して通知したのに、年末になってきてお返ししますと、やりませんと、こう来たらば、何でということになると思う。

だが、それはともかく、改めて伺いますけれども、今答弁いただいたように今年度事業が来年度に繰り出された。だって、今年度予算をつけたわけですよ、2,300万。ということは、いつどういう仕事をやるかはともかく、それがやらなくなったのだから、次年度以降になったわけで、今度東京都は次年度になって申請を待って、改めて決定すると思うのです。場所によっては金額も違ってくるでしょう。あそこだったから2,300万だけれども、ここへ来たら3,000万だってあり得る。もっと安いかもしれませんけれども。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員、ご質問にお答えします。

今回、利用するというとあれですけれども、活用しようとしていた事業、東京都さんの補助金事業に関しては、事業実施の前年に要望調査というものがあります。その要望調査を東京都さんに提出させていただいて、それがそこの時点で通ればというとあれですけれども、承認いただけると、次年度予算で補助金事業として事業実施ができるというところになりますので、来年度繰越しという言葉がちょっとどうなのかというのはありますけれども、来年度につきましては村の事業として、さっきご説明しましたけれども、用地の確定を進めて測量調査とかをやるというのを考えています。来年度の６月ぐらいまで要望調査が来ますので、改めて要望を上げさせていただいて、再来年度事業を実施するということで考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、そういうことで手順的にずれ込んでいくということで、これはやむなしということなのでしょうから。ただ、一応お伺いしておきたいのは、一般質問で述べましたけれども、この計画についてはできてからこれまでの答弁が、焼却場に限らず、計画が東京都に申請してそのオーケーが出て、認可が出て、その結果住民にはお知らせします、こうなっていたわけです。その範疇にこの製油工場も入っていますか。これは別になっています。例えばいつだか分かりませんが、来年度以降東京都に事業申請するのだと、計画の、補助金を得るために。その認可を

受けて説明だと。それまでには用地から、……基本設計から出すわけでしょう。何を造るのですかと東京都に言われたら、製油工場を造ります。それだけではオーケー出ないでしょう。

○議長（寺田　優君）　荻野産業観光課主幹。

〔産業観光課主幹（荻野　了君）登壇〕

○産業観光課主幹（荻野　了君）　笹岡議員のご質問にお答えします。

椿関係に関して言うと、半年に１度ぐらい生産者会議というのが農協さん主催であると思うのですけれども、その中で今までも製油センターの話とかも村から生産者の皆様に、今こういう状態ですよというお話はさせていただいていますので、その機会でご説明させていただければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　それは分かりました。

次に、これもやっぱり石野議員……ですけれども、ジシンガ沢のごみといいますか、木の枝や草ということでの大きな問題ですけれども、そもそも若干繰り返さないと分かりにくいと思うので繰り返しますけれども、開放してくれとの要望を受けて、行政とすればそのままでこういう不純物というか、そういうふうなものが入るので、ならば規制しなくてはいけない。そういうものが入ると困ると。それのときに私の記憶では、石野議員が防犯カメラと言ったか監視と言ったか分かりませんが、カメラをつけたらどうですかと言ったらば、カメラをつけたのです、予算で。ところが、その額が1,000万で、ほかにもあっちもこっちも入っていたわけ。

ここは改めて伺いたいのですけれども、このカメラをつけたときは開放するつもりだったのですか。そのためにカメラをつけると言ったのですか。どうですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　今回の24時間連続で監視できるものを設けて、取りあえず開放を考えていたところでございます。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　だとしたら、カメラをつけたらどうですか、そこだけ。そこをつけるからあっちもつけなければいけない、こっちもつけなければいけない、そこもどうだという、そこは別の裁量ですよ。今、住民の中で問題になっているのは、行政のほうではどこどこも監視したい、あそこも監視したいというのはあるでしょうけれども、それはそれで別件。あそこの開放してほしいというのが主なのです。それを遮断するためにそういう施策を取ってさももっともらしくして、それ

で開放しませんと。

ところが、今聞けば、カメラさえつければ開放するのだと言っているのだから。ほかはほかで別の案件ですよ、これは、どこにつけようと。役場の門へつけようが、どこどこへつけようが。そこへ行くのと、金額まで述べていたようですけれども、七、八十万でできるやらできないやら知りません。あるいは１台つけるのか、２台つけるのか知りません。1,000万もかからない本来の価格を設定して、そして開放したらどうですか。開放すると言っているのだから。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　その金額どうのこうのの話の前に、カメラを設置する経緯、なぜそこだけではなくてほかもかといったところで、モニターで監視をするシステムだということが先ほど説明があったと思いますが、庁内でテレビなりモニターで監視をするような仕組みだと。そこだけやればいいではないかというところの今のお話だと思うのですけれども、それだったらそこの部分も一緒にやれば、金額的にも効果的だろうと。幾らかというのは今の時点では言えないですけれども、１か所増やしてもそれほど大きな増にならないと。もともとのパッケージが大きい。金額が細かい話、見積り等見直してみなければ分からないですけれども、そこだけやれば、そういう開放とかということであるのであれば、今のところは申し訳ない。年度の後半になってしまうので考えられませんが、新年度に向けてそういったご要望があるのであれば、考えていきたいと思います。現時点では対応は難しいかなというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　私が言ったのをもう一回言わなければいけないのかなと思うけれども、全体どこどこへつけるって村の裁量ですよ、独自の。どこへつけようが、必要だからつけると思うのです。だけれども、つけなくてはならぬと思っていたらば、それで必要なものは用意した。つける必要はあるのだと。そうしたらゼロにしてしまった。何か議会の責任みたいな。議会はそこまでは想定していないの、少なくとも要望者は。どこどこに、桟橋につけるか、学校につけるか、どこにつけるか分かりません。どこへつけようと、それは行政の判断です。

だったら、それをやめてしまったら具合が悪いのでしょう、それはそれで。何か問題があるからつけたいのだと、1,000万かけても。だって、学校だとか役場だとかっていうのも、必要だから防犯カメラあるのでしょう、団体で。学校へつけるからどこどこもつけなければいけないと。診療所もつけなければいけない、勤福もつけなければいけないと、そんなことは関係ないでしょう。必要だと思ったから役場へつけた。ニュースで騒がれるから学校へつけたりしたのでしょう。必要なのです、それは。学校に必要だから、それをつけるためには診療所もつけなければならない、桟橋にもつけなければいけない、勤福にもつけなければいけない、交流会館もつけなければいけない。こん

なばかなことはないでしょう。そうでなければ学校へつけられないなんて。そういう計画といいますか、話をしたのです、皆さんは。住民はそこまでは言っていない。学校へもつけなさい。それは学校にはつけたらいいのです。駐車場もつけたらいいでしょう。それは役場が判断してそう思うのだから。

問題なのはそこではなくて、住民のほうでは開放してくれと、あそこを。そうしたら防犯カメラと、こう来ただけの話です。そして、蓋を開けてみたら全部あっちもこっちもこうだと。だから、要望したほうはびっくりする。そんなところまで私は考えて、あそこへカメラをつけてくれと言った覚えはないのだと、そういうことになるのではないですか。そうだったら、しかも所管課長はカメラさえつけてくれれば開放すると言っているのだから、そのことと駐車場へつけるか、勤福へつけるかは別です、これは。つけてもらいたいと、あそこへ。

それは今村長が言うように、１個つけるのも２個つけるのも大した金額はないと言うけれども、それも確かにあります。例えばあそこへ１個つけたと。そうしたら、あそこへつけたらば900万だと。それで、桟橋へついでにもう１個つけたらば100万でできた。だから、1,000万だというのは、これなら分かる。少なくとも石野議員が、あそこへつけるのだったら六、七十万、80万ぐらいと言ったか、そのくらいでできるのではないですかと。いやいや、そうはいかないと。八百万ぐらいかかるのだ。あと３か所ぐらいつけたって1,000万ぐらいでできる、こういう話なら別です。調べて幾らでできると。あそこの２つなり、１個でもいいでしょう。私はそれは１個でもたくさんだと思う。それを皆さんの判断で３つつける必要があるか、４つつける必要があるか、それはわからぬけれども、私は１個あったらたくさんだろうと思う。そんな高い金かけて３つも４つもつけなくても。もし１個でもって四、五十万でできるものだったら、即補正予算でカメラ買ってきてつけたらどうです。そして開放したら、それこそ皆さん喜びますよ。カメラさえつければやってくれるのだなと。

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　私が就任しまして１年ちょっと経過しますが、その間あの部分に関して、最初のうちは規制はしていなかったと。ひもだけだったのです。それで、その都度現場に私も立ち会い、職員の方が分別されていないものを引っ張り出して分別したりとか、同時にＩＴ告知端末等を使って住民の方に何度も注意を促したといった経緯をずっと目の当たりにしてきていると。ただでさえ職員の方々のふだんの日常の業務もあり、施錠で閉鎖するという運用も、今までどおりのほうがやっぱりいいのではないかという意見も恐らく来るだろうなということももちろん分かっておりましたが、致し方ないのかなと、現状ではという判断でそういうふうにさせてもらいました。

当然、カメラをつければいいのではないかというようなご意見もありますが、先ほどの給料の条例の話とも関連しますが、職員も別に悪気があってとか、そういうわけではなくて、できる限りで対応しようと。住民の方と、あと自分たちの業務と、適正な運用という面でやっていった中での今

の状況であるということなので、カメラをつければいいではないかということで単純なものではないと。何とかそれで回していく、運用していくようにしてもらわなければいけない。私が常にそこに番になっているわけではなくて、担当職員、担当課のほうでやっていってもらわなければいけないといった中で、なかなか分かりましたということも、今の時点ではちょっと難しいかなと思っております。

当然そういったご意見も踏まえて、改めて幹部もしくは担当、あと財源的なところで言うと、幹部会でも協議をしていって結論を出していきたいというところでございます。現時点では、繰り返しになりますが、今の運用でやらせていただきたいなと。昨日の一般質問の際に協議させてもらいますと。試しに１週間ぐらい開放してくれないかといったところは、改めてそれは幹部会の中で、今協議する項目の中には入れていきたいというふうに考えておりますが、現状はそのまま運営していきたいというふうに考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　人によって答弁が変わると、どこでまとまってどう理解したらいいか分からなくなるのです。国で言えば、閣内不一致が出てきたと大問題になる。私たちは所管課長、職員全て村長の代わりの補助職員ですから、これはあれが言った、これが言った、それよって右往左往はしないのです。所管課長が言ったことはごもっともなのです。最も住民にかなっているのです。カメラさえ据えれば開放してもよかったのだと、こう言っているわけだ。

〔「そういうつもりで言いました」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　そのつもりで、何も変わっていないのですよ。ちっとも変わっていない。だけれども、それを聞いてみたら、今度はいやいや、これからもまだいろいろ問題がありまして、職員も忙しいし手が足りるとか足りないとかの話になって、そして何か結論を聞いていると、検討するとは言うのだけれども、何となくやらないことが合法化されるのかなと。そのためにいろいろ述べていると。

ところが、所管課長は単刀直入なのです。最も分かりやすい。カメラさえつけば開放していいのですと。信用できないから、簡単に言えば、いろいろなものを捨てられてきていて。その趣旨から外れている住民がそういう行動を取ってきているので、それは私も認めます。あそこに草と木しか入っていないなんて言いません。何人が見ても、村長と同じような見方をしていると。それのほうも百も知っていて、それだから規制してきたわけです。鎖を張ったわけです。それに対して何とかならぬか、開放してもらえないかと言ったらば、そういう住民が使用できないとは言わないにしても、いろいろな想定外の、予定している以外のごみくずが入ってくると。これだから開けないのだと。だから、それではカメラをつけたらどうですかといって、分かりましたと思っていたわけだ。今聞いても、カメラさえつけていれば、開放していいのだと言っているわけです。

〔「それは９月にカメラをつけると……」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　今の議会でそう言っているわけです、所管課長は。それは所管課長が言ったことと、村長が言ったときにひっくり返されると、そうすると課長側の立場がないですよ。では、所管課長は信用できないと、こうなるわけだ。あなたの答弁違いますよと。では、幹部会ではどうなっていたのだと。幹部会ではこうなっていた……

〔「幹部会でそんな話ししていないですよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　していないということで、所管課長は先ほどカメラさえあれば開けてもいいのだという答弁したわけです。お聞きにならなかったですか。

〔「聞いていましたよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　聞いています。だから、それは今まずいと言っているのでしょう。

〔「まずいではなくて、今からカメラをつけて開放するという話はしていないという話です。もともと９月の議会でカメラをつけて開放するという話をしていたんで、それがなくなったから今までどおり運営すると言ったんです」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、今とは言っていないです。

〔「今という話ししたよ」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　今というのは、そういう話をしていると。だから、これに沿って対応するということは、予算を措置するのが今回の……

〔「だから、それは幹部会で検討すると言ったじゃない」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　だから、検討するというのは、一回議会ではそうですと言っているのです。これを幹部会でひっくり返すという考えがあるわけですね。所管課長は議会で答弁しているのだけれども、やりますと。だけれども、幹部会へかけたらば今度はやりませんと。こういうことはあるのですねと確認、それならば。分かります。

分からなければもう一回、担当課長が私は村長と同格に見ている。その人が今カメラさえあれば、据えれば、開放するのですかと言ったら、開放しますと言っている。

〔「違う」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　違うというと何か。それは聞いていましたかと聞いているのだよ。だったら、テープを回したほうがいいです。そういう解釈しないと。

〔「休憩しましょうか」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　休憩します。

（休憩　午後　３時０５分）

（再開　午後　３時１５分）

○議長（寺田　優君）　休憩を解いて会議に戻ります。

答弁から、上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　私のご説明もう一回、恐らくあれでしょうけれども、説明させていただきますけれども、カメラさえあれば開放するというふうな話ではございませんで、カメラを設けて24時間監視できる体制を取るというので、そのときの９月の状況の話です。９月に関してもそういったところで、それであればやむなしというところで話をして予算を計上させていただいたところでございまして、現段階においてまたその後幹部会等を設けまして、今回に関しては事業を見送るというところでございますので、では今ここからカメラを慌ててつけて何とかできるかというと、それをつけたところで今開放ができるかというと、ちょっとそこは正直言って厳しいのではないかというところで､今に関して慌ててつけたから開放できるという話ではないと考えております。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　今と言ったのは､それなりに私の発言の仕方が問題があったかもしれません。今といったって、すぐにあしたつけると言っているのではなかったのですけれども、確かに言ったことは、この予算の処理の中でやってもらいたいなと。今月初めから年内と私述べてきたもので、それに間に合わせてほしいという意味であって、それにお答えして検討するということをいただいているのですけれども、改めて今ということではなくていいので、今日、あしたという問題ではなくて、あるいは今予算ということではなくて、次回の予算時までには、今監視カメラ１基を取り付けてもらって、１基でも２基でも、そういうことで対応してほしいということを申し述べておきたいと思います。

それで、ちなみに申し上げておきますと、ちょっと皆さんと相談させてもらいましたけれども、皆さんがそういう意向なのでご了承いただきましたので、それを酌んでいただいて、ぜひ次回には少なくともジシンガ沢には、必要ならばですよ。必要なければつける必要なくて開放してほしいのですけれども、目的は開放してもらうということなので、その一言に尽きるので、そのための手段としてカメラが必要であれば、その措置を講じてもらいたいということを申し述べておきたいと思います。質問といいますか、これは答弁いただいて、やりませんといったときにどうするかという問題があるので分からぬけれども、意見にしておきましょう。討論に行っていないのだよ、まだ。どういうことにしましょうか。質問にとどめましょうか、それとも今の私の発言をもって、私の討論に代えましょうか。

○議長（寺田　優君）　質問なのでしょう。ここで答え……

○３番（笹岡壽一君）　では、質問ですが、いかがお答え……

○議長（寺田　優君）　村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　十分協議していきたいと思います。

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　分かりました。では、そのようにしていただいて、次の議会の補正なり新予算なりでは、今度３月ですから、年末補正でやるのか、当初予算にするのかは別として、予算措置を講じて開放に向けてご尽力をいただきたいと思います。質問は終わります。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。討論ございますか。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　正直言ってほかにもあったのですけれども、これをやったら一件落着したみたいな感じになって、討論ということにします。

今の村長の答弁いただいてご尽力をいただくということで､その間に述べた懸案事項もあります。クレーンの問題、製油工場の問題、その他もありますが、いずれにしましても懸案事項については検討いただくということ。

それから、最後のこのごみ処理場の問題、ジシンガ沢については、村長の答弁をもって期待して信頼して、そして議員の皆様からの意向も伝えましたので、それを十分しんしゃくしていただいて対応してほしいと思います。

よって、本原案については賛成をいたします。

以上です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第61号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）を採決いたします。

議員は投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第61号　令和４年度東京都利島村一般会計補正予算（第５号）は、満場一致で

可決、承認されました。

◎日程第９　議案第６２号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程９、議案第62号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第62号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）。

令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ39万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,032万9,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

◎日程変更の動議

〔「議長」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　議案審議の提案したいと思います。

議案62号、63号、それから66号、これについては一括、それから次に64号、それから65号、これについては別に一括ということで審議の日程変更といいますか、これは議案の変更はありますよね。66号が64号になるということになるのかな。

〔「説明だけ一遍にさせてもらって」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　いやいや、審議の進め方。審議、要するに採決は……

〔「案件なのでちょっと大変になる。事務局側的には多分案件になると大変かなというのがあるので、できれば順番こに63と64とか、そういう。飛び飛びだとちょっと」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、62号と63号を一括、それから64号、65号を一括、66号はそのまま

というのはいいのですね。

〔「はい、分かりました」と言う人あり〕

○３番（笹岡壽一君）　それでは、そういう提案をさせていただきます。

○議長（寺田　優君）　ただいま笹岡議員より、日程の変更、議案第62号と63号を一括で上程して、議案第64号と65号を一括で上程するという提案がありましたが……

〔「あと66号」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　最後は66と、これは１個しかない。

〔「単独」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　単独で。このように取り図ったらどうかというご意見がありましたけれども、議員の皆さん、いかがですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　異議なしのようですので、このように図ります。

◎日程第１０　議案第６３号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）

○議長（寺田　優君）　ただいま議案第62号の説明はなかったっけ、まだ。

〔「63号を上程させてもらって」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　では、63号を上程してください。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　ありがとうございます。62号の事業勘定に続きまして、議案第63号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）。

令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ５万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,629万1,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　すみません。まず、国民健康保険事業特別会計のご説明を申し上げます。

148ページ、149ページを御覧いただけますか。歳入のほうになりますか。こちらのほう、歳入のほうですけれども、一般会計からの繰入金を増額させていただいています。39万4,000円です。

続きまして、150ページ、151ページ、こちらですけれども、給与の新陳代謝に伴う増額分というのを、先ほど申したとおり歳入の一般会計繰入金のほうから入れさせていただいているといったところが、今回の補正の全部になります。

続きまして、診療所会計のほうでございます。こちらにつきましても、不用額として160ページ、161ページ、雑入のほうで５万3,000円減らしているといったところです。

あと、162、163ですけれども、歳出のほうでございますが、こちらの人件費のほうの増と、あと残り不用額のほうを減額しているといったところになります。

以上となります。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了し、討論も省略しまして、早速……

〔「討論しないといけないんだ」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　しないといけない。では、討論をお願いします。

笹岡議員。

〔３番（笹岡壽一君）登壇〕

○３番（笹岡壽一君）　ちょっとミステークが私自身がありまして、これは個人的なことで、一般会計の当初予算に反対している関係が改善されていなければ反対するということで、この間貫いてきたのですけれども、先ほどの案件で村長もそういう答弁いただいたものですから、あるいは議員の皆さんも申し述べたようなことなものですから、よしとして賛成しまして、採決はもちろん討論で賛成を述べていますので、これは撤回するわけにいかない。そういうことで賛成を取り消すということを申し述べるつもりはさらさらありませんけれども、ただ今後のために一応弁解がましくということにならざるを得ませんけれども、その姿勢というのは私のミスでしたので、全ての予算がもちろん悪いなんて誰も言っていないわけで、私自身も言っていないわけで。

ですけれども、そういう経過の中で反対を述べてきたので、特別会計事業関係についても反対せざるを得ないと。専ら形式ということで、一般会計からの繰入金としてあれば、これは矛盾した行為になるので、賛成したら。片方を反対しておいて、片方は賛成というわけにいかない。そういう点で、以下あらかじめお伝えしておきますけれども、同趣旨で討論に一々立ちませんけれども、反対ということを申し述べておきたいと思います。

以上です。

○議長（寺田　優君）　私のほうもちょっと戻りまして、議案第62号についての討論、ほかにござい

ますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、採決を行いたいと思います。

議案第62号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

議員の皆さんは投票をしてください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

議案第62号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）は可決、承認されました。

引き続き、議案第63号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）の討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、早速採決に入りたいと思います。

議案第63号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第63号　令和４年度東京都利島村国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算（第２号）は、賛成多数で可決、承認されました。

◎日程第１１　議案第６４号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）

日程第１２　議案第６５号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程11と日程12を上程いたします。議案第64号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）、議案第65号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第64号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）。

令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を１億359万9,000円とする。

次に、議案第65号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）。

令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ81万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を8,688万2,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　174、175ページを御覧ください。

歳出のほうでございますけれども、簡水のほうの一般職の人件費、新陳代謝のところを計上させていただいております。

施設管理費に関しまして、光熱水費に関しましては脱塩施設の使用料が増になっているところと、電気代が高騰しているところにより増額させていただいております。

メーター交換委託料に関しましては、当初見込みより交換個数が増えております。

３番目の施設整備費のところの老朽管更新事業のところの浄水場資材の賃借料でございますけれども、議案の67号で簡水の井戸新設のほうの工事契約を変更させていただいておるのですけれども、こちらの関係のものをまた別に鉄板を賃借をしておりまして、こちらのほうの鉄板の賃借料の期間が延びた関係で増額をさせていただいております。

簡水の172、173ページを御覧いただいて、今回の増額分に関しては全部一般会計から繰入れさせていただく形で対応させていただいております。

続きまして、186、187ページを御覧ください。浄化槽事業の歳出でございます。浄化槽の人件費に関しましても、また新陳代謝によって増額させていただいております。

浄化槽のほうの管理経費に関しては燃料でございますけれども、燃料費に関しても燃料代の高騰により、また額を増額させていただいております。

汚泥再生処理センター管理経費に関しましても、同じく電気代のほうが高騰しておりますので、増額をさせていただいております。汚泥再生処理センター運転管理支援委託でございますけれども、窒素除去するための消化槽というのがあるのですけれども、こちらのほうに汚泥がたまっておりま

すので、その引き抜き作業を委託するというところで50万円計上させていただいております。

財源につきましては、184、185ページを御覧ください。一般会計繰入金より対応させていただいております。

以上です。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　今の説明の中で井戸を掘る鉄板の費用を計上させてもらったと。幾らか金額は私聞き漏らしたかもしれないですけれども、それって一括契約でしょう、業者と。作業をするのに鉄板を借りるのも役場が負担するというのは、ちょっとないのではないかという気がするのですけれども、そこまで面倒見なければいけないのですか。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　すみません。正直なところ申し上げて、鉄板を借りるのはほかの業者さんから借りていまして、もっとも一括契約ですけれども、そちらの事業者さんから借りるとさらに高いものになってしまうので、別の事業者さんから村が借り受けるということで経費を落としていますので、そこだけ別に契約しています。

〔「それは業者の負担じゃない」と言う人あり〕

○環境建設課長（上野　崇君）　そこは別というところでなっております。

○議長（寺田　優君）　前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　そういう話を聞くと、では契約条項から見直していかなければいけないのではないかという気がするのですけれども、金額的に僅かというのは分かりますから、そこまでは言いませんけれども、普通は業者負担ですよね。地盤が悪いどうのこうのといっても、それを承知して受けているわけなのだから、それを役場が全てお膳立てして、はい、やってくださいと。あなたたちは穴だけ掘ってくださいと、井戸を掘ってくださいという、話がそういうような問題ではないような気がするのですけれども、今も言いましたように金額がちっちゃいので、そこまでは言いませんけれども、通常は常識で考えればそうだと思うのです。業者に委託するのだから、全てやってくださいと。穴を掘り上げて、井戸を掘り上げてくださいと、その契約なのだから、それを仮に1,000円でも１万円でも、役場がそれをお膳立てしてやらせるということはないと思いますけれども。別に答弁はいいです。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了いたします。

討論を行います。

初めに、議案第64号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。討論ございますか。

前田副議長。

〔１番（前田　清君）登壇〕

○１番（前田　清君）　質問をしたので、討論まで参加させてもらいますけれども、金額がちっちゃいということなので、その辺は横に置いておいたとして、次回以降、契約というのは僕はそこまでやるべきだと思いますので、工事に関する仕様書というのも当然あるのでしょうけれども、それに基づいて金を払うということにこれからはしてほしいと思います。

取りあえず、今回の案件については賛成です。

○議長（寺田　優君）　ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、討論を終了し、これより採決を行います。

議案第64号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第64号　令和４年度東京都利島村簡易水道事業特別会計補正予算（第３号）は可決、承認されました。

引き続き、議案第65号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）の討論を行います。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行います。

議案第65号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

議員の皆さんは投票を行ってくだい。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第65号　令和４年度東京都利島村合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第３

号）は可決、承認されました。

◎日程第１３　議案第６６号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程13、議案第66号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第66号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号)。

令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5,346万6,000円とする。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　榎本住民課長。

〔住民課長（榎本雅仁君）登壇〕

○住民課長（榎本雅仁君）　介護保険事業特別会計の補正予算についてご説明申し上げます。

196ページ、197ページを御覧ください。歳入のほうになります。こちらのほう、職員給与分の増加分を一般会計からの繰入金を行っているのと、事務費の増額分をそれぞれ一般会計からの繰入金を行っているといったところになります。

次のページに行きまして、198ページ、199ページ、こちらのほう、先ほど申し上げましたとおり、職員の分の給与について、今回人事院勧告に基づいて増額している部分等々を増額させていただいているといったところと、あと事務費のほうなのですけれども、介護保険の認定調査に係る主治医意見書の部分が、今年度介護の認定者数のほうが増加したため増額が必要といったところで、６万4,000円増加させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　ないようですので、質疑を終了し、討論を行います。

討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　討論もないようですので、採決を行います。

議案第66号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）を採決いたします。

投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第66号　令和４年度東京都利島村介護保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）は原案のとおり可決、承認されました。

◎日程第１４　議案第６７号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更について

○議長（寺田　優君）　引き続き、日程14、議案第67号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

村山村長。

〔村長（村山将人君）登壇〕

○村長（村山将人君）　議案第67号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更について。

利島村契約事務規則第８条から第32条までの規定により、令和３年８月16日に一般競争入札に付し、不落随契となった利島村かん水井戸新設工事について、下記のとおり請負契約を変更するため、地方自治法第96条第１項第５号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求める。

詳細に関しましては、所管より説明いたします。

○議長（寺田　優君）　上野環境建設課長。

〔環境建設課長（上野　崇君）登壇〕

○環境建設課長（上野　崇君）　契約の目的が、利島村かん水井戸新設工事でございます。

契約の変更事項でございますが、金額になってまいります。原契約が１億1,748万円だったのが、変更後に関しては１億3,339万8,000円となっております。

契約の相手が、東京都豊島区南池袋１丁目11番22号、株式会社クリタス関東支社長、鎌田裕久。

内容でございますけれども、今年に入ってから説明申し上げているところでございますけれども、

もともとかん水の今回井戸を掘っていたところでございますけれども、当初掘り進めていた位置が第２、第３貯水池の配水管、配水路というか、こちらがございまして、新たに場所を変えて掘り直す必要が生じたため、経費が増額になってしまったというところでございます。

以上でございます。

○議長（寺田　優君）　議案の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質問のある議員は挙手願います。

よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、質疑を終了し、討論をいたしませんで、早速採決に入りたいと思います。

議案第67号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更についてを採決いたします。

議員は投票を行ってください。

〔投　　票〕

○議長（寺田　優君）　投票を終了いたします。

投票の結果、議案第67号　利島村かん水井戸新設工事請負契約の変更については可決、承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（寺田　優君）　以上で定例会の議会に付された議案は全て終了いたしました。

したがいまして、これで本定例会を閉会したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（寺田　優君）　それでは、異議なしと認め、令和４年第４回利島村議会定例会を閉会いたします。

皆様、ご苦労さまでございました。

（午後　３時５１分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

令和４年１２月１５日

議　　長　　寺　　田　　優

署　名　議　員　　石　　野　　治

署　名　議　員　　井　　口　　保